

289

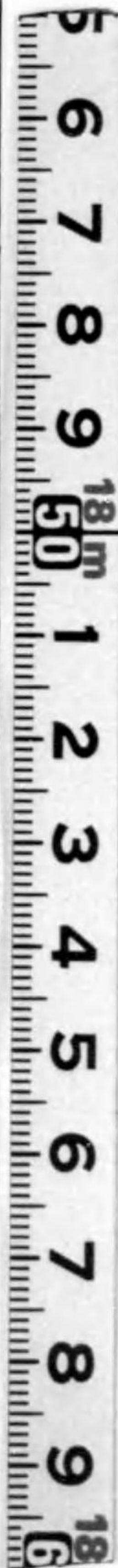
289-Sa854-3ㄅ



1200500732397

淵 信 藤 佐

著 夫 武 野 小



始



003

289
SA 854
3

淵 信 藤 佐

著 夫 武 野 小



976
05

大東亞共榮圈の
首唱者

信

淵

小野武夫著

大東亞共榮圈の首唱者





佐藤信淵の眞筆

此の文字は今の千葉縣市原郡菊間村八幡神社神職根本邦胤の宅に信淵六十七歳の時、即ち天保六年乙未に逗留中、邦胤に請はれて信淵自ら揮毫したもの、最近鴛田惠吉氏が右根本家を訪れて発見し、譲り受けたるを、著者が借りて撮影したものである。大東亞共榮圏の首唱者信淵を語る本書の巻頭を「披雲——手もて雲をひらく——」の文字を以て飾ることは偶然ながら意義が深い。署名の萬松齋は信淵の號、彼が存命中松を愛したるに因むと云ふ。

序

此の書は幕末の思想家佐藤信淵が、百有餘年前に思索した問題が、今當に實現されつゝあることを語らんとするものである。即ち現在吾々の戰つてゐる大東亞戦争は最近突如として起つたものでなく、遠く近世期末の大思想家により構想せられたる皇國農村を基盤とする民族發展理念が、今や具現の緒に就いてゐることの立證を試みようとするものである。

随つて此の書は是迄書かれた多くの信淵傳とは其の考へ方を異にし、閱歷の詮議立てに終る傳記書としてよりも、寧ろ皇國民族思想家としての信淵の現代史觀と云つた方が適當であらう。別な言葉で申せば、信淵の思想に彩られた徳川時代末期の社會相を觀つめつゝ、現下の世界狀勢を眺めて目前に進行中なる大東亞共榮圏建設理念の中に彼が本領を復現して觀ようとするものである。

本書の起稿に際し子爵九鬼隆治氏は、天保十一年以來一百有餘年間、同家に門外不出の書として珍藏せられたる信淵手記の「丹波巡察記」を收載することを許された。「丹波巡察記」は學界未見の文獻であると共に、現下の時局に多大の示唆を與ふるものである。此の貴重な資料が收録されたので、本書は學術上一段の重味を加ふることを得た。九鬼子爵家に對して深く感謝の意を表する。

尙此の書の編述中、信淵の熱心なる研究者鶴田惠吉氏から巻頭に掲ぐる信淵自筆の「披雲」の文字の外、種々有益な資料を貸して呉れたことに對し、厚く御禮を申し述べて置く。

昭和十八年三月

著者しるす

大東亞共榮圈の
首唱者 信淵 目次

緒言.....一

第一篇 信淵の人物と其の業績.....六

第一章 江戸時代の農村指導者と信淵の地位.....六

はしがき.....六

第一節 彼は農學者型人物なるか.....八

第二節 彼は農業技師型人物なるか.....一〇

第三節 彼は土木家型人物なるか.....二

第四節 彼は林業家型人物なるか.....三

第五節 彼は慈善家型人物なるか.....四

第六節 彼は義民型人物なるか.....六

第七節 彼は教育家型人物なるか.....八

第八節 彼は民政家型人物なるか……………二〇

第九節 農政學者信淵の地位……………三

第二章 信淵の閱歷と性行……………二六

第一節 彼の血統……………二六

第二節 彼が閱歷の一斑……………三〇

第三節 彼が風貌と性格……………四〇

第四節 彼の經濟生活……………四三

第三章 信淵の思想……………五一

第一節 彼が哲學竝に經濟思想……………五一

第二節 狹義農學者としての信淵……………六六

第三節 民族主義思想家としての信淵……………六九

第四節 信淵の農政實踐面……………七一

第五節 彼が思想の淵源……………七三

第四章 信淵が思想の時代的特徴……………八〇

第一節 彼が意圖した國土計畫……………八〇

第二節 彼が考察した作戰と兵技……………九

第三節 彼が意圖した大東亞經綸論……………一一

第五章 信淵と皇國農村(丹波巡察記を讀みて)……………二八

はし が き……………二八

丹波巡察記 上卷……………二九

丹波巡察記 中卷……………三七

丹波巡察記 下卷……………三六

讀 後 感……………三七

第六章 信淵の時代に於ける社會經濟事情……………三八

第一節 武士階級の頽廢……………三八

第二節 町人階級の擡頭……………四五

第三節	地主小作の關係	一七六
第四節	饑饉と間引の慘害	一七八
第五節	邊境漸く多事なりし事	一八〇
第七章	信淵と二宮尊徳並に同時代の諸人物との比較	一九二
第八章	信淵研究者間に於ける論争一斑	二〇二
結	言	二〇六
第二篇	現代に生くる信淵の思想	二三
第一章	再び信淵の國家新體制を憶ふて	三二
第二章	大東亞共榮圏と世界新秩序論	三三
第三章	大東亞共榮圏の文化指導理念	三六
第四章	大東亞共榮圏の農政理念	三七
第五章	識見古今に通ず	三九

第三篇	信淵と明日の日本	二五四
第一章	信淵に關する知識普及の功勞者	二五四
第二章	偉人を觀る眼	二五九
第一節	偉人の眞姿	二五九
第二節	信淵の場合	二六〇
第三章	日本精神史上の偉才	二六一

大東亞共榮圈
の首唱者 信 淵

緒 言

大東亞戰爭を戦ひ抜き、大東亞共榮圈の確立に功を遂げて、國家百年の大計を企圖しなければならぬ今の時に當つて、一百年前の大先覺佐藤信淵の高唱したる皇道國家學乃至農政學を見る時、其の示唆する處は深遠にして高大である。

彼は神道哲學者にして經濟理論家である。彼は兵器學者にして作戰理論家である。彼は自然科學者にして國家改造論者である。斯くの如く多方面に亘つて獨創的識見を有し、透徹した思辯に長けた學者は、日本經濟思想史界空前の存在であつた。

彼に於て最も尊敬に値し、且つ限りなく興味を覚えしむるものは、其の所見と、所想と、所論とが悉く昭和現代の日本社會に聯通し、大東亞戰爭のさ中に高唱せられつゝある大東亞建設理論と廣く又

深く交響することであつて、今日若し信淵存在せば如何に國家社會を益したであらうかを追懷せしめずしては息まないことである。

私は是まで信淵の思想を世に紹介すること二度に及んだ。最初は昭和九年に「人と學說叢書」の一篇として「佐藤信淵」を公刊し、次には「農業叢書」の中の「國家と農村」の第一篇に「日本國家の興隆原理」として信淵の思想を最近の農村問題に結びつけて世に問ふたことがあつたので、本書は當に第三回目に當る譯であるが、時務に感じた私は三たび筆を執るに至つた。

二

私は去る昭和十二年八月秋田縣精神文化講習所の依頼によりて山田孝雄博士と並んで秋田縣下の小學校教員諸氏の爲に秋田市に於て二日間講義した。山田博士は平田篤胤に就き、私は佐藤信淵に就いて語つた。講演終了後、私の講演速記は右秋田縣精神文化講習所で印刷に附し、關係筋に配付された旨を今昭和十八年二月になつて知つたので、知人を通して秋田縣廳から一冊貰ひ受けて始めて披見したが、文中二・三個所に誤記と誤植があり、適當の方法で修正して置きたく考へた次第である。他方私の手許に整理保存してあつた講演原稿の一部分は、昨昭和十七年十二月請はれて「日本學研究」誌の「佐藤信淵の研究號」に寄せ、他の部分は依然として筐中に秘して置いた。然るに最近書肆潮文閣

主人から新偉人傳叢書中に信淵傳を寄せられたいと依頼があつたが、時恰も時務を慷慨してゐたことでもあり、且つ日本民族精神の強力を把持者信淵の所想到現代日本が負ふ所のもの甚大なるを想ひ、其の事を青年諸君に周知して貰ひたく、右舊稿を参照しつゝ、全體を書き改めて時代色を染め込み、此の小著として書肆の求めに應ずることにしたのである。

三

本書記述の順序としては、先づ第一に信淵の生存したる江戸時代に於ける諸他農村指導者中に於て彼が如何なる位置を占めてゐたかを見、次に信淵の人物を知るために彼の閱歷と性行の一斑を見、第三に彼の思想を學術的に、又淵源的に解説して其の學問の幅と含蓄の程を明かにし、次に信淵の學問の一翼が農村實地調査に觸れ、彼の農村對策が必ずしも抽象的な演繹論でないことを示すと共に、彼の人格に對する第三者の批判を知る方法として、彼の實地踏査に成りたる學界未見の農村調査書を収録することにする。次に信淵を生んだ幕末の社會情勢と經濟事情に就て説明して、彼が独自の學說を樹てた時代的背景を窺ふことにする。次は信淵と同時代に活躍した二三の人物、即ち實踐哲學者實際經濟學者としての二宮尊徳とはどう違ふか、又農村教育家としての大原幽學とはどう違ふか、又通俗農學者として知られた大藏永常とはどう違ふか等を詮索して見たい。斯く同時代の代表的人物と比較

して見ることにより信淵の人と爲りや、彼の學問の幅やが一層はつきり判ると思ふ。次に信淵に関する研究は明治時代以後最近に至るまで各方面の學者によつてなされてゐるか、此の諸學者の信淵に對する論評中の主要なるもの若干を拾ひ上げ、私見を加へて批判して見たい。

四

然も信淵の思想の影響が最も顯著に象徴されてゐるのは、現下日本國民への課題として投げ附けられてゐる大東亞共榮圈建設に對して、早くも一百年の昔に信淵が其の必至性を示唆し、且つ之を達成する爲の計畫案を示してゐることである。此の信淵の思想の現代的意義を闡明する爲に私は現代日本の智識層が其の智能を傾けて案出した其の理念も結局信淵の範疇外には出でない事實を明白にする爲め、私の見て以て最も妥當なりと考ふる最近の大東亞共榮圈建設理論の要旨を引用し、配置し、既往の歴史的存在たる信淵の思想と現下實在の共榮圈理念との間に通ずる脈絡を見出して、逝ける信淵の學問思想の如何に悠遠にして現代的意義の深いものであるかを立證して見たいと思ふ。即ち現代思想界の協力により成る大東亞共榮圈建設理論と信淵の思想とがよく近似し、否な交流してゐる點を比較して、日本民族思想史上に於て信淵の占むる位置の高邁であり、隨つて彼は先づ其の後學により尊敬せられ、次で一般國民により信頼せられねばならぬ理由を立證したいと思ふ。切言すれば、思想家と

しての信淵、學者としての信淵、指導者としての信淵は現代日本の社會から如何に觀らるべきであるか、又觀て宜しいかと云ふことに就て述べると共に、此の東洋的存在であり、又日本學界の至寶である信淵に對して、我々はどうか云ふ態度と氣持とを以て敬慕し、研究し、それを後世に傳ふべきであるかと云ふ點に論及したのである。而して信淵の紹介は明治以來各方面の諸學者により行はれ、現にそれが繼續中である事をも密かにして、我家族國家に生くる後進學徒が其の先進思想家を追慕する民族的理念の跡を明かにし、最後に現代青年は如何にして偉人信淵を見るべき乎に就て、著者の所見を語りたいと思ふ。

斯くて本書の骨幹は一應は筐中所藏の數年前の講演原稿に據るものであるけれども、現下時局の要請に基いて増補されてゐる點に新軌軸を出してゐる積りである。殊に本書には信淵手記の「丹波巡察記」を採録してあることを特色とする。此の農村踏査記にも亦彼が和漢の學を以て表現せる皇道哲學と、彼れ一流の農學上の識見とが細かく深く織り込まれて、本書全體に重味を加へ、且つ現下中央政府の指導下に進行中なる皇國農村運動に示唆を垂るゝものが少くない。特に注意して此の一章に眼を通されんことを希望する。

第一篇 信淵の人物と其の業績

第一章 江戸時代の農村指導人物と信淵の地位

はしがき

徳川全時代の經濟思想界を見廻す時、其の構想の雄大たる點と、思想の多量なる點に於て、信淵の學者は無く、彼は確かに日本經濟思想史上に於ける一大偉才であつた。

彼は一面社會科學者であり、自然科學者でもあつたが、然も彼が眞面目は彼が自ら氣を負ふて高唱する所の國家哲學乃至經濟學に在つた。彼の絶叫する所は日本國家の整備と、國力の充實であり、此の國內整備と國力充實を俟つて日本の國威を輝し、朝鮮や滿洲は云はすもかな、支那本土、南洋、印度にまでも我皇威を光被せしめて善導し、全宇内を我が勢力下に收め、萬邦をして各々其の處を得しめんとしたのである。此の點に於て信淵は徳川時代の他の諸學者と比べて多少相似るものがあるとしても、其の思想の本質に於て比儔を見出し得ないのであつた。以上の事實を確認する爲に、茲に江戸

時代に於ける諸他の農村指導人物と並べ、彼此の等同を見ることにする。

信淵の活躍したる時代は、江戸時代の末期明和年間から嘉永年度に至る八十餘年間であつて、彼と同時代に生れて社會各方面に働いた人物は澤山あるが、今私は江戸時代三百年間に農村方面の指導に當つた人物の類型を考へ、此の群星の間に伍して、信淵が如何なる地位を占めてゐたかを見たい。富士山の眞の姿を見るには、此の靈山周圍の群峰と比較することによつてよく知れる。かうした考方により江戸時代の農村指導人物と並べて彼が姿を展望する。

偕て如何なる時代に於ても、無形なる精神力は有形なる人間の肉體に宿る、此の精神力が當の達人により具現せられたものが所謂偉人とか賢人とかである。

農村指導者は必ずしも農民階級のみに限らず、上は一藩の領主より、下は百姓の末に至るまで、苟も一郷一村の爲に奮闘努力した者ならば、其の身分の如何を問はず、皆農村社會の建設に寄與したものであつて、他の一般の農民達は概ね此等指導者の餘德を蒙つてゐたものとしてよい。別言すれば、苟も其の結果に於て農民の福祉を増進せんことを企圖したものならば、其の思考者とその活動者の屬する階級の如何を問はず、すべて之を農村指導者の範疇に取り入れてよいのである。此等農村指導者の抱懷した思想は皆に其の時代に影響したのみならず、次の時代にも及んで農村社會に流れてゐるのである。江戸時代に於ける學者信淵をばかうした方面から眺めて見たい。

第一節 彼は農學者型人物なるか

如何なる時代に於ても其の國に學問研究が旺盛となつて、始めて其の國の社會文化が發達するのである。今、我國農學の開祖が果して何人であるかの證議をなす前に考へなければならぬことは、農學とは果して何を指して云ふかの問題である。我古典の古事記や、日本書紀を始め、王朝時代の律令乃至武家時代の式目等に至るまで、多少なりとも、農業關係の事項や文言の交はり居らざるものは無い。又徳川時代に於ける地方文書中農業に關する事項を含まざるものとは殆んど見るを得ない實情である。併しながら此等の記事や記録が農學を意味するものとは云はれない。随つて此等の記事や記録の作者を以て農學者と稱することの出来ないのは云ふまでもない。然らば農學としての體系を備へた文獻とは果して如何なるものを指し、又其記述者を農學者と云ひ得べくば、それは果して如何なる人物であつたであらうか。

大體から云へば、我國に於て兎にも角にも著者の主觀の下に書いた農學書の現はれ始めたのは戰國時代の永祿七年伊豫の松浦宗案の「親民鑑月集」であると云はれてゐる。更に降つて徳川全時代を通じて見られた各種の農學者は大體にして二種に分類することが出来る、其の一は總論的又は各論的農學者である。總論的農學者とはあらゆる作物の耕作法なり家畜の飼育法なりに就き通解を加へたもの

であり、各論的農學者とは農業技術なり、又は農業經營法なりを別々に、又各作物に就いて説いたものである。例へば五穀中の稻作栽培法とか、特用作物中の櫛の栽培法とか、麻の栽培法とか、或は又肥料製造法とか、農具の構造とかに就ての解説である。此等各論的農學者は上記の總論的農學者と相俟つて近世農家の知識を養ひ、大に農業指導の役に立つたのである。併し考へねばならぬことは、總論農學者にしても、各論的農學者にしても、必ずしも判然と其の分野を守らず、各論農學者にして總論の内容に觸れたものがあり、總論農學者にして各論的内容を示したものがあつたのであるから、前者と後者とは必ずしも特立したものであつたとは云はれない。

蓋し其の分野は何れにあるにしても、元來は自己の懐く概念下に取り扱つてゐる農業技術を汎く農民に傳へ、又は曾て行はれた農法を當時の農村に應用せしめんとしたものであるから、其の論ずる處、講ずる處は、必ずや其の土地又は其の時代の農業より遙かに進んでゐるべき筈である。

日本農學の鼻祖は前記の如く伊豫の松浦宗案であると見られてゐるが、更に降つて徳川時代に至つては元祿年間の安藝の宮崎安貞、幕末に至つては羽後の佐藤信淵と大藏永常等が出た、此等は近世日本農學者の代表的人物である。而して此等の農學者が延て明治維新後の老農船津傳次平とか、林遠里とか、石川理紀之助とかに直接又間接に影響し、更に此の明治老農の思想と業績が色々の部面に於て現代農村の指導者にも反映してゐるが、信淵は此の農學者型の人物に屬して嶄然齊輩を抜き、然も總

論的農學者型の人物である。而して信淵は自らの學問をば農政學と云つてゐるけれども、それは實は廣い意味の國家學であることは、是から段々説明し行く處によつて明かであらう。

第二節 彼は農業技師型人物なるか

彼は農業技師型人物であるかの解説に入るに先ち、一言せねばならぬことは、農業技術と農學との關係である。元來農學は其の總論にしても、各論にしても、著者其の人の主觀を以て終始してゐるから、其の中に取り扱はれた甲地の農業が乙地に傳はり、又は著者の創意に基いて試験せられた成績が實驗に移されて、始めて其の實用化を見るのが常である。別言すれば、農學者と農事改良家とは相類似するが如くにして、實は指導者と被指導者、理論家と實際家との區別が嚴存する。

徳川時代の農業技術中の如何なる方面に最多く改良が企てられてゐたかと云ふに、其の最多きは稲作栽培、殊に品種改良、貯種法、選種法、害虫驅除、肥培法等であつた。殊に稻の品種改良は各地方の實地家により試みられ、其の改良者の名を冠する品種が現に各地に残存することによりても其の一斑を窺ふことが出来る。是れ蓋し米は國初以來國民の主要食糧であつたばかりでなく、當時の社會經濟の原動力を成したるものであるから、歴朝又は歴代幕府に於ても米の多收穫と品種改良とに全力を盡したから、此等の主穀思想乃至主穀政策が實際家を促して稻作改良に熱注せしめたのである。

此の他特殊農業部門としては或は農具の發明に於て、土壤の改良に於て、又特用農産物の加工に於ても夫々専門的人物が輩出した。又甲地方の農作物を乙地方に傳播せしめたことも農業技術改良の一面として見るべきである。例へば最初我が西南地方に輸入せられた甘藷が先づ中國、四國地方に傳はり、更にそれが關東地方に傳播せられたるに就ては、絶えず幾多の義官や篤農により努力が拂はれてゐる。

洵に農村活動の源泉は農業技術の發達に在る。農業各部門の技術が正調に發達し、進歩してこそ、其の國、其の領内の財政が健全に維持せられ、農民が幸福に浴するのである。徳川時代に於ける多くの老農傳は、此の見地に即して書かれてゐる。

徳川時代に於ける農事改良家は無數にあるが、此等老農精神が明治時代の農家に傳り、更に現代の篤農家にも反映してゐるのであるが、信淵は農業技師型人物では無い。勿論彼は或は上總に於て、三河に於て、丹波に於て、實地に農村を指導したことが無いではないが、彼の本領は何處までも學者であつた。歛鎌の人でなくして筆の人であつた。其處にこそ彼の偉大な眞の姿が見えるのである。

第三節 彼は土木家型人物なるか

徳川時代に至り、幕府並に各藩の財政々策として頻りに新田の開發が行はれた。斯くも農地の擴張

即ち新田の開発が行はるゝに至つたので、農村至る處に治水事業に邁進する人物が輩出した。

河水又は湖水を引いて灌漑水を得るには、其の開鑿工事の設計と施工の爲の指導的人物を必要とするが、更に又低窪地たる海岸や河岸に新田を開拓せんとする場合には埋立工事が必要とする。此の場合には如何にして水を得るか、如何にして其の埋立に要する土砂を得るか、問題であつた。随つて斯る多方面の智識と技能を有する人物が必要となつて来る。而して新田開発に先立つて行はれた彼の河川附け換工事の如きは、所謂一石二鳥の利益を狙つたものであるが、此の場合の設計工事を擔當した人物は一面工學的智識の持主であると共に、農業經營の才能を有するものでなければならなかつた。尤も如何なる新田開發事業にも土木の智識と、農業的才能とを必要としないものはないけれども、河川の流床を附け換へて舊流域を新田とし、同時に新河川となるべき土地の買収又は交換を行はしめんとする事業を実施せんとする場合には、一層廣汎且つ多角的な才能者を必要としたのである。徳川時代に至り北は奥州の果てより、南は薩摩の南端に至るまで、或は河に沿ひ、海に沿ひ、河川の附け換とか、溜池築造とかの工事が頻々とは行はれたが、其の工事の設計と施行には夫々の中心人物が活動し、又其の事業の種別の異なるに連れて、擔當人物の色彩も亦色取り／＼であつた。徳川時代の治水家としては多數の人物が知られてゐるが、信淵には治水に關する著書は若干あるけれども、彼は云はゞ治水建設の着想家であつた。指導者であつた。

第四節 彼は林業家型人物なるか

元來森林は社會的性質を帯んだものと、私經濟的性質を帯んだるとに分れるが、林業界に於ける農村人物は社會的性質を帯びたる保護林の造設に關して最も著しい功績を現はした。然らば前記保護林とは如何なるものであるかと云ふに、それは宗教的林系、教育的林系、風致的林系、衛生的林系、交通的林系、保安林系、農業的林系、獵漁的林系、軍事的林系等に分れ、更に宗教的林系をば神座林、墳墓林、奉養林、鬼門除林とし、教育的林系をば、記念林と學術參考林とし、風致的林系をば風致林、國飾り林、城飾林、馬場並木、所飾林、宮飾林、寺飾林、名所舊蹟飾林とし、衛生的林系をば庭園林、屋敷林、公園林、公衆衛生林、湯林とし、交通的林系をば航行目標林、往還並木、鐵道防雪林とし、保安的林系をば土砂扞止林、水害防備林、飛砂防止林、潮害防備林、墜石防止林、頽雪防止林、風害防備林、防火林、防盜林、境界林とし、農業的林系をば水源涵養林、草立林、畦畔樹、猪鹿除林、放牧林とし、獵漁的林系をば鹿倉山、鳥場（鳥構山）、鷹場林、鳥屋林、巢鷹山、獵區林、魚附林とし、軍事的林系をば城林、要害林、關所山、海防山としてある。（遠藤安太郎氏、日本山林史、保護林篇上参考）。以上の内、衛生的林系中の庭園林とか屋敷林とか、農業的林系中の畦畔樹の如き極めて一小部分を除く外は、全部が社會公衆の福祉を増進する爲の造林である、尤も此等造林事業は主と

して徳川幕府又は各藩の經營によつてなされ、又明治維新後に於ては中央政府又は地方廳に於て施工されたものが無いではないけれども、民間の私人が其の私財を抛て造林した場合も多いのである。縱令私財を投ぜないまでも、幕府又は藩主を促して事業を遂行せしむる爲に粉骨碎身したものが少くない。殊に土砂扞止林、水害防備林、飛砂防止林、潮害防備林、墜石防止林、頽雪防止林、風害防備林、防火林の如きは皆にそれが農村の經濟的利害を左右するのみならず、人畜の生命にも關するものであつたから、幾多の農村人物が躍り出でて、領主に歎願し、附近住民を遊説し、又は身を挺して事業遂行の衝に當つたのである。徳川時代の農村人物中に此の種の事業に盡力したものは枚舉に遑がない程であるが、造林に關する限り信淵の頭腦は此の方面には餘り向けられてゐなかつたやうである。

第五節 彼は慈善家型人物なるか

徳川時代に於ける農村の最大痛事は其の折々に襲ひ來る凶荒であつた、西南地方に於ては主として浮塵子の被害により不作を招いたが、東北方に於ては氣候不順による冷害が最大原因であつた。

凶荒一たび農村を襲ふや、農民は其の生命を托すべき食糧なく、餓殍道に横はり、あらゆる人生悲劇中の最大慘事が目撃せられ、之と同時に關係諸藩の財政收入にも不足を來すので、各藩に於ては、逸く藩内殘存米の留置を行ひ、又は他地方より米其他の雜穀を移入して一時の急を救ふの手段を講じ

た。又飢民に對しては臨時救療所たる所謂御救小屋を設けて心身疲勞せる飢民を收容して彼等に施粥し、又は施藥して、其の露命を一日も長く保たしめんことを努めた。

更に又農民中の稍々富裕なものは自己の倉庫に保存しある穀物を出し、之を振舞ふて善隣の好味を示すものもあり、又將來に對する先見の明ある農夫は其の身に飢餓の迫るをも顧みず、せめて種子丈だけは明年の爲に保存したいとて、其の種穀に目もくれず、それを枕として從容として死に就くものもある等、身は一介の農夫にてありながら、其の慈善心、其の俠氣は後代の龜鑑として仰ぐに足るものがあつた。即ち農村一たび凶作に見舞はるれば、民政の事に當る幕吏、藩吏を始め、村役人に至るまで慈善的精神を現はして飢民救助の事に當るのであつた。中にも村役人とか長百姓とかの中には自ら率先して減租運動を起すものがあつた爲に、遂に徒黨の罪に問はれて失命するものさへあつた。斯くして凶年時に於ては上は武士階級より、中は村役人、下は鄉村の農夫に至るまで、慈善心と俠氣に燃ふる人々が敢然起つて救貧救命の事に當つたが、此の場合の行動の一面は百姓一揆中の義民と共通するものであつた。

信淵が屢々起る飢饉に對して深い關心を持ち、飢民に對して同情を寄せてゐたことは彼の經濟學の隨處に記されてある飢民救濟論に見ても判る、否な信淵の經濟學の根幹を成す總括即ち商業國家專賣論の目的の一面は物價高に喘ぐ飢民の救濟に在つたと云ふてよいのであるが、彼は實際的に救民事業

に當つてはゐない、此の點に於ても彼は依然として一個の政策建白家としての位置に留つてゐた。

第六節 彼は義民型人物なるか

徳川時代の天領私領を通じての租税は先づ租税重課の形を以て現はれたが、租税重課は一面賦課率の増加によると共に、徴税技術たる檢地とか、檢見とかによつてなされる場合もあつたから、農民憎悪の焦點は屢々此等領主や徴税技術の執行者たる檢地奉行や、檢見役人に集中せらるゝのであつた。

更に天領又は各藩に在りては農民に對して絶えず勞役を賦課する向があつた、幕府施行する處の國役普請を始め、各藩毎に行ふ道路開鑿や治水工事に農民を徴發して勞役に従事せしむるものが少くない、又參觀交替の路筋に當る街道筋にては所謂大助郷、小助郷と呼ばれる宿驛附近の地域に對し、人馬の徴發が間斷なく行はれ、爲に其の地域の農民は銘々稼業の時間を奪はれて生計の困難を訴ふるものが少くなかつた。

更に又藩によつては特殊農産物の專賣制度を立て、農民をして此の農作物を強制的に植付けしめ、それを極めて廉價もて指定商人をして買上げしめ、藩境には番所を設けて當該農産物が藩外に流出するのを阻止し、以て藩指定商人をして利益の分け前を上納せしむる爲に、御用商人保護制度を強要するものがあつた。

徳川氏並に各藩による斯の如き租税誅求法にしても、亦幕吏藩吏の不法課税にしても、又各種勞役の過重賦課にしても、又御用商人による搾取にしても、事は直ちに管内全農民の經濟生活を脅すこととなるから、農村の有志相起つて其の非を數へ、幕府又は藩主に歎願運動をなし、其の事の成らざるに於ては徒黨を組んで暴力に訴へ、以て所謂百姓一揆の勃發を見るに至つたのである。斯く身を殺して大衆の爲に仁を敢行せんとした者は農民中に在りては智略優れ、勇氣に秀でたのもであつたが、然も事を企てたる彼等は殆んど洩れなく縛に就きて牢死又は斬罪の刑に處せられ、後ち封建制度崩壊して明治維新に至れば、何れも一郷の義民として讃仰せらるゝことになつたのである。義民の例としては普く人口に膾炙されたる下總佐倉宗吾を始め、伊豫吉田藩の武左衛門等、其の他無數であつた。

徳川時代に於ける百姓一揆中幕末に至りて起されたもの、中には封建制度其のものの崩壊を意圖して起つたものがあつたが、之は徳川封建社會解體期の所産であつて、封建制度崩壊の不可避性と、新時代招來の必然性とを確認したる農村一部の有産者、有識者等の革命遂行運動に外ならぬのであつた。文久三年に於ける大和十津川郷士の五條代官所襲撃、同年の但馬生野の義擧の如きそれであつた。

信淵の思想の根源は皇道に在り、皇祖天神の御神徳によつて大八洲を君民一體の皇國とし、其の皇民に夫々處を得しめ、生活を安定せしめて富國強兵の實を擧げしむるに在る。之が爲には封建諸制度を改めて天皇の親政に移せよと論じてゐるけれども、彼は結局理論家であつて革命家でない。其の故

にこそ彼は八十餘歳の高齡を保ち得たのである。若し彼が彼の抱持せる革命理論を文字通り實行に移さうとしたならば、彼は夙に其の生命を失ふてゐたであらう。

第七節 彼は教育家型人物なるか

徳川時代の地方教育制度としては各藩に夫々藩費があり、郷費があり、更に又村々には村塾教育機關として寺子屋があつた。以上の内、農村の子弟教育に最も關係の深い機關は寺子屋であつた。尤も藩費や、郷費に於ても往々農民の子弟を教育する向が無いではなかつたが、大體より云へば、其の數は微々たるものであつた。故に徳川時代の本格的農民教育機關としては、何と云つても寺子屋であつたと云つてよい。

村の庄屋とか、神官とか、又は僧侶とか、其の稼業の餘暇を以て自宅に寺子屋を開き、其處に於て庭訓往來とか、實五教とかを教へ、又農民子弟に對しては特に百姓往來を、町人子弟に對しては商賣往來を教へ、又稍々程度の高き方面では大學、中庸、論語、孟子の四書、更に高いものとしては詩經、書經、易經、春秋、禮記の五經をも教ふるのであつた。又讀書の外に簡單なる珠算や、習字の指導があつた、習字は寺子屋教育の量的大部分を占め、毎日幾度となく同一文字を繰り返して手習させるのであつた。習字が寺子屋教育に重きを成してゐたればこそ、寺子屋の塾長を手習師匠と呼んだのであ

る。

寺子屋の塾長は何れも相當の生活をなし居り、其の稼業の餘暇を割いて子弟教育に當つたのであるから、塾生より納入する月謝の如きは殆んど塾長の生活を支ふるに足らぬものであつて、盆暮に贈らるゝ米とか、濁酒とか、手漉の紙とか、麻緒とか、草履とか、大根とか、牛蒡とかは單なる弟子達の心盡しに過ぎぬものであつた。それにも拘らず、所謂手習師匠は其の心魂を籠めて塾生を指導し、否な其の在塾中のみならず、學業を終へて自家に歸り、稼業に就いた後も實生活上の指導を怠らぬのであつた。徳川時代の農民が無智文盲なる愚衆の群なるかのやうに看做されたにも拘らず、各村に次から次と徳望家や功者人が出でて、村を常によりよき方向へと導いたのは、斯る實踐的農村教育家に負ふものが少くなかつたのである。學者の調査せる所によれば、幕末に於ける寺子屋の數は全國に互り一萬有餘あつたと云ふが、此の寺子屋教育が維新後の日本農村社會に及ぼした影響は洵に甚大であつたと云はねばならぬ。信淵は或る意味では教育家であるが、彼が教育しようとした客體は諸侯と藩士であつて、庶民階級では無い。尤も彼の許に少數の青年が尋ねて來て入門し、彼に就て學問したことがないではないが、彼が本領とする處は飽までも諸侯の顧問として、治者階級を指導せんとするに在つた。

第八節 彼は民政家型人物なるか

未だ土地經濟組織の下より脱け出て得なかつた徳川時代に於ける諸藩の財政々策と經濟施設とが、農政的色彩を多分に帯んでゐたことは云ふまでもない。随つて幕府並に各藩の役人は如何にして農民を治むべきかと云ふことが最重要な關心事であつた。斯る關心の下より生れ出でたものが各種の民政であつた。元來民政なる文字は漠然たる表現であつて、其の中にはあらゆる農村政策を含み、前に説明したる農學の獎勵、農業技術の改良、保護林の造設、治水事業、新田の開発、教育施設、救荒施設等々を指すのである。

徳川時代の民政家としては米澤の上杉鷹山とか、肥前の鍋島閑叟とかの如く藩主其の人が自ら衝に當る場合があつたと共に、幕吏又は藩吏の身分で民政の局に當るものも多かつた。而して藩主を始め幕吏や藩吏は農業の經驗は持たなかつたにしても、民政に關する一應の學問は備へて居つたから、克く其の地位を利用して相當規模の政策を遂行し得たのである。殊に運河の開鑿とか溜池や灌漑溝の構築とかの民政施設は此等上司の指圖を受くることを最必要とした。徳川時代の民政中其の件數最も、且つ最重要性を帯ぶるものは恐らくは此の治水事業であつたであらうが、併し治水は單に民政家の企てた事業中の主要部分を占めたと云ふ丈けのことで、彼等は此の他に尙幾多の社會的、經濟的並に

教化的施設に精進したのである。

今信淵の場合に就いて考ふるに、彼は民政に對する多くの意見を述べてゐる。彼の農政學否な經濟學の大部分は之を民政學と云ふてもよい程であるが、併し彼は前にも云つたやうに、何處までも理論家であり、建言者であつて、民政の實地家ではなかつた。民政實施に當る君侯や官吏に對する高等指導者であつた。

第九節 農政學者信淵の地位

斯く徳川時代の農政指導人物を幾つかの類型に分ち、其の中の何れに當るかを見て來た最後に於て、吾々の眼に映する信淵は、見紛ふ方も無い堂々たる經濟學者である。否な百年後に於ける國論指導者としての、大東亞共榮圈建設論者としての、學者である。

洵に信淵に於ける最大特徴は飽くまでも學者たることにある。無論彼に於ても若干農業技師型とか、民政家型とかの面が無いではないが、其の最も濃厚に出でゐるのは學者としてである。而して彼を農政學者として扱ふには若干の解明が必要である。其の第一は後に本書の各章に於て觸るゝやうに、彼は自己の提唱する學問の根本思想として神道哲學を高唱し、其のあらゆる思索が此の神道哲學に出發してゐることである。即ち彼は自分の家學は日の大御神の神意を奉じ、萬物を豊かにして國家を富ま

し、土民を養ふの法であるから、皆是れ天功を助くるの實學である。故に堯舜の道と全く同じものであるから、世間に多い農書とは頗る異つてゐる、我家學を輕々に看過してはならないと云つてゐる。かうして彼は自家の學問が堯舜の道と全く同じであることを著書の隨所に幾度となく繰り返してゐるが、彼の云ふ堯舜の道とは廣義に於ける國家學又は政治學のことであつて、其の類語として屢々經濟法とか、經濟道とか、又は單に經濟の文字を敍めてゐる。現に「培養秘録」には我が家四代以來、經濟の學を修めたと序し、又「經濟要録」卷一に其の聽講の青年に對し、卿等の希望に因て經濟道の概略を述べると云つてゐる。そして此の場合の經濟は經國濟民であつて、我々が曾て明治以來使用してゐた所の私經濟の意ではなく、もつと廣汎な公的經濟を意味するものであつて、政治全般の指稱である。左れば「經濟問答」の劈頭にも經濟とは國土を經營し萬貨を豐饒にして、人民を救濟するの道であると定義し、更に國家の政を行ふを經濟道と稱ふるとまで述べてゐる。以て農政學者と云はれてゐる信淵の學問が單に狭い意味の農政學でないことが明かであらう。

次に、彼の學問が非常に優れてゐるのは、立派な體系を成してばら／＼でないことである。此の點徳川時代の諸學者間に在つて著しく異彩を放つて居る。彼は時から父に連れられて奥羽地方を旅行し、實地の見聞に基いて廣汎なる知識を得、之を經國濟民の學問に綜合統一した。かうした彼の學問思想を大別すれば、創業・開物・富國・垂統の四つとなる。彼が學問の中に取り入れた多方面の知識は、

之を一つ／＼離して觀ても見事なものであるが、其の一切が皇國中心に考へられ、國家を富強ならしむる爲の經濟學と云はれ、其の組織の中に、各部分が適當に按排されてゐて、整然たる體系をなしてゐる、其處にも雄大な理論家としての信淵の面目が現はれてゐる。其の事を知るには先づ彼の「天柱記」や「鑄造化育論」を見るがよい。此の兩書は彼の哲學的思想を綿密に敘述したもので、信淵の思想の根本を語つてゐるが、彼が著書のことには後に擧げるから茲に省略する。唯今日に於ても一驚すべきことは、彼が最大の純農業技術書たる「草木六部耕種法」にも彼の皇道哲學が隨處に説かれてゐることである。此の書は單に農業生産の技術を述べたるに止らずして、萬物を化育する爲の天理を詳かに説いて國家の農業資源を開發すべき實際方法を語つてゐる。さうかと思へば、彼は又他方面に於て國防國家の大事にも視野を擴め、武備は國家の一大事であるから、我家は兵學をも講ずると云ふて、十數種の作戦兵技書を著してゐることは、後に述ぶる處に見ても明かである。

斯くて彼の思想は、神道哲學によつて堯舜の道を日本化し、皇道國家を統治すべき政治を基礎づける經濟道を組織的に取り入れてある。以上の如く觀來れば、彼の學問は農政學と云ふには餘りに廣く、農政學としては寧ろ取り止めのないものであるが、然も彼が其の學問を農政學と云ふたのは、農業國本の道理に即して眞劍に思索したことによるのである。

彼が學問思想に就ては追て詳細に述べるが、豫備知識として簡単に語るならば、彼の思想は先づ創

業に出發してゐる。創業とは國家に君たるもの、道德を説いたものである。彼に従へば、君主は天に代り人民の父母として其の國を經營し、萬民を化育して、一國の物質的並に精神的文化を向上せしむるを本務とすべしと云ふのである。而して彼の云ふ君主の修むべき根本道德とは、恭儉己れを持することである。恭とは自己の一部否定であつて、人間の有する利己心や私欲の念を超え、萬民の繁榮を念とするやうに専思せねばならぬ、即ち天意に従ふて政治をすることである。儉とは其の私的生活に於て、榮耀榮華の生活を却くることである。

次には開物である、開物とは原始産業のことで、産業政策及び生産技術を講究するとの義である。此の開物の一篇こそ、彼が最も精力を傾倒せる所であつて、農政本論、經濟要録、草木六部耕種法等を初めとし、開物の題命下に於て之に關する幾多の農、林、水、工に關する所見が語られてゐる。即ち信淵の言葉を借りて云へば、開物とは一國の境内を審かに調査し、氣候を考へ、土性を見、山谷池澤を開發し、平原曠野を開墾し、種々の貨物を出して其の製造を精妙にすることを云ふのである。要するに開物とは、天地造物の秘庫を開いて、人間生活の實用に資しようとする彼一流の自然科学眼から考へ出されてゐる。

次は富國だが、富國は一に又融通とも云ひ、又總括とも云ふ。詰り萬物を括つて國家專賣的流通經濟にせよとの理論である。即ち運輸交通、商業、交換に關する理論と政策とを一體的に論じたもので

ある。融通經濟の關係、商業の性質、資本及び利潤の現象が信淵によつて始めて究明せられ、融通の題下に國民經濟問題が一の獨立の課題として彼により始めて取扱はれてゐる。彼れ曰く融通と云ふのは貨物輻輳して諸事梗塞することなく流通するを云ふ、而して萬物能く融通するときは、國內豐饒となり、衣食に困窮する者は絶えて見えなくなるであらう。又人民蕃息して國家漸々に富盛になるであらう(中略)。國土を經緯して、天變絶えざる氣候に打ち克ち、物産を開いて百工を興し、製造を精妙にして運送を便利ならしめ、他國の物産をよく探索して輕重を考へ、其の有無を通じ、以て互に交易の利潤を收むるには大資本がなければならぬ。それには先づ資本としての大金を集むる必要がある、故に國家が自ら融通の業を興すがよい、蓋し國を富ますと云ふのは、其の境内人民の食物衣類を豐饒にし、武器兵法を精銳にして、萬一飢饉外寇等不慮なる事變が起り、縱令五年十年耕作することが出來ずとも、諸々の手當が十分に備はつて少しも差支ふることの無いやうにすることであつて、決して聚斂を專にし、吝嗇を勸めて財用を蓄積する謂ではない、世上の經濟家が、富國の法を論ずるに、大抵皆蓄積を以て主とするのは大なる誤であると、彼は國內の融通を出來限り圓滿にして、一國全體増富の實を擧ぐる爲には、結局商業の私營を禁じ、交易機關を國營とすべき事を力説してゐる。此の問題に關して彼の主要著作「復古法」「推貨法」等の殆んど全部が多くの頁を費してゐるのである。吾々經濟學徒が昭和現代に於て彼の學說に最も共鳴するのは彼が取扱つた此の國家統制經濟論、否な

商業專賣論である。

最後の垂統は、彼が日本を一統する大業として想を構へた理想的國家體制である、垂統と云ふのは其の一たび創められた政治を世々子孫をして、永續させることを云ふのである。昔から垂統の制度が未だ明かでないから、善政も永くは續かない、故に折角建てた國家の政事も僅か一時の隆盛で、其の系統を悠久に垂るゝ事が出来ない。垂統は政治經濟中最も難しいものである。佐藤家の先代は此の道を工夫すること四十餘年、略ぼ其の要領を得ることが出来、信淵も亦其の稿を繼て補修すること三十餘年にして其の説漸く備はり、詳に經濟總錄に論述して置いたが、國家に主たらんとする者は、我家の垂統論を用ゐて其の國事を經營せよ、左すれば千年を経るとも、永く衰亡することがないであらう。何となれば天地に代つて神意を奉行する所の垂統の業であるから、天地の有らん限りは衰ふべき道理が無いと云ふのである。彼が説く此の垂統の具體説は後に更めて詳述する。

斯の如く學者信淵の學問思想中には農政學も無論混つてゐるけれども、彼の學問の全視野は頗る廣汎且つ多彩であつて、皇道哲學に根本を据え、それから演繹された國家學であり、農業經濟學であり、政治學であり、國防學であり、兵學である。かうした多方面の學問を驅使するに彼は日本神道と、支那哲學と、日本社會の具體的認識とを以てし、更に之に配するに西洋と東洋に關する學識を以てしてゐるのである。斯くて彼は一面の農政學者たることには寸分相違ないが、彼を農政學者と云ふには其

の識餘りに廣汎であつたと云ふてよからう。

あらゆる類型の農村偉人が、其の治者たると、被治者たると、又農村に住居せると、城下町に住居せるとを問はず、何れも或は政治的に、經濟的に、又は思想的に農村社會の淨化と其の充實を圖つたことは、日本農民文化史上特筆すべき功績である。無論既往農村社會内には非人道的、非社會的なる藩主や役人があり、又一般農民階級中にも同時代の社會に害毒を流したる人物が存在したことがないではないが、然もそれにも拘らず、我農村社會が兎にも角にも年又年と改善良化せられて今日に至つたのは、一に此等少數農村指導者の智徳と力行に負ふものが多いのである。語を換て言へば、次代農村社會建設の爲に良き種子を下し、之が培養保育の任に當つたものは既往の農學者であり、農業技術家であり、土木家であり、林業家であり、慈善家であり、義民であり、手習師匠であり、民政家であつたのである。繰り返して云へば、此等農村先達は日本農民精神を百世の後に繼がしむるものであつて、彼等の言行と、思想と、智識と、技術とが互に相抱合し、凝結して、次代農民の精神に流入し來つてゐるのである。殊に佐藤信淵の皇道世界觀、國家觀、自然科學觀が、昭和聖代の、否な大東亞戰下の日本國土に現に生きて、流れてゐることは、以下述ぶる所によつて一層明かにされるであらう。

第二章 信淵の閱歷と性行

故人となつた偉人に就いては、凡ゆる傳記記述者が、故人を普通の人間として見ないで、人間以上の存在、例へば神意によつて生れた人間と云ふやうに取扱ひ易いのであるが、吾々は過ぎし日の偉人を一應一個の人間として見たいのである。と云ふのは、人間としての偉人を見ることによつて、それか吾々に親しまれ易くなり、又近づき易いものとなり、吾々でも奮發すればあの域に達し得ないことはないと云ふ感激を起させるからである。若し或る偉人が生れながらの神童であるとするならば、到底凡人には及ばないと云ふ氣持になるが、之を人間として見ることによつて、誰でも努力如何によつてはあの域に達しないことはないと云ふ大志を湧かせるのである。

第一節 彼の血統

先づ見たいことは、どうしてあゝ云ふ勝れた頭腦の持主が羽後國の一寒村に生れたかと云ふことである。彼の家には所謂家學、即ち家に傳はつた學問が蓄積されてあつたが、佐藤家に傳つた血液其の

ものが非常に優秀であつて、其の良いところが段々蓄積されて信淵の代に及び最高潮に達したものであるやうに思はれる。佐藤家は其の家學初代の歎庵以來代々醫者を業として居つた。元來醫業と農學は縁がある。即ち漢方醫學では本草綱目にも書いてあるやうに、草木を栽培し、又は山野に草木を求め、此等から醫藥を取るのだから、醫學と植物學、此の植物學の範疇を擴げた農學には縁深いものがある。さう云ふ關係から既に歎庵の頃から佐藤家には農學的雰圍氣が漂つてゐたやうに思はれる。其の次の元庵（信淵の曾祖父）に至り、各地の農村事情を實證的に研究する風尙が起つた。醫業の傍ら、各地を旅行して資料を蒐め、それを纏めて書物に書くやうになつたのである。「氣候審驗錄」乃至「十字號莖培例」即ち今日で云ふ農業氣象學、肥料學と云ふやうな本は元庵によつて書かれたと傳へられてゐる。次に祖父の不昧軒即ち信景の時代になつても佐藤家はやはり家業を繼いで醫業を營み、又よく諸國を遊歴しては農政、經濟、鑛業の研究に従事し「土性辯」とか「山相秘録」とかいふ土壤學又は鑛山學に關する著書が信景により出されてゐる。それから父の玄明窩即ち信季になると、益々農政のことを研究する學風が佐藤家に旺盛になり、此の時代に「堤防溝洫志」「培養秘録」「漁村維持法」と云ふやうな著述が出て居る。斯くして信淵より以前の四代の間に醫學は勿論農業、經濟、鑛山、漁村の各方面に互つて段々と研究が積まれて來たのである。

そこで私は考へる、歎庵の生れた元和七年から信淵が生れた明和六年迄の一百四十八年間は、一口

にこそ申せ、決して短くない。此の永い間に信淵の家では何とかして自家に傳はつてゐる醫學を基礎として農學を完成させたといふ念願が旺んであつたのである。さう云ふ熾烈な念願に加ふるに、代々佐藤家の妻女が何れも立派な頭腦の持主であつたことと相俟つて、段々優秀な血液が蓄積されて來、それが信淵の代になつてあゝ云ふ千古に誇るやうな偉材となり、八十歳以上になる迄も衰へないで、最後迄學問的奮闘を續け得たのではないかと思ふ。之を遺傳學から云ふと、累積淘汰と云はふか、純系淘汰と云はふか、詰り植物が段々淘汰されて良品種となるやうに、一代又一代と積み重ねられて、遂に斯る俊鋭なる頭腦となつたのであらうと思ふ。

第二節 彼が閱歷の一斑

次に彼が閱歷の主要部面を描いて見る、元來偉人と稱せらるゝ人の傳記ぐらゐ興味あるものはない、偉大な人物であれば、縱令其の生涯に何等の波瀾もなく、平凡に幕を閉じた人であつても興味が深い、獨逸の哲學者カントが生涯殆んど其の郷里から足一步も外に踏み出さず、其の生活が時計の如く正確に時間通りに毎日々々同じことを繰り返してゐたと傳へられてゐる人でも、此の正確な平凡な日々

動作が偉大な哲學者といふ人格に結びつけられて、其處に何とも云はれぬ面白味、即ち傳記なき傳記とでも云ふべき興味を覺えしむる。此のやうな例は我國の偉人傳にも多く見出し得るのであるが、今信淵の場合に於ては、彼の胸底に社會改造、民族發展の大雄志を抱き、其の生涯を波瀾重疊の裡に送つたのであるから、彼の一生を辿り見れば、其處に興味が油然として湧くのである。

信淵の社會改造、民族發展の論策が如何なる源泉に胚胎し、其の理論的組織が如何なるものであつたかは、既に一應述べた通りであるが、それにしても彼は一時の風潮に乗つて瞬間的に火花を散らすやうな單なる機會主義的熱血漢ではなかつた。彼は行き詰れる封建組織の現實を凝視し、それを冷靜に分析し、之を綜合再編成して息吹きを入れ、以て當時漸く加はり來つた海外諸國の壓力に對抗し、更に此の對抗を止揚して民族的大理想たる八紘爲宇の精神にまで理論づけたのである。彼の胸底に燃え上つた社會改造、民族發展の情熱は斯くて瞬間的當座のものではなく、論理を以て鍛鍊された所の強靱且つ情熱的な堆積であつた。かうして彼は情熱的國家論者であつた爲に、彼の生涯は一般御用學者のそれの如く平々坦々たるものではなく、其の生涯は幾多の波瀾に富み、従つて後世人に興味を懷かせるものゝ多いのは當然であらう。それだけに又彼は後世になつても尊敬せられ、殊に彼の郷黨により讚美され、其の生誕地が二ヶ所も擧げられてゐる所以である。

八十二歳の長壽を保つた彼は普通人よりは餘程長命の方であるが、其の生涯は數寄盡しであつた。

年少にして郷里を出でてから、八十二年の全生涯の殆んど全部を他郷に放浪してゐたのである。後世佐藤家の家學として傳へられてゐる著述の大部分も彼が放浪的生涯の間に最も永く足を止めた上總國山邊郡大豆谷村とか、武州足立郡鹿手袋村とかの寓居に於てなされたものであると云はれ、殊に大豆谷村には彼の家學大成の記念碑までが建設されてゐる。斯く父子數代に亙る家學を大成した地が他郷にある始末であるから、其の故郷に於ける逸話や傳説は割合に少い譯である。此の點多くの偉人の場合と相違してゐる。彼の傳記に不明の點が多いと云はれてゐるのも、彼が生涯流浪の生活を送つたと云ふ事に由來するのである。左に彼が流浪生活中で特に目星しい點二・三を拾ふて記述し、數寄な生涯の中に其の家學を完成した人と爲りの一斑を窺ふ術としよう。

二

先づ信淵の傳記に關する一・二の疑問の點を取り上げ、世の疑を解いて見るならば、彼には生誕地が二ヶ所擧げられてゐる、彼は羽後國雄勝郡に生れた、之は事實である、併し不思議な事には、彼は生誕地が雄勝郡内に二ヶ所ある。そしてその何れにも今は生誕地の碑が建てられてゐる、一人の人間に生誕地が二ヶ所もあると云ふことは事實上あり得べからざる事であるが、これは當の偉人が郷里に人氣があつて引張り風になつてゐる故であらう。彼の二ヶ所の生誕地と云ふのは雄勝郡西馬音内と、

其の附近の郡山、今では新成村大字郡山となつてゐる部落である。此の郡山部落の碑は織田完之が口碑に基いて同じ秋田の明治の老農石川理記之助と相謀つて先年建碑に盡力したものであるが、西馬音内説は近來起つたもので、私は以前から西馬音内説を採つてゐたが、近年の信淵研究者鴉田氏は郡山説を採用してゐる。氏の説明によれば、信淵の祖先は元來西馬音内に住んでゐたが、其の父玄明窩が郡山に分家し、其處で信淵が生れたと云ふのである。此のやうに一人の人物に二つの生誕地を認むることは不合理であり、何れか一方に訂正しなければならぬ。鴉田氏の考證が正しいならば、後來の傳記學者は何れも郡山説を採ることにならう。併し偉人には由來生誕地が幾つもあると云ふ場合が屢々見られる、維新の俊傑大村益次郎の如きも其の一人である、私は大正十四年に農村調査の爲に山口縣に遊び、同縣下吉敷郡鑄錢司村に至り、土地の郷土史家から聞いたのであるが、大村益次郎は周防國吉敷郡鑄錢司村と其の近傍の秋穂村との兩方に生誕地碑が建てられてゐた、横山健堂氏の説によれば、其の事實は益次郎が秋穂で生れ、鑄錢司に養子に行つた處が、後で鑄錢司村の方で慈を出して、其の村出生の人物にしたのであることである。私の聽いた處では、益次郎の母の嫁入先の鑄錢司村から生家の秋穂村に何かの用事で里歸りをしてゐる間に出生したので、兩者間に争が起つたのであるから、眞實の出生地を突き留めるには、當時益次郎を取りあげた産婆が居なければ判らぬと云ふやうな話が土地に流れてゐた。何れにしても、出生地が二つもあると云ふことは、郷黨の大先輩に對して

はありさうなことである。信淵の場合にしても、郡山説が一應正しいと解せられても、尙深く事實を辿つて調べて見るがよからう。

三

楮て信淵は年齢僅か十三歳にして父玄明窩に従ひ天明元年蝦夷に遊び、東蝦夷の根室から西蝦夷の宗谷に至り、更に北蝦夷の樺太に渡つたと云はれてゐる。此の事柄が若し事實であるとするならば、我が北方探險史上注意すべき點である。即ち間宮海峡の名を以て其の壯舉を後世に謳はれてゐる間宮林藏が蝦夷に渡つたのは此の前年の事であり、其の後を繼承した近藤重藏は當時僅か十一歳であつた。かゝる時代に信淵父子が蝦夷を踏破したとは特筆すべき事である。然るに此の事實に就ては多くの記録の徴すべきものはないが、彼が十三歳の時に實際父玄明窩と共に蝦夷地を踏破したことは、彼が天保十五年八月十五日、南部藩の家老横澤兵庫に贈つた書翰に詳しく記してあることによつて窺はれる。左れば彼等親子が今の北海道を旅行したことは事實である。彼等父子の蝦夷地の旅行は天明元年より二年にかけて、あつたが、彼等親子は其の歸途奥州諸地方を巡回し、氣候を考へ、物産を調べ、天明二年の暮に羽後に歸つて自宅で越年したのである。歸郷後玄明窩は當時漸く亂れた藩政

の匡救策及び蝦夷地開拓と邊疆防備の急務に就て建白書を上司に呈上した。郷里の藩政不振を救はんとする熱意に炎えてゐたからの仕事であつた。然るに此の事が却つて藩主佐竹氏の忌諱に觸れ、藩政誹謗者と目されて危く捕縛の憂き目に逢はんとしたのである、此の時玄明窩は信淵を携へて逸早く脱走したのであるが、後に残つた玄明窩の妻蒲生氏即ち信淵の母は信淵父子に家學の大成をなさしめんとして、之を激勵するために井戸に投じて自決したと云はれてゐるが、此の蒲生氏の投身については疑問が投ぜられてゐる。それは郷里に於て傳へられてゐる所では、井戸に投身したのは信淵の母にあらずして彼の祖母であると云ふのであるが、何れにしても確證が存在してゐない。多くの傳記には信淵の母が投身したと云ふ説を採つてゐる。下村虎六郎氏の「佐藤信淵」には井戸に投じたのは母であつたが、投身後直ちに引き擧げられ、家人の熱心な看護の結果、蘇生したものと記述してゐる（同書四十二頁）。信淵研究者鴉田氏の實話によれば、信淵は其の後二十六歳の時江戸で妻帯し、翌年二十七歳の折、郷里から母を江戸に伴ひ來つて夫婦で孝養を盡したが、遂に信淵二十九歳の時、寛政九年四月二十一日六十二歳で他界せられたとのこと、及び信淵の祖母は彼の生れる八年前に既に歿してゐることを旦那寺の過去帳によつて確められてゐる。左れば其の際入水した婦人は祖母ではなくして母であり、此の母が蘇生して、後年江戸に登り、信淵と同居するに至つたことは確實であると云つてゐる。

郷里に居られなくなつた信淵父子は天明三年相携へて羽後を出奔し、奥羽から北關東に廻つて視察し、同四年春、足尾銅山に入つたが、父玄明窩は痲病を患らひ、遂に其の年八月足尾の旅亭に於て卒去した。信淵は父の臨終の遺命に従ひ直ちに江戸に出て、蘭學者宇田川槐園の門に入つた。槐園の門人たる間に彼は作州津山侯の諮問に應じて弊政改革秘話を草したと云ふが、其の年僅か十八歳であつた。寛政三年二十三歳の折、長崎に至り蘭學を學び、其の後寛政七年二十七歳の時より同十年三十歳の時迄上總一ノ宮藩主の爲に漁村振興を講じた。文化五年四十歳の折徳島藩に聘せられて國防並に戰術砲術を講じた。それで、彼が兵術並に戰技に關する著書中に徳島藩に建言したものが混つてゐるのである。文化七年上總の大豆谷村に退去したが、此の時は既に彼の名聲噴々たるものがあり、其の爲却つて不測の災難に陥らんことを恐れて同地に退去したと云はれてゐることは、別項に語る通りである。文化十二年四十七歳の時江戸に歸つた。彼は其の前から研究してゐた神道講談所を建設せんと言論したが、同僚たる某神主の不正に禍されて江戸拂ひの憂目に遇ひ、文化十三年再び大豆谷村に退居した。後ち江戸に出てたが、文政カ、又々大豆谷村に屏居し同地に於て十年間殆んど學問生活に没頭

し、筆硯を友としつゝ、家學の大部分を修補したと云はれてゐる。

五

天保四年六十四歳の時彼は法禁を犯せるの故を以て江戸十里四方追放を命ぜられたので、止むなく武州足立郡鹿手袋村へ退居せねばならなくなつた。老學者の不遇は茲に到つて其の極に達したが、彼が天性の究理心は少しも衰へなかつた。鹿手袋村屏居中の生活を知ることによつて信淵の人間味の一面に接することが出来る。

當時の信淵は所謂容疑者の身分で、幕府の監視を受けてゐたのである。従つて疑惑を招く様な土地に居を据へるよりも、寧ろ田舎の名主といつた役柄の家へ身を寄する方が有利であつた。それで彼は表向きは鹿手袋村名主幸藏と云ふ者の家へ滞在することにしてゐたが、實際は永堀某方の土藏の二階に起居してゐた。尤も永堀も當時鹿手袋では有數な家柄で、家業としては紺屋を營んで居り、又公儀御用を承つて、商業上に於ては江戸の越後屋や大丸などの老舗と手廣く取引をしてゐて、江戸方面にも密接な連絡のあつた家であつたさうであるから、其の頃の繁昌は推して知るべきである。従つて永堀の土藏にゐることは信淵に見れば公儀の手前も勿論悪くないし、又江戸にゐる彼の家族や同志と文通をするにも相當に便宜が多かつた譯である。此の土藏の寫眞は鴉田氏の「佐藤信淵傳」に載つ

てゐるが、普通の土蔵とは其の建築様式を異にしてゐると云ふ。横山健堂氏の實見記によれば、此の土蔵と共に信淵の遺物としては其處に唯一つの百味箆筒が残つてゐる、百味箆筒は信淵が享和元年三十三歳の頃、大豆谷村で著述に従事中、醫業をも兼ねてゐたので、當時必要あつて求めたものであるとのこと。其の後彼は諸方に此の箆筒を持ち歩いたが、弘化三年に至り、七十八歳で彼が幕府より許されて江戸に歸る時、彼は此の箆筒を永堀方に残したのだと云ふ。信淵は元來醫家の出で、眼病や腫物及び癩病には特別な秘法をも心得てゐたと云はれてゐる。併し永堀の土蔵生活中には醫業は營まなかつたらしい。「日本學研究」二ノ十。此の生活中に於ては彼は専ら著述に従ひ、退屈すると沼澤の側で憩ひ、魚蝦を借とし、又夕方になると好きな酒をも飲んで晝の讀書による鬱氣を晴らしたと云ふ。此のやうに、彼は此の地に退居しながらも、或意味では悠々たる生活を營んでゐたのである。此の期間、殊に天保九年夏以來彼は此處に於て父玄明窩口授の秘法記を整理することに専念し、殊に「培養秘録」の完成に没頭してゐたのである。一般に信ぜられてゐる所によれば、此の鹿手袋の土蔵生活中彼は日中著述に従事し、夜は外に出て一握の土を取つて來て或は乾かし、或は混ぜ合はせ、土蔵内に何等の化學分析を行ふ設備がなかつたので、自らの鼻をかりて嗅ぎ、或はかみ粹き、舌の感覺により土壌を實驗して土質を明辨し、それが如何なる作物に適し、又如何なる肥料を必要とするか等を研究したと云はれてゐる。此のやうな不撓の研究の結果不味軒の遺著「土性辨」の學的價值を不朽ならしめた。

云はれてゐる。要するに、鹿手袋起居中の信淵の生活は口碑通りに信すれば、勉強以外には何等寧日の無かつた人である。併し實際に於て勉強のみに凝つたものでもなく、其の退居生活中には潜かに旅行もしたであらうし、その他山野に悠々自適したり、又物の衰れを感じる黄昏となれば、遠く江戸に残した家族の事に思ひを走せた事もあつたらうと思ふ。殊に天保十一年、彼が九鬼侯の聘に應じて丹波に旅行したことは「丹波巡察記」に自ら語る處である。かうしたことが恐らくは土蔵生活中に於ける信淵の眞の姿であつたらう。かゝる姿を想ひ見てこそ、始めて吾々は信淵を一面偉人と考へ乍らも、他面に於て血の通つてゐる人間として、心からなる親しみを感ずるのである。

六

斯くて信淵は鹿手袋に退居中は屢々潜行して諸方に往來した。そして後には江戸にも出で、自宅に滞在するやうになり、おとなしく鹿手袋だけに蟄伏してゐなかつた事は明かである。彼は又表面上名主方に起居してゐることになつてゐたから、時には其の名主方にも出入したであらうし、偶には其處に宿泊することもあつたらうと思はれる。此のやうに考へて見ると、信淵が土蔵の二階から附近の田圃を望見する閑靜な日は一般に考へらるゝ程多くはなかつたらう。それにもかゝはらず、此處に居る間にも學問上大きな仕事を残してゐるのは、一に彼の偉大なる天分と努力の然らしむ所である。

併し鹿手袋に退居中、彼の名聲は既に天下に聞えてゐたし、又在江戸の諸侯の家老中には夙に彼の學問に推服する者も多くなつた。斯る内に弘化元年、信淵七十六歳の時、天保改革によつて知られた水野越前守忠邦が信淵の經濟思想に感服して弘化二年態々近臣を鹿手袋村に派して、信淵の意見を求めたのである。信淵は之に對し「復古法概言」を草して答へたが、丁度それから一ヶ月後忠邦は閣老の役を退いたので、信淵の意見は結局實行されずに終つた。併し閣老の諮問に應じた事と、又友人が盡力した事により認められて、信淵は弘化三年七十八歳の時漸く江戸外退居を免ぜられて江戸に歸り、其の子信昭と同居することが出来たのである。

信淵の意氣は七十、八十の老齡になつても衰へなかつた。彼が商業專賣を論ぜる數々の著述も英國の勢力を東洋より一掃すべしと論じた「存華挫狄論」も共に晩年の作であつた。嘉永三年正月遂に八十二歳を一期として其の長き生涯の幕を江戸に於て閉ぢるまでの波瀾萬疊とも云ふべき彼の生涯を背景として見る時、大思想家信淵の本質が一貫して判るのである。

第三節 彼が風貌と性格

容貌は人格の一部であつて、故人の社會活動にも少らず關係すると云はれてゐるが、從來信淵傳の口繪に出て居る彼の肖像を見ると、彼の面貌は魁偉と云ふ方ではないが、如何にも精悍で、所謂エネ

ルギツシユの感じを受ける。飯島粹氏が明治二十六年に書いた「佐藤信淵翁傳記」に依ると、信淵の眉は長くして眼は鳳の眼を見るやうであつたと云ふから、相當人を壓する容貌であつたやうにも取られる。又同氏の言によれば、手を下げれば膝に届いたとある。今日の世話で申せば手の長いのは一寸聞へが悪いが、腕が相當長かつたらしい。又手の裏が朱のやうに赤かつたと云ふ、飯島氏の言葉を借りて云へば、信淵の手が眞紅であつたため、子供の時分に紅掌君と呼ばれたとある。考へて見ると、掌が赤いと云ふことは血液の分量が多く、且つ其の血の循環が順調であつた爲であり、掌が眞赤であるならば足の裏も亦自ら赤かつたであらう。かうして彼は多血質であり、又精力家であつたから、學者として頭腦を使ふのに最も適當なる生理的資格を有つてゐた譯である。

信淵の性格は上來述べた處により、略ぼ推察される通り、包容性とか、春風駘蕩とかの面に乏しく、大體きかん氣の頑張り家であつたらしく、諺にも偉人は郷里に容れられずとあるが、信淵に就ても同様のことが看取される。前にも云つたやうに、信淵は青年時代から酒が好きであつたらしく、酒を呑んで市中を高聲放吟して歩いたと傳へられてゐる。そして、其の性格に狷狹不介な點もあり、他人との折合がよくないと云ふやうなこともあつたらしい。従つて郷里の西馬音内郷でも「佐藤の馬鹿オチ」と云ふやうな蔭口を言つて居つたらしいのである。信淵は十六歳の時に父君に死別したが、其の遺言により直ちに江戸に出て、宇田川槐園の門に入り、其處でオランダの學問、殊に蘭法醫學を學

んだのである。併し暫くすると故郷が戀しくなり、懐郷の念に驅られて羽後の西馬音内に歸つて來た。其の時未だ存命中であつた母君が庭に綺麗に咲いて居る藤の花を見て言ふには、お前は此の藤を見て如何に思ふか、實は此の藤は今こそ立派に咲いてゐるが、以前には幹が大きいばかりで何年経つても花が咲かないので、近郷の人は之を「佐藤の馬鹿藤」と云つて笑つて居つたものだ、ところがお前の祖父の代になつて、色々工風して培養すること三年、遂に花が咲くやうになり、今日では目前に見る通り、數百千個の立派な花が咲いてゐる、房の長さが五尺もあり、實に立派ではないか、それで今日ではもう馬鹿藤ではなく、近所の者が見て讚嘆の辭を惜しまない。お前の性質はどうも少し變つてゐるから、近郷の人がお前のことを「佐藤の馬鹿オヂ」といつて嘲けつてゐる。併しながらよく此の藤を見よ、花の咲かない馬鹿藤でも培養よろしきを得れば、此のやうに立派な花が咲く、お前も奮發して此の藤のやうな立派な花を咲かせる人にならねばならぬと、懇々諭したと云ふことを、飯島氏は書いてゐるが、想像する所、信淵は餘り元氣が旺盛な爲に人に觸れ、ば人を斬らんする鋭さが出るので、周圍の人から容れられなかつたのであらう。其の後、此の賢明なる母君の感化を受けて學問一途に精進することになつたが、子供の時に「馬鹿オヂ」と評された噂は姑く消えなかつたやうである。彼が後年諸國を行脚して或年故郷なる西馬音内に歸り墓參をしたことがあつたが、折角郷家に歸つて見たけれども、郷里の人は彼が相當な學者になつたことを知らないで、「又佐藤の馬鹿オヂが歸

つて來た」と云つて、挨拶をする人もなかつたので、信淵は憮然として再び郷里を離れたとのことである。

信淵は傍ら醫業を営みつゝ、學問を研究し、又各地の藩主に抱へられて顧問學者となり、其の間家學に手入れをしたり、又自ら多數の著書をも出したが、嘉永年間になると健康漸く衰へ、病氣が篤くなり、食物を攝らないこと三ヶ月の長きに及んでも、酒が好きであつたので、酒を飯に代へて百日の間壽命を保ちつゝ、「存華挫狄論」なる排英論に筆を加へつゝ、嘉永三年正月六日、溘然として此の世を去つた。

第四節 彼が經濟生活

然らば信淵は一體如何にして經濟生活を營んだのであらうか、彼は貧乏しながらもあれだけの著述をなし、八十二年の生涯を生き抜いたが、其の永い間の生活資源は一體どこから求めたのであらうかを考へて見たい。

信淵の家は代々醫業を營んで居つたのであるから、其の家産も多少あつたであらう。そして信淵は弱年にして醫者になつたが、併し醫業よりも學問の方がより好きであつたし、又學問が非常に優れてゐたので、自然學問研究の方に専心して上達し、遂に一般社會からも學者信淵として尊敬せらるゝや

うになり、家業の醫者の方は繁昌せず、生活に困つた折に已むなく患者の手を握つて投薬し、多少の小遣錢を稼いだ位のもので、此方の収入は大したものではなかつたらうと思はれる。そこで彼の生活資源は何と云つても顧問學者として、即ち諸藩の御抱へ學者として貰つた報酬であつたであらうと思ふ。今其の一斑を考へて見ると、彼は宇田川槐園の門を辭してから、一度故郷に歸り、後ち宇田川の紹介によつて作州津山藩の顧問となり、其の後諸國を巡歴すること多年、長崎に行つて勉強し、尙九州諸國を廻り、其の間に薩摩藩に仕へ、それより豊後を経て伊豫に渡り伊達侯に仕へて安藝に入り、周防を経て長門に出で、後京都から大阪に至り、大阪で大砲の研究を致して翌年江戸に歸り、其處で暫く醫業をやつて居つたと云ふやうに轉々として流浪したのである。

江戸に在る頃、信淵の學識と卓見が江戸の市中に鳴り響き、彼の宅には日々訪問客が絡驛として絶えず、人氣が江戸市中に湧き立つた。そこで御多聞に洩れず、幕府の方から嫌疑がかゝりさうになつた。殊に彼は兵學を研究して居つたので彼の舉動が怪しいと云ふことになり、探偵が彼の周邊を取巻いて、彼の行動を日夜監視するやうになつた、そこで信淵の妻が脇からそれを心配して、一浪人の身でありながら、此の人氣と、此の多數の訪問者では必ず一身に禍が及ぶであらうから、逸く何處かへ身を隠したがよからうと進言した。そこで信淵も成る程と思ひ、豫て縁故のある上總國山邊郡大豆谷村に退き、其處に蟄居することになつた。信淵は大豆谷村に隱退すること三たびであつた。最初は文

化七年、次は文化十三年、次は文政九年である。此の點は後にも説明するが、信淵があれだけ過激な議論、革命的な思想を抱いて居りながら、身邊が危険になるとひらりと身を翻して一身を全ふし得た巧妙な所世術の一面を現はして居る。かうして上總の一寒村に蟄居すること前後三回、又武州足立郡鹿手袋に隱退すること十年、其の間彼れ自身の研究の完成に努めつゝ、祖先から傳つた著述にも目を通し、不満な點には一々筆を加へ、且つ又自分のそれ迄の研究を纏めるなど、只管に學問研究に専念して佐藤家學の完成に努めたのである。

幕府の嫌疑が晴れ、世の中が再び明朗になり、又特に幕府から歸府を許されると、彼は江戸に出でて諸侯に見え、又は諸國を旅行したのである。江戸に在る間彼は屢々諸侯に請はれて自己の學說を語つた、併し信淵の學說は聞いては面白いが、實用に立たぬとて容れられず、あれだけの識見を持ちながら、結局不遇のうちに世を過したのである。

尙顧問學者としての彼が如何なる文章を何々藩に上つたかといふことを具體的に例示して見ると、彼の力作の一つである「農政本論」と「薩摩經緯記」は共に薩摩藩に上つた。「復古法概言」は幕府の大老水野越前守に上つた。「責難録」と「物價餘論」と「物價餘論簽書」は宇和島藩に上つた。「奉呈松塘正田君封重」は秋田藩に上つた。「遊歴記事並泉源法」と「丹波巡察記」は綾部藩に上つたものであり。「田駿年中行事」は三河の田原藩に、「論筑後河水害」は久留米藩に、又「存華控狄論」、「東西

火攻辯」、「水戰秘訣」、「自走大船法」等は伊勢の安濃津侯に上るべく執筆したものであるとのことである。又徳島藩へは「鐵炮竊理論」、「三銃用法論」、「籌海新春」、「自走火船圖說」、「西洋列國史略」、「防海策」を上呈したと云はれてゐる。

斯の如く信淵の生活資源の大半は各藩の顧問學者としての報酬によつたのである。勿論、彼は時事問題の外に學問の爲の學問としての著書をも出して居る。元來信淵は自分の頭を絶えず學問的に練りつゝ、其の間諸藩から諮問を受ければ其の諮問に應じて所見を建白書として上つたのである。併し彼の説く所は構想雄大だが、政治上實際に採用されたものは二・三の場合を除き、殆んどなかつたと云ふてよいのである。其處に信淵の偉大さがあると共に、又彼が生涯の間、經濟生活に關する限り、不遇の裡に終らざるを得なかつた原因が存するのである。

先にも一寸觸れたやうに、信淵の大作「經濟要録」は信淵の歿後、安政六年になつて子息の信昭が友人の松本正義と相談して出版したもので、其の序文の末尾に「吾家歴世經濟及農業の諸法を講ず、其の著すところの書殆ど數十種、其の最も力を盡すもの實に此の篇「經濟要録」にあり、而して先人不幸流離窮迫、風雲に會するを得ず、書亦隨つて甚だ顯れず、豈天の時が然らしむるか、余非器を以て其の箕裘を襲ぐ、即ち焉ぞ其の殘缺して傳ふるの失ふを見るに忍びんや、近頃松本君、大輔、余の爲に力を盡せ聚珍刷印（玲を集めて印刷に附する）一百部を製し、將に以て世に行はんとす云々」と

書いてあるのを見ても、信淵が如何に經濟的に不遇であつたかが判るであらう。

斯くて信淵の生活資源は其の家産の僅かなる蓄積と、時々稼業として營んだ營業の收入と、顧問學者としての報酬であつたと思ふ。中にも此の最後のものが其の生活費の大部分を成したのであつたと思ふ。尤も晩年に近づき、諸侯への勤仕を止めてからは、子供信昭の穢ぎで生活したのであらう、鹿手袋の退居生活中に於ける費用も多分は在江戸の子供から貢がれたのであらう。

x

x

x

x

信淵の性格は斯の如く精悍であり、強靱であつたけれども、彼には多くの人に親しまれるとか、好々爺を以て見られるとかはなかつたらしい。併し其の萬人に勝れたる精力と、透徹したる綜合的識見とは、何としても徳川全時代の學者中では二宮尊徳と伯仲するか、或は尊徳を抜くものがあつた、殊に信淵が自分の生存してゐる時代に容れられさうも無い「國土經緯」説や「宇内混同」論や「垂統説」やを提げて世間の冷眼視と、生活苦と敢然戦ひつゝ、一生涯を家學完成の爲に奮闘し續けたことは、彼の性格中最特筆すべき點であらねばならぬ。

同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 元年	明和六年
江戸を追放され、上總國山邊郡大豆谷村に至る。	江戸に至る、種樹秘要を著す。	江戸に至る、種樹秘要を著す。	江戸に在り、薩摩に旅す。	江戸に在り、西馬音内に在り、薩摩に旅す。	江戸に遊學、宇田川槐園に師事。一旦歸省、母より「佐藤の馬鹿藤」の教訓あり、江戸に歸る。	美作國津山に至り本草學を精究す。	羽後國西馬音内郷郡山村に生る。父に従つて松前に旅す。
四十二歳	四十一歳	四十歳	三十七歳	二十八歳	二十三歳	十六歳	十五歳

同 十年	同 九年	同 八年	同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 元年	天保元年
田駿年中行事、別本物價餘論成る。	物價餘論成る。	武州鹿手袋村に至る。	三州田原に旅す。	論筑後河水害成る。	内洋經緯記、勢子石傳來記成る。	草木六部耕種法を著す。	薩藩經緯記、甘蔗說成る。	草木六部耕作法、甘藷說、農政本論、禹貢集覽、兵法一家言を著す。	別本經濟提要、別本内洋經緯記成る。	上州旅行、銚子行、三たび大豆谷村に在り。
七十一歳	七十歳	六十九歳	六十七歳	六十五歳	六十三歳	六十二歳	六十一歳	六十歳	五十九歳	五十八歳

同 十一年	尾州—勢州—安濃乳熊—射澤—遇鹿—伊賀—長谷—大和—奈良—宇治—京都—丹波綾部を巡回す、綾部にて九鬼侯の招に應じ領内に農政を實施す。	七十二歳
同 十二年	遊歴記事並泉源法、巡察記、農政學解嘲辯成る。	七十三歳
同 十三年	責難錄、鳥羽領經緯記、日向經緯略記成る。	七十四歳
同 十四年	濟四海困窮建白、物價餘論簽書成る。	七十五歳
弘化 元年	種樹園法奥秘、同秘奥、秘傳種樹園法、苗木作付法成る。	七十六歳
同 二年	致富小記、子虚に答ふる復古法成る。	七十七歳
同 三年	復古法概言、復古法問答書、養蠶要記、牧馬法、經濟問答成る。	七十八歳
同 四年	江戶に至る。	七十九歳
同 四年	吞海鑿基論序、防海餘論成る。	八十歳
嘉永 二年	權貨法、存華挫狹論成る。	八十一歳
同 三年	正月六日死去す、淺草森下町松應寺に葬る。	八十二歳

明治十五年六月三日 贈正五位の位記を賜はる。

第三章 信淵の思想

第一節 彼が哲學並に經濟學

信淵の思想の分析を致すには、先づ其の哲學と經濟原則と、彼が腦中に描いた理想國家はどんなものであつたかを觀なければならぬ。信淵の思想の構造は前にも云つたやうに、先づ神道哲學を以て之を基礎づけ、此の哲學から派生した經濟論によつて國家學を内容づけてゐる。而して彼は其の理想國家論から出發して商業を專賣にし、又農村に土地政策を行ひ、獨特の農場經營を實施し、又農村に一種の共同組合を起し、社會教育を徹底させて徳育智育を行ひ、以て唯心的にも、唯物的にも渾然一體、物心一如の新日本を建設せんとするに在つた。斯く理想國家としての日本が成立したならば、其の富力と兵力を携げて西隣諸邦を我が翼下に入れ、終局に於て全世界を日本國家の手により經營しようとするのである、即ち先づ其の手始めとして滿洲を取り、支那を攻め、朝鮮を經略して、南洋に及ぼし、我皇化を地球全土に及ばさなければならぬと云ふのである。

信淵の哲學の根元は皇祖天神に出で、世界は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神の三神に依つて創造せられ、此の創造された世界の眞中に日本國家が坐つてゐると云ふのである。かうして彼の哲學は我神道哲學に其の想を起し、其の間に自然科學的推理を試み、兩者を固く結びつけて居る。彼の學説は純科學的には不合理の點も相當に見えるが、併し彼の着想は最近代の日本思想に非常に似通つた點がある。彼は土と水と火と風を稱して宇宙の四資と云ひ、此の四資から種々の植物や動物や人間が生れ、社會の發達は此の四資から起つて來ると云ふのである。又宇宙の物質は不滅不増で、其の間因果流轉の法が行はれると説いてゐる。一つの物が一つの形から次の形に移り、原因があつて結果を生じ、宇宙の物質は悉く順繰りに循環するものであるとの考へ方である。此の物質不滅、因果相應の循環論は後に説明する二宮尊徳の一元融合、生々發展の哲學に近似するものである。只尊徳の國家創造は天照大神から出發し、其處から皇國が生成されたとされて居るに對し、信淵はもつと以前の神々と宇宙創造を結び付けて考へてゐる點が異なるのである。

二

次に彼の經濟法則を抽象して見ると、大體にして農政、總括、教化の三つから成つてゐるのである。即ち農村に適當なる農業政策を布くと云ふことと、國內の經濟組織を總括すると云ふことと、人

民を教化するといふ此の三つの原則が中軸を成してゐる。彼は先づ最初に考へる、農は國の本であるから、農業政策を詳しく研究し、適當の方策を立てなければならぬ。更に彼は萬物を總括すると云ふ考へ方を持つてゐた、即ちあらゆる事々物々の間に脈絡を見出し、一方を叩けば他方に響くと云ふ有機的な社會組織にして有無相通じ、貧富平均にしなければならぬと云ふのである。併しながら如何に制度が立つても、一國の役人や、百姓や、町人の徳望が足らず、又智慧が及ばなければ、何事も無駄であるから、大に教化を施して、智的徳的に士民を向上させねばならぬと力調して居る。此の三つが信淵の皇道哲學から演繹された經濟法則の根本である。

次に實踐倫理法則では、人は大人と小人に分たれる。大人と云ふのは君侯即ち一國の君主であつて、將軍又は三百諸侯を指し、小人と云ふのは、一般人民のことである。大人は大道即ち天下の大道をよく研究體得して蒼生を教化するに足る丈の徳を積まなければならぬ。之が大人の倫理である。小人の倫理とはよくお上の政治と其の教化を守つて、隣保一致し、互に扶助し合ふことを云ふのである。

彼の實踐倫理法則中で面白いのは、應變の倫理、即ち變に應ずる倫理と云ふのである。それによれば、一國の人民たるものは平時より君侯の爲に外侮を蒙らないやうによく其の精神と兵技を訓練し、一旦事有れば軍陣に出で、力戰勇闘しなければならぬと云ふのであつて、今日の——昭和年代の——

國家倫理に照合して、鋭い示唆を與へてゐる。

次に實踐政治法則を見渡すと、彼は一國の君主たるものは一面よく民法法則を研究しなければならぬが、それにもまして重要なものは大道である。國君たるものは此の大道をよく味得しなければならぬ、蓋し大道と云ふのは誠心誠意、大徳を磨き、率先して人民に善政を施すことを云ふのである。詰り孜孜として磨き上げた君侯の大徳は、善政良治の淵源であると云ふのである、此の事が先に立たなければ一國は治まらぬと云ふのである。

繰り返して云へば、一國の君主たる者は政治家としての道徳に眼醒めて日夜修養を積み、其の君侯の指導によつて人民の生活を安易にさせる、詰り帝王學によつて藩主や將軍に道を學ばせ、政道を明らかにさせるのが君主側から見た創業である。其の爲には君侯は平素儉約を守り質素で通さなければならぬ、自ら贅澤に流れたり、文弱、奢侈に失しては創業にならない。更に又盛んに人材を登用しなければならぬ、徒らに門閥に即して凡才を重役に使ふやうでは民政の實が擧らない、而して盛んに人材を登用するには君主自身にそれだけの器量が具はつてゐなければならぬと考へて居つた。

斯くて宇宙哲學より出づる彼の經濟倫理と政策を綜合分析すると、次の四段になる、其の第一段は創業であり、第二段は開物であり、第三段は富國であり、第四段は垂統である。此の四段の國家體制こそ、彼が所謂國土經緯即ち國土計畫なのである。

三

開物と云ふのは原始産業のことを云ふのであつて、五穀、陶器、酒、蠶糸、衣服、海産、植物、煙草、材木、漆器、筵、畜産、家禽、漁類と云ふやうなものを、それ／＼技術者を入れて最も能率的に生産しなければならぬと説いてゐる。

次に富國と云ふのは商業資本と商業施設とを國有にして、在來の商人は此の國家機關の使用人とせよと云ふのである。かうして先づ一大統制經濟を實行して國力を増進し、増進された國富を割いて、農村と都市とに各般の社會政策を行へと説いたのであるが、之に就ては後に再説する。

垂統と云ふのは信淵の意圖する國家改造の具體的議論であつて、先づ教化機關や、産業機關を整へ中央地方を通ずる行政機構に一大改革を加へ、以て中央集權を強化して理想國家を建設すべしと云ふのであるが、信淵の説く理想國家に於ては先づ第一に京都にある禁裡を江戸に移して江戸を帝都にし、且つ地方行政區劃としては日本全土を十五の行政區に分ける。かうして帝都を江戸に遷し、地方行政を在江戸の皇城から總攬するやうにせよとの意見であるが、此の事も後に更めて詳述する。

右は信淵一己の提唱に係るのであるが、若し之を實際に施さうとすれば、明治維新以上の大變革となる譯である。何となれば、明治維新は周知の通りに慶應三年に幕府が大政を奉還し、次で明治二年

に各藩の藩主をして版籍を奉還させ、藩主は其の儘舊城地に殘つて藩知事となつた。其の後約二年間は元の殿様が自分の舊領地に殘つて地方行政を行つたのである。併し維新後に至り依然として舊藩主を知事とするのでは明治維新の實績が擧らないので、新政府は意を決して明治四年七月に廢藩置縣を斷行し、各藩知事を東京に呼びよせて華族とし、其の跡に中央政府の息のかゝつた人物、即ち明治維新の眞意義を充分に呑み込んだ人物を、各地方の縣令に任命し、舊來の藩知事は全部之を中央に集めて新社會の貴族としたのである。斯くて初めて明治維新と云ふものが達成されたのである。かうして見れば、明治維新は割合に坦々として行はれ、多分に穩健なる政治變革であつたが、然も尙全國至る所に多少の騷亂が起らないではなかつたのである。此の明治維新の經過から考へて見ても、信淵の政治機構改革案は却々實行上困難が伴つたと考へられる。殊に信淵の頃には未だ明治維新の序曲が始まつたばかりで、社會變革の前徴が判然と國民の眼に映つてゐなかつたのである。一體社會改革が行はれる前には思想運動が先立たねばならぬ、明治維新の場合でも思想運動として水戸の大日本史とか、平田篤胤の論著とか云ふ思想書によつて日本正統史の研究が盛んとなり、國民上層の知識階級が王政復古の必然性を認識し、其の中の特に優れた熱情家が第一線に躍り出したのである。斯る王政復古運動に對しては之を經濟的に援助をするものがなければならなかつたが、其の經濟的援助をしたものは徳川時代の前期資本主義層内に産を積んだ都市の金持、農村の地主であつた。此のやうな維新の先導

者となるべき思想運動の重要性は信淵の存命中にはまだハッキリと國民の意識に映じてゐない。學者の説によると、天保八年二月廿日に於ける大鹽平八郎の亂、同年六月一日の越後柏崎における生田萬の暴動を以て明治維新の序曲、否な前衝戦と見てゐるのであるが、信淵の存命中に社會の變革が果して何年後に来るだらうといふやうな見透しは誰もしてゐなかつた。聞く所によれば、遙か後年の所出ではあるが、維新直前の最も目先の利いた澁澤榮一でさへ、あんなに早く明治維新が來ようとは思はなかつたと述懐して居る位であるから、彼れ以前に於ては却々維新の到來と云ふやうなことは判らなかつたであらう。然るに信淵が敢然としてかう云ふ説を立てたと云ふことは、彼が逸く社會に異變の起り來る必然性を豫感してゐたとも見るべきであらう。そして其の變革實施の形式は寧ろ支那邊りの行政法を眞似、之を理想案としたのではないかと考へられる。併しながら當時は未だ徳川幕府の下に封建諸侯が割據して居つて、信淵の持論たる富國とか總括とか、垂統とかを實行するには、却々困難な事情があつた。其處で彼は考へた、統制經濟を布く爲には何としても先づ中央集權の確立を執行する必要があるとて、皇都を江戸に移し、全國を三府十二省と云ふやうな行政区とし、集權國家の建設を垂統學説として提唱したのである。

其の次に信淵の考へたのは理想的産業機關である。理想的産業機關としては、本事府、開物府、製造府、融通府、陸軍府、水軍府の六つの行政機關を中央に設置せよと云ふのであるが、其の詳細は追つて後に述べることにするが、彼が斯の如き行政機構の改革を行はうとした目的は何處にあつたかと云ふに、彼はかうした行政改革と統制經濟實施と、軍備充實とによつて、國家を富強にせんとするのである。即ち彼の意圖する經濟原則に従つて農民を指導し、農業を奨励し、農家戸數を殖やし、傍ら都市生活者の數をば少くして以て庶民階級を幸福にし、國力を増強せよと云ふのである。然も農業の傍らに工業をも奨励せよと云ふのであるから、彼は決して單なる重農論者ではない。即ち百工を興し、其の製品を賣り捌く爲めに交換經濟を盛んにするがよい。其の爲めには各地に官督市場を起すべく、個人が村内で商賣をして百姓を搾取するのを防いでやれと云ふのである。又濫りに酒を作ること、個人が村内で商賣をして百姓を搾取するのを防いでやれと云ふのである。又濫りに酒を作ること、孤を許すと風紀上に害があるから、酒造業を專賣にし、其の益金を以て貧民を救ひ、病人を療養し、孤兒を育て、やれ、又饑饉の爲に窮乏し、墮胎するものを防止するには、貧乏人の救済が前提であるから、商業專賣益金を以て之に充てる。又交通の便をよくし、融通經濟を圓滑にするには驛遞の數を増加しなければならぬ。又新田を開墾すると共に、海港を修築して海外貿易を盛んにしなくてはならぬ。又鹽田を起し食鹽を製造して其の供給を充分にせねばならぬ。かう云ふことをやるには、どうしても各種の産業機關を國營に移し、國家の經營による利益を擧げて右の諸費用に充つることが必要である。

あると云ふのである。

次に信淵は國土經緯の最後の仕上げとして教化機關をどう考へて居たかと云ふと、先づ中央に教化臺、神事臺、太政臺といふ三個の教化機關を置けと云ふのであるが、之も後章に再び詳説するであらう。

以上のやうにして、封建社會内に明治維新以上の大改革を斷行し、さうして出來上つた新政府をして皇國の統治をやらせやうといふのであるが、若し信淵の立案せる如く全國を三府十二省とし、此の行政區上で統制經濟をやらうと云ふのなら、非常な大變革になるのであるが、彼は聊か思ふ所ありてか其の邊のことに就ての具體案に關しては明言を避けて居るやうである。従て彼の社會改革の落着が果して何處にあつたかはハッキリしてゐない。そこが信淵が一生涯を蒙らず、八十幾年の生涯を全ふし得た理由であると共に、彼の政治經濟論に矛盾のある所以でもある。今試みに彼が封建制度の下に商業民營を不可とする議論の一節を「物價餘論」から引いてみると、「商人の恐るべきは世に品物少くして、値段が上るべきを窺ひ知れば、競ひてこれを買入れ、其の値段の高くなるを見れば、いよいよこれを買集め深く藏して宜しきが如くにし、積みて賣らざるが故に、拂底の上に拂底を重ねて、暫時の間に時價の躍騰すること三倍五倍の貴きに至らしむ、皆是れ商人共早急に大利を得る仕法にして、これが爲に貧民の餓死を多からしむること君侯の知り給ふところなり」と。

商業專賣の具體的方法に就て彼はどう考へてゐたかといふに、先づ平準館と名づくる物の平準を司ふ役所を江戸に設けるのである。此の平準館の下に總司を置き、各城下の商人を、此の平準館の下役人とすると云ふ案であるが、茲に聊か疑ひを懐かしむるのは、此のやうに平準館を設け、總司を置き従來の商人を其の下役人として給料制度に引直すとしても、かうした國營事業を實行するに際し、賠償法を設けて在來商人の既得權を國家が賠償する方法が考へられなくてはならないが、さう云ふことに就ては全然考へられてゐない。彼は従來の商人を新國營機關の役人とする丈けでよいと考へてゐたらしい、即ち従來の商賣人を國營商業の組織に入れば、それでよいと考へてゐたらしいのである。

次に貨物集散の方法は全国各地の物貨を特に其の附近に設けた役所に一應集めさせて配給する。又金融についての措置は餘りハッキリ云はれてゐないが、『至誠報國の念をもつて數萬人の商人共を教化せば、商人等も亦報國の念を發揮すべし』と丈け云つて居るところをみれば、彼は政治、經濟の改革を強權と啓蒙運動のみでやらうと考へてゐたやうである。併し實際上全國の物産は總て中央の平準館總司の命令ある迄は地方商人に預らせて置き、中央の指令によつて其の品物を賣らせる、而して平準館

が之を賣る場合には若干の利鞘をつけて賣り、其の間の利益を集めて國家所要の方面に使ふといふ考へ方で、其處を彼は商業國營上の重點と考へてゐたやうである。而して物價は豫め法定して置くのであるから、之により在來の暴利行爲が矯正され、商品賣買上による利益は悉く國家が收むるから、之により國家の歳入を増加することになる。此の歳入により農民の負擔を緩和し、饑饉の際の餓民を救ひ、各般の社會政策も之を以てやれると考へたのである。

以上のやうな思想が信淵の「復古法概言」「復古法」「權貨法等」に充滿して居るのであつて、此の商業國營の思想は信淵の經濟思想中で最も特色あるものである。併し今日吾人の見る信淵の理論には粗漏が多く、それを實行する場合には技術的にまだく攻究しなければならぬ餘地を多分に殘して居るやうであるが、併し大體の考へ方は非常に面白い。殊に今日の統制經濟思想即ち資本主義制度を一應尊重はするが、之を國家の力を以て統制して、従來の資本主義を全體主義に即し、國家の手で管理して、多數國民の爲に蓄積資本を善用させようといふ見地からすると、彼の考へ方は非常に興味深く、示唆を與へる點が多いのである。元來徳川時代の社會には資本主義制度が自然發生的に生長してゐた。即ち江戸、大阪、京都を初め各地の城下町には貨幣資本主義制度が起つてゐたし、又農村に於ても土地資本主義制度が發達してゐて、貨幣又は土地を所有する町人や地主が封建君主の保護を受けて相當贅澤な生活をしてゐたのである。當時の徳川將軍並に各藩は此の前期資本主義制度の上に乗る、又此

の資本主義制度の組織中に居る處の町人や地主から臨時租税の寸志金だの、御用金だの、名で獻金を受け、それをもつて參觀交代の費用其の他の財用を賄つてゐたのであるから、町人や地主を無視しては徳川幕府の財政も、藩の經濟も成立し得なかつたのである。其處に封建制度崩壊の必然的狀勢が看取せられ始めたのであるが、信淵の學說思想はかう云ふ時代現象を前にして述べられたのであるから、諸侯としては彼の説を其の儘採用することは到底出來ない。若し彼の説を採用して實行すれば、必ず暴動が起り、混亂状態に陥つたは必定である。當時の武士階級は未だ「武士は喰はねど高楊子」などと云つて、算盤を取つて商賣をすることは汚らしい位に考へてゐたのである、武士がかうした時代思想の中に置かれてあつたと云ふこと、彼の皇道國家學說其のものが實行不可能の面が多いと云ふことの爲に、信淵に接した諸侯達は殆ど擧つて彼の學說に興味は感ずるが、それを採用しようとはしなかつたのである。例へば「物價餘論」の中に信淵はかういふ風に述懐してゐる、或時一藩主は信淵に對して、其の方が言上するところは皆町人と利を争ふ仕方である、君主の身分を以て斯の如き汚なきことを敢てし得ようか、況んやかゝる賤劣なる策を國家のお政事に施し用ゐてよからうかとて、彼の獻策を頭からけなして採用しない、其處で彼は、殿様が頗る逆鱗の様子であつたので、愚老は（即ち信淵）は閉口して辭し去つたと、かう云ふ風に折角意見を獻策しても、それが容れられない、其處で彼が陳情し、建白する處、彼の所見を繞つて必ず摩擦の起ることを豫期しなければならなかつたので

あるが、此のやうな場合に彼は唯閉口して引き退る丈で、それ以上の何物をも求めなかつた。結局彼の意見は建言以上に發展しない。だから信淵は著しい彈壓に觸れることなく、時折所拂を喰ふ位で、八十餘年の生涯を無事安穩に送ることが出來たのである。

六

又彼は農村の土地政策に關しては、地主の土地兼併に對して論難を加へてゐる、例へば「經濟要録」に、今夫れ諸國の郷里を調べて見ると、小民が豪富の家に兼併せられて既に其の産を失ふたものが十中の三、四に及ぼうとしてゐるとて、土地兼併の事實と其の弊害を指摘し、之が對策として大自作農創定案を立てゝゐる。即ち、國々の豪農や、大商業家の從來兼併してゐる田畑を皆悉く御買上げなされて、小百姓水呑等に分配し下し置かるべきことは、愚老が大願である（中略）、其の方法は先づ商業國營により得た利益五萬兩を割いて豪農の土地を買上げ、諸國より三人づつの代表者を出さしめ、之に籤を引かせ、三郡乃至五郡宛田畑を年賦で買取らしむるがよいと云ふのである。

又新田開發を實施せよと云ふ論は所々に出て居る。其の中、最も聲高く力調して居る所は、江戸灣の海岸を埋立て、新田を開發し、江戸の市民の食料を潤澤にせよと叫ぶあたりである。其の開拓上の技術的方法として勢子石を使ふべきことを詳しく述べてゐることが注目を惹く。其の次は彼の農場

經營法である、之は「種樹園法」に出て居るのであるが、此の農場經營法は一種の理想農場案であつて、具體的に何國何郡の何村に斯く經營せよと云ふのではない、彼の二宮尊徳が農村實際經營を多數の村々に行はうとする爲に仕法を起せと云ふのとは著しく違ふのである、彼は理想農場の敷地として開墾地を買収すれば多額の費用を要し、且つ既耕地を買ふことにすれば細民の耕地が不足するからそれは避くるがよい。成るべく村役人から藩主に願出で、其の認可を得て荒蕪地を開拓する。一農場の面積は大體二十五町歩を一單位とし、其の中の區劃を六つにし、其の區域毎に三間道路を設けて仕切ると共に、全農場の周圍にも三間道路を付けて、農場の出入、肥料の運搬、收穫物の運搬を便利ならしむるのである。又理想農場の作物としては特用作物を主として植ゑる、例へば茶種とか煙草とか、藍とか云ふやうな、金になるものを植ゑよと云ふのである。

此の理想農場を管理する爲には上に大支配人を置き、其の下に小支配人即ち副支配人を置く、大支配人は農場全部を支配する最高地位の人であり、小支配人は實際家であつて俗に云ふ番頭のこと、其の脇に年寄役と云ふ技術者を置き、其の下に作大將がついて居り、其の下に農業労働者たる多數の百姓が付くのである。従つて全農場は大支配人、小支配人、年寄役、作大將、百姓等によつて組織され、それで以て一單位の廣さ二十五町歩の理想農場を經營しようとするのである。かうした理想農場の特色は何處までも營利的經營であつて、自給自足といふ考へ方は含まれてゐない。尙此の農場經營

に見ゆる一つの特色は牛馬を加へた有畜農場と云ふことが少しも考へられて居らず、全部作物農業であることであるが、之は徳川時代の農業組織其のものを反映してゐると云ふてよい。

信淵の農業經營に對する考へ方は以上で大體判つたであらうが、尙繰り返して申すと、大體一種の理想案であつて、之を何國の何村で實際にやれといふ意味の考へ方は丹波綾部藩の爲に作つた巡察記外一・二の外には見當らない。

七

然らば農村の協同化に對して彼はどういふ考を持つて居たかと云ふと、彼は納税に就いて協同組合を考へた。租税は農民の義務として完全に納めねばならぬ、それには内密救助講なるものを起さしめ、村民一般が不斷協同して幾らかづつか米を貯へ置き、村中の或者が租税を完納し得ない場合には此の内密救助講の貯へを以つて租税の不足分を補へと云ふのである。周知の如く、徳川時代の租税制度は一村の共同負擔であつて、個人々々に賦課せられるものではなかつたから、村の百姓中で租税を納め得ない者があると、一村の全責任になることになつてゐたので、内密救助講の如きものを作る必要があつたのである。尙彼は農民救済の爲に更に別個の共同組織を考へた、此の組織を彼は積立講と稱へたのである、此の積立講は信淵が天保十一年に丹波綾部侯の命により領内を巡回して、本書第五

章収録の巡察記を作り、それに基いて、同藩領内の庄屋に教へてやつたものであるが、之は信淵の他の意見と違つた具體的方法であつたわけ、利用の可能性があり、綾部藩でも彼の意見に傾聴したやうである。信淵は之を泉源法と呼んでゐたが、此の積立講の方法は先づ藩主が積初めとして、農家一戸當り三分の基本金を下さる。農民の方では二十歳以上六十歳迄の者は毎晩細を編み、或は草履、草鞋を作り、其の賣上金を以て貯金する。其の貯金を更に貸付けて段々元金を殖やして農民の經濟力を殖やして行かうと云ふのである。信淵の言葉を藉りて云ふと『夫れ一人の力をもつて日に一錢の僅かなる額を積み、これを日課にして換算することなく、長く勤めて利益する時は百年の間には十六萬兩の大金となる、況んや一國の藩民皆心力を同じくして積立つるの永業に於ておや、いかでか無量の金錢を致して、境内を富盛せざる理あらんや』と。

八

次は信淵の農民教育であるが、彼は先にも云つた如く、大衆教育と云ふことは初めから念頭に置いてゐなかつたのであつて、其の直接指導するのは優秀な智識階級に限り、其の者に自分の精神を吹込み、それを通して次の時代を作る原動力たらしめようとの考へ方であつた。従つて彼れ自らは謂はば大學教授格の教育者であつて、大衆教育者ではない。併しながら、一般農民の教化に就て全然意見を

有つて居られないではなかつた。此の種の教育意見として彼の主張したもの、中で最も具體的且つ組織的なものは「田峻年中行事」に出て居る田峻制度である。彼は田峻即ち農村巡回教師を各藩に置くべしと云つて居るが、田峻の採用に當つては、家中士の長男以下の者で、相當たちのよいものを選び、又農村から拔擢する場合には、村の舊家や豪家から採る。就中、其の採用條件は忠實、穩和で識見に富み、農業技術に練達してゐるものでなくてはならぬ。田峻に對する待遇としては、身分的には一藩の選良たることを認め、又君侯に農業政策とか農業經營方法とかについて直接言上する特權を與へられてゐる。田峻の生活費としては一年に一人當り米二十五俵(四斗俵)、金に換算して五十兩を給與する。又田峻の設置人数は高一萬石について四人、其の任務は農業技術の指導及び御上からの行政命令を村々に徹底させることである。即ち毎月一日に村内の百姓を庄屋の家に呼び寄せ、公儀の御法度、其の他藩公の掟を田峻立會の席で讀み聞かせて、手に取るやうにそれを教へてやり、最後によく納得したかと、念を押して聞き質し、皆がよく分りまして御座るといへば、其の證據にとて、皆の衆の印を請書に押させる。かうして、農民に對する一切の教化を田峻を通して徹底させようと云ふのである。農村巡回教師たる田峻には同時に今日の内務省のやつて居る方面委員の仕事をも兼ねさせる考へ方であつた。即ち孤獨寡や廢疾の救濟をもやらせるのであつて、田峻が何村の何字に夫を失ふた病妻が赤ん坊を抱へて困つてゐる、あれを何とかして貰ひたいと云ふことを申し出づれば、藩の方が

ら直ちに救助の手を伸ばす。それから又村々には氏神があるから、其の祭禮の施行監督をも田賤をしてやらせようと云ふのである。かうした信淵の敬神崇祖の氣持が農民教育意見中に織込まれてある。即ち彼の奉ずる神道哲學が彼の農業教育理念に端的に現はれてゐるのである。

第二節 狹義農學者としての信淵

従來の學者は信淵を一般に農政學者として取り扱つて居り、且つ其の全體の思想は既に語り來つたやうに、寧ろ政治學者乃至經濟學であつたのであるが。其の視野たるや實に廣汎にして其の構想が自然科學にまでも及んでゐた彼は、一面又精密なる農業技術學者でもあつた。彼が技術農學者としての面目を最もよく示してゐる書は前にも云つたやうに「草木六部耕種法」の著述である、此の書を著した動機に就ては信淵自身が其の序文に於て、百姓を勸めて耕種に精細を盡さしめ、作物を十分に熟成し、人々の衣食を豊饒にして御國恩の萬一に報じ奉らんことを欲し、只管に之を勸むるけれども、其の事の世俗と齟齬することがある、之も亦天の廻り合せで一時の不遇であるが、其の不遇は扱置き、我が佐藤家は迄二百年來斯の如く心を盡し來つた業であるから、之を講習せざる時は、先祖の宿志を繼がないことになる、故に益々其の法を究明して曩に「農政本論」を作り、今復た此の書を著し、草木の耕種を精密にしたならば、食物とか、衣類とかは意外に豊饒となるであらう云々と云つて

ゐる通りであるが、其子信昭も亦此の書に冒頭して、凡そ草木の部中に於て耕種を需めてする所は能く此の書を熟讀し、氣候の寒温と土性の剛柔とを適合せしめ、且つ耕肥培養に心を用ひて能く其の作物に應ずるときは天理の自然として必ず成就するであらう、然れども國土に因りて種々異常なる風氣の行はるゝ所がある、若し其處の氣候を驗みることもなく、土性をも辨へず、且つ其の耕肥培養も、需むる所の作物に應合するや否やを熟察せずして唯此の書に記した如くする時は、諸作物皆な能く豊熟するとはかり思ふてはならぬ、此の書に記した所は、耕種の總論である、宜しく作物毎に能く鑿誠を盡して工夫するがよい云々、と云つてゐる通り、信淵は農學高等原論の驅使者である。中世以降徳川時代の農學者としては伊豫の松浦宗案あり、安藝の宮崎安貞あり、豊後の大藏永常があるけれども、信淵の如くに和漢の書を讀破し且つ老農老圃の實驗を參酌し、秩序整然たる栽培汎論の大著述を残したものを見ない。彼は斯くして一面偉大なる狹義の農學者であり、自然科學者であつたのである。信淵の農政經濟に關する言論が何れも徹底的であり、且つ多方面に宏通してゐたのは、彼の頭腦の底部に自然科學の泉が湛へ、其の農學智識が基本となつてゐたからである、此の意味に於て學者信淵の精緻さは一層其の輝かしさを増すのである。

第三節 民族主義思想家としての信淵

信淵は來るべき新日本國家建設に對して眞劍に思惟し、其の爲に燃犀の筆を揮つてゐるが、かうした彼は又民族主義思想家であつたと云ひ得る。其の譯は彼は先づ日本建國の理念を原始神道から導き出さうと努力してゐるが、我が原始神道の典據とする古事記の記述が支那史や印度古代史の一部に類似してゐることを看逃さない、即ち比較神話學の立場に於て一應の批判を試みることを怠つてゐないのである。然も彼はさうした比較考證の結果として、日本の神話が決して支那のそれから來たとか、我が彼の模倣をしてゐるなどとは決して云はない。却つて彼こそ我が模倣者である、否な彼は我に追隨してゐると斷じてゐるあたり、彼が先輩の指導に隨從しつゝも、日本國民をして其の建國の歴史が決して比隣諸民族の援助によるものでなく、一に天地の間に自然的に萌生し、成長した純一無二の大國家たることを自覺せしめ、此の建國理念の上に立つて將來國家の發展を圖らしめようとしてゐる所に、彼の民族主義的思想が濃厚に現れてゐる。

次に彼は日本民族たる意識を人口問題の中に見出さうとしてゐる。彼は人口増殖の意欲は、天地創造の神にして日本國家の生みの親たる天御中主命外諸神の許し給へる御神意の一面であるから、人間の生殖は最神秘的且つ實用的なものであるとて、婚姻の神聖を説き、夫唱婦和の善徳を讃へ、以て日本民族に對して後天的なる人口量的並に人口質的發展の道理を示して居る、而して一たび人口増殖し、それが國家の成員となつたならば、上は有徳なる君侯の指導によつて萬民が篤信力行の士となる

べく高唱して、信淵政治學の最高頂たる、否な彼が演繹哲學の結論たる、大東亞經綸を行ふに際し、居常皇祖皇宗の御神徳を奉じ。異民族に對して教化を垂るゝに足るだけの指導力を備へしめようと力唱してゐるのである。

又此の間、彼は日本民族力の増強を蝕む所の彼の飢饉凶荒に際して、多數人民の餓死する者あるを歎き、之を防止する方法を講ずると共に、窮乏に瀕せる幾多人民の救済をも叫んでゐる。彼が經濟政策論の中心を成す商業專賣論も、かうした窮民救済の經費を捻出することが目的の一つであつたのである。

斯の如く、大和民族の量を増し、其の質を正し、其の精神を強化して成りたる全總力を提げて大東亞經綸に乗り出すべしと彼は唱へたのであるから、國家主義經濟學者たる信淵を當時の東洋諸民族の前に置いて見れば、彼は熱烈なる民族主義思想家であつたと云へる。即ち單に新國家建設を志した思想家であつた云とふだけでなく、日本建國理念の上に立つて純日本民族の生成發展を考へ、之を政治に移し、又は軍事行動に訴へても、結局は東洋全體、否な世界全體を混同して日本民族の指導下に置くべしとした、一大民族主義思想家で、彼はあつたのである。

第四節 信淵の農政實踐面

信淵の最大特徴は哲學者否な經濟學者たる處に在つたのであつて、彼に實踐面の少いことを以て彼の價値を云々するのは、政治學者としての彼の眞價を知らないもの言である。政治經濟學者として信淵を認識することが、信淵を正しく知る方法の最捷徑であるが、併し信淵にも其の意圖した農政學を實踐に移した跡が無いでもない。

彼の著述中に三河の田原藩に上呈した「田峻年中行事」と云ふのがあり、丹後の綾部藩に上呈したものに「遊歴記事並泉源法」があり、又彼の一著に「内洋經緯記」と云ふのがあつたが、此等の著述は、彼が或は田原藩に於て、綾部藩に於て、又は東京灣の海邊に於て、實施せられ、現に其事跡が明かに残つてゐる。田原藩に於ては彼の立案に成る田峻即ち農事巡回教師制度を實施する準備として其の顧問役在任中に藩の家老並藩内有力農家の子弟を集めて講習會を開いたと云はれ、又上總國に於ては彼の内洋經緯記に書いてある江戸灣沿岸の埋立を實施する爲に天保十年江戸の深川から乗船し、當時の望陀郡久保田村、今の君津郡長浦村大字久保田に至り、開墾を指導して成功し、其の事蹟は今に残つて居り、之を證明する記録も存在することである。又丹後綾部藩に於ては天保十一年彼の泉源法即ち共同積立金制度を實施する爲に、請はれて自ら藩内六十ヶ村を巡回して農村の實情を具に調査して記録に留め、此の事實に基いて泉源法を實施しようとしたのである。此の調査書は今巡察記として舊藩主の九鬼家に保存せられて居り、其の全文は本書第五章に収録する通りであるが、それを見る

と、此の調査書の末尾に當時の藩主九鬼隆都が天保十一年八月九日付で跋文を書き、其の一節に「其の言確にして遠、簡にして詳、實に弊邑萬代の寶」としてある、併し此の農村調査の結果として實施されたる泉源法の成績を見届けるまで信淵は綾部藩に留まらなかつたのである。それにも拘らず、九鬼氏が見事な筆跡と文章で跋文を書いて「萬代の寶」としてゐる點、第三者が信淵を尊敬した有力な一面として注意すべきである。

以上記述した處は、世の論者中往々信淵には何等の實踐面が無いと誣ふる其の反證の爲に掲げたのであるが、此の反證は併し信淵の偉大さの全貌を示すものでは無論無い。信淵が當時無双の大經濟學者であり、新日本建設に對する一大指導者であつたと云ふ點に、思想家としての彼を見出さねばならぬ、其處に今人の憧憬が集中されねばならないのである。繰り返して云ふ、信淵の眞の偉大さは其の旺盛なる學問研究心と、強盛なる綜合力と、雄健なる表現力とに在る。即ち彼が眞價は何處までも眞の學者たることに在つたのである。

第五節 彼が思想の淵源

次には彼の哲學、經濟學、軍事學の思想の根本的淵源が、果して何處にあるかに就き一應觸れて置きたい。其の淵源の第一は彼の學問思想の一面は支那學から來て居ると云ふことである。殊に商業

專賣と云ふやうな改革論は、支那の商國の伊尹と云ふ人の考へから學んでゐる。併し信淵に於ては其の凡ゆる思想體系は決して支那書の單なる翻案ではなく、それをよく熟讀玩味して我農村及び一般社會經濟事情を見、其の客觀性の上に立つて立論せられたものであるから、其の立論は多分に獨創的であり、彼獨自のものとなつてゐたと云ふてよい。併し大體から云ふと、彼が斯る思想上の示唆は、多分に支那の學問から得たものが多いやうに思ふ、現に三臺六府と云ふやうな行政機構も支那の周時代の官制や唐の法制などから暗示を得たものやうである。

第二には彼の思想には平田學派の國學思想が相當反映してゐるのであつて「天柱記」並に「鑄造化育論」に其の影響が濃厚に見られる。斯くて思想上から云ふと信淵は純日本主義の上に立つてゐるのであつて、日本の國體と宇宙創造の自然科学原理を結びつけ、此の獨創的な皇道哲學から演繹して彼自身の經濟政策並に世界經略論を引き出して居るのである。第三には幕末の頃既に西洋の學問殊に蘭學が相當日本内地にも入つて居り、殊に蘭學は醫業の方面に影響して、所謂蘭法醫が起つてゐたのであつて、彼が宇田川槐園に學んだのもかうした蘭學に傾注せんためであつた。其の上に彼は長崎で西洋歴史と西洋地理を學んで世界事情を知り、遂に彼の世界混同論に出て來るやうな國際的智識を得たのであるから、彼は支那思想と共に多分に西洋學の影響をも受けてゐたのである。第四には彼自らの旅行見聞が隨處に織り込まれてゐることであつて、此の踏査智識が彼の著述に強い底力を與へてゐる。

る。即ち彼は始終各藩顧問學者として旅行をなし、幕府や列藩の間を往復した爲に、自然其の見聞が擴まり、智識が日に増し殖へ、今日で云ふ所の實證的研究を積む機會が多かつたのであるが、それが彼の著述中に相當細かく織込まれてゐる。殊に「種樹秘要」「種樹園法」其の他の農書中には見聞によつて得たる農業技術の智識が多く遺入つて居る。かういふ風に一面には支那學、他面には西洋學、又他の一面には國學を研究し、それに織込むに永い間の見聞をもつてして斯くも組織的且つ雄大なる哲學と政治經濟政策論とが成生されたのである。何れにしても、信淵は支那學を學んで支那學を克服し、西洋學に習つて西洋學に囚はれず、何處までも日本の學者、日本の思想家として邁進した所に、彼の眞骨頭が見らるゝのである。

附記

信淵の思想並に彼が家學の研究資料としては今日の處、故瀧本誠一博士編輯の「佐藤信淵家學全集」が最も權威あり、且つ便利である。此の全集の閲讀が困難であるならば信淵の學說の重要部分を撰修した大川周明博士の「佐藤信淵集」とか、搦田惠吉氏の「佐藤信淵撰集」とかによられたい。信淵が思想の眞髓に接するには成るべくかうして原典に當るがよい。そして若し信淵の思想全體を最も早く把握するには原典の「經濟要錄」を読むがよい。「經濟要錄」には彼の學問思想の梗概が包括されてゐる。尙既刊の織田完

之氏の「佐藤信淵家學大要」や、瀧本氏の「佐藤信淵家學全集」にも増して其の内容の豊富を誇り得る。「佐藤信淵家學大系」の刊行が、目下秋田縣教育會によりて準備されて、搦田氏の校訂を経て近く發表されるであらうが、參考の爲に其の總目錄を類別して左に掲げて置く。

家學由來書 佐藤家系圖一卷、佐藤氏系圖一卷、佐藤家系譜一卷(未刊)、佐藤家譜略記一卷、別本佐藤家譜略記一卷(未刊)、佐藤信淵略傳一卷(未刊)、佐藤椿園家傳目錄一卷。合計七部七卷。

家學原理書 天柱記二卷、天地熔造化育論三卷。合計二部五卷。尙ほ經學書中の中に入るべきものが若干ある。

農政書 農政本論十卷、氣候審驗錄一卷、十字號養培例二卷、土性辨五卷、堤防溝洫志四卷、種樹秘要一卷、開國要論一卷、太陽正昇度一卷(未刊)、草木六部耕種法二十一卷、培養秘錄五卷、甘藷說一卷、田畠年中行事二卷、農政學解嘲一卷、秘傳種樹園法一卷、種樹園法二卷、種樹園法奧秘一卷、農政教誡六箇條一卷、致富小記一卷、苗木作付法一卷、養蠶要記一卷、草綿種子撰法一卷(未刊)、花だんの菜一卷(未刊)。合計二十二部六十五卷。

關物書 山相秘錄二卷、山相秘錄圖一卷(未刊)、山相秘錄圖解一卷(未刊)、坑場法律二卷、收馬法一卷、瀧村維持法二卷。合計六部九卷。

經濟書 經濟要略二卷、經濟要錄十五卷、權貨法一卷、別本權貨法一卷、物價餘論一卷、別本物價餘論一卷、物價餘論簽書二卷、泉源法略說一卷、子虛に答へたる復古法一卷、復古法概言一卷、經濟問答一卷、

經濟問答秘記二卷、經濟問答書一卷、經濟問答秘記二卷、濟四海困窮建白一卷、復古法一卷、經濟秘錄二卷(未刊)。合計十六部三十四卷。

國土經營書 經濟提要二卷、別本經濟提要一卷、古本内洋經緯記一卷、内洋經緯記一卷、勢子石古傳一卷(未刊)、勢子石傳來記一卷、印旛沼掘開辨一卷、薩藩經緯記一卷、論筑後河水害一卷、丹波巡察記三卷、鳥羽領經緯記一卷、日向經緯記一卷、紀州藩御分國經緯略記一卷。合計十三部十六卷。

弊政改革書 弊政改革秘話一卷、別後日記一卷(未刊)、奉早正田松塘君封事一卷、遊歷記事並泉源法一卷、責難錄二卷、上宇和島世子封事。合計六部七卷。

國濟民書 防海策一卷、宇内混同秘策二卷、垂統秘錄一卷、垂統法三卷(未刊)、濟民儲說一卷、協中錄一卷。合計六部九卷。

國防書 夢々物語一卷、椿園秘記一卷(未刊)、吞海聲基論序一卷、防海餘論一卷、信淵先生病中海防意見問答一卷(未刊)、存華挫狄論五卷、挫戎存華二卷(未刊)。合計七部十二卷。

兵法書 實武一家言五卷(未刊)、一隊轉戰法一卷、大銃車戰法圖一卷(未刊)、水陸戰法錄八卷、戰法錄抄一卷(未刊)、兵法一家言十二卷(未刊)、禦海儲言二卷(未刊)、陸戰法秘訣二卷(未刊)、水戰法秘訣三卷(未刊)。合計九部三十六卷。

砲術書 三銃用法論三卷(未刊)、鐵炮窮理論二卷、天然流砲術三銃用法論一卷、天然流砲術大銃窮理論一卷(未刊)、天然奧秘口授錄三卷(未刊)、古法銃彈徑定律一卷(未刊)、砲術製作寸尺法一卷(未刊)、翻下說

一卷(未刊)、大圓流深秘錄四卷(未刊)、大衍流傳書一卷(未刊)、大衍流炮術彈藥後裝炮秘訣一卷(未刊)、火攻深秘錄五卷(未刊)、東西火攻辨三卷(未刊)、東西火攻辨附錄二卷(未刊)、火攻新書翼編秘方一卷(未刊)、深秘十箇條一卷(未刊)、炮術禁秘錄二卷(未刊)、炮術說明書一卷(未刊)、大銃鑄造金合法一卷(未刊)、火箭製作法雜集一卷(未刊)、鐵炮打發町見測量法一卷(未刊)。合計二十一部三十六卷。

造硝書 硝石製造辨作炮硝製造方一卷(未刊)、雷粉強水法一卷(未刊)遠照玉火藥製造秘訣一卷(未刊)、遠照玉火並松明製作法一卷(未刊)。合計四部四卷。

造艇書 自走火船三枚圖說一卷(未刊)、異風炮異樣船製作記一卷(未刊)、自走火船製造法一卷(未刊)、新製小艇放大銃法一卷(未刊)。合計四部四卷。

歷史書 神字日文考二卷(未刊)、神字日文考補遺一卷(未刊)、元祿寶永年間秘錄一卷(未刊)、西洋列國史略二卷。合計四部六卷。

地理書 中國九州紀行一卷(未刊)、九州紀行一卷(未刊)、自筆風土記一卷(未刊)、奧羽國郡圖一卷(未刊)。合計四部四卷。

經學書 尙書古序註二卷(未刊)、尙書後辨五卷(未刊)、禹貢集覽二卷、禹貢餘義一卷(未刊)、禹貢雜指拔書一卷(未刊)、格物新論一卷(未刊)、幽風古義精蘊一卷(未刊)、幽詩十篇一卷(未刊)、審幾微一卷(未刊)、管子節約一卷(未刊)、讀莊子一卷(未刊)、體松詩集初篇一卷(未刊)。合計十二部十八卷。

醫學書 西洋藥物考二卷(未刊)、西洋藥物考補遺一卷(未刊)、神濟熱治法一卷(未刊)、小兒診法附妊娠一

卷(未刊)、熱病論附齒斷脈腫病一卷(未刊)、熱病論一卷(未卷)、浣腸法一卷(未刊)、藥法集一卷(未刊)、
神丹方劑一卷(未刊)。合計九部十卷。

製煉書 石版製法一卷(未刊)、洋紅製法一卷(未刊)、寫真鏡製法一卷(未刊)、佐藤家傳法一卷(未刊)、法
法談寺傳法鑿造秘訣一卷(未刊)、榨蠟諸器物圖一卷(未刊)、銘酒原醅秘方一卷(未刊)。合計七部七卷。

雜書 詩文集一卷(未刊)、書翰集一卷、諸書拔書一卷(未刊)、古語雜乘一卷(未刊)、備忘錄一卷(未刊)、
雜說備忘錄一卷(未刊)。合計六部六卷。

第四章 信淵が思想の時代的特徴

信淵の思想が如何なる内容のものであつたかは以上記述する所によつて略明かになつたと思ふが、然も彼が抱持する廣大なる思惟の世界に於て、時局的に最も緊切な位置を示すものは何と云ふても彼の意圖した國土計畫と、作戰兵技と、それから歸納した大東亞經綸論であつた。彼のあらゆる哲學と、經濟政策理論とを、此の三つの重點に歸して考へる時、始めて信淵の現代的意義が明かにされるのである。即ち彼が思想は日本國土上に理想國家を建設して皇國の富力を充實し、此の充實した高度國防體制を以て東洋經綸、世界新秩序を打ち建つると云ふ順序を以て展開するのであるが、然も國難突破手段としての作戰兵技と其の練磨に注意を拂ふた所に、一段と彼が思想は時代の色調を帯び來るのである。仍て茲に彼の意圖した國土計畫と作戰兵技と大東亞經綸論とを抽出して、彼の思想の現代的意義を一層明確にするであらう。

第一節 彼が意圖した國土計畫

現下の時局に照し合せて、信淵の思想の時代的特徴として擧ぐべきものは何と云つても彼の綜合經濟觀の中に描かれてゐる國土經緯、今の言葉で云へば國土計畫である。彼の高唱する國土經緯は人口問題から出發し、人間の増殖するのは天神の許し給へる男女交歡の情に基くものであるから、此の生理的情感は適當に伸ばさせねばならぬ。之と同時に人間が此の世に生れた以上は生きて行かねばならぬ、それには盛んに原始産業たる農、林、海、礦の産物を切り開いて生産に邁進せねばならぬ。然もかうして生産が擧つても、此の産物を一部の商人が買占めて暴利を貪れば、衆多の人民が困窮するから、商業組織に一大改革を施して商業を專賣とし、現存の町人を國家の使用人として集荷配給の事に當らしめねばならぬ。斯くすれば國家の収入が確保されるから、之を善用して國家自ら軍備充實、貧困救濟、其他の社會事業を直營するがよい。

以上の如き經濟體制が整備されるれば、必ず一國の富力は増進するから、此の富力を背景として國軍を整へ、大兵を動員して皇國の四隣を殉へねばならぬと云ふのであるが、信淵は以上の如き國土經緯を斷行するのに、決して單なる唯物的觀念に囚はれず、終始一貫するに神道哲學を以てし、皇祖皇宗の御威徳に従つて皇國の諸侯が先づ自ら徳を磨き道を修め、以て此の御威徳を萬邦の民に施して各々

其の處を得しめねばならぬと云ふのである。

蓋し如何に偉大な人物でも其の時代に生を享け生活する以上、其の時代の色調を帯びないものはない。信淵に於ても其の事を否定することの出来ないのは後に述ぶる通りであるが、然も彼は此の時代的環境を超越して、独自の世界觀を以て新日本を建設し時代を導かうとしたのである。唯彼が封建末期の人物であつたわけ、一應は其の時代の影響を受けてゐたことは否定し難い。併し乍ら彼が偉大な思想家であるわけ、他面には其の時代の思潮を乗り越えて、彼独自の新世界を構想し、其の實現に邁進しようとしたのである。即ち彼は當時の封建社會を改造し、支配者たる武士を起用すると共に、徴兵制度を採用し、個人主義的な營利事業を否定して、一切の資本主義的産業を國家に收めて之を國營にしようとしたのである。彼がかゝる思想體系に到達する迄には、幾多の迂餘曲折を経てゐる。蓋し彼も亦時代の産物なりし故、中年迄は大體に於て其の時代の社會組織の存在を肯定し、徳川封建社會が含んでゐた弊害も抹消的な現象として認め、之を除去するには應急的手段でよいとの考へを持つてゐた。併し彼はかゝる時代相應の觀念を何時までも信奉せず、結局社會的害悪は本來の封建組織其のものうちに内蔵する本質的のものであるから、之を消滅せしめねばならぬと云ふ所迄來たやうであるが、併しかうした思想を、彼は赤裸々に出して論議することを避けてゐたことは彼のあらゆる著述を見れば判る。何れにしても、彼のかゝる思想的發展は、彼自らの天分に基く偉大な組織的思索力に

よるとは云へ、外部には彼の存命時代の大事件たる天保八年の大鹽平八郎の亂を轉期としたやうである。之と共に次節に述ぶる天保十年乃至十三年の阿片戰爭を契機として彼の思想が轉換したものと、如くであるが、本節では主として彼の意圖した國土經緯中の教化組織と行政組織、竝に産業組織に就て述べようと思ふ。而して彼の國土經緯論は深遠なる皇道哲學から出てゐるから、此の國土經緯を語るにも其の前提として彼の哲學に再び觸るゝ必要がある。彼の國土經緯論が神道哲學に基礎を置いてゐることは既に前に述べて置いたから、此の點は省略し、而して更に此の神道哲學から演繹された經濟思想の展開を述べることにする。

二

偕て彼の經濟思想の根源を見るに、彼は前にも一言したやうに、先づ國民生活の基調を人口増殖に置いてゐる。即ち人間の生存慾と性慾とは天地の神意に依て催す所のものである故、必ず之は充されねばならぬ。元來、人間が萬物の靈長としての教へを受けなかつた往時に於て、人間を左右する最大の衝動は衣食住に對する慾望であつた。一箇の生物たる人間は、以上の二つの慾望に感滿し、唯それのみに心を奪はれ、精神的存在としての人間の本質を忘れ、或は衣食の爲に鬭争したり、又住居とか婦女とかを争ふて鬭争さへした。併し人間は一面精神的存在であるから、永久にかゝる鬭争を繼續する

ものではない。即ち人間の中から人倫に明な者が出て、人間全體の調和即ち道義の標準を立て、之れを目安として相争ふ者の是非曲直を斷じ、其の理法に背かないやう教化を施して本性に歸らしめ、其の善良なる者を信賞して精神的に引き立て、以て人間としての本質を發揮させねばならぬ、若し此の道義を以てしても尙凶暴にして教化に服せざるものあらば、嚴重に刑罰を加へて之に服従せしむる。此の事が國家を治むる根本法であつて、其處から政治と教化と武備が起り、人間の國家的生活が起るのである。詰り國家生活とは人間が生物としての慾望に囚はれず、人間本來の良心を失はず、精神的存在としての生活を辿らしめようとする所にある。彼のかうした考へ方は單に經驗的な、又歴史的な考察からのみではない、日本神典の一つたる古事記の思想に準據しつゝ、時間を超越した皇國の觀念から發現してゐる。此の皇國觀念の根本に於て、彼は君主の性格につき如何に考へたかと云ふに、彼は一國の君たる者は人民を教化して天命に従はしむべき師匠役である、畢竟は萬民の苦難を救はんが爲に天の置かせ給ふものであるから、克く其の徳を積み智を磨いて垂範の實を示さねばならぬ、之が政道に適用されたものが所謂創業であると云ふのである。此のやうにして上は君主より下は人民に至るまで萬物の靈長としての本質を發揮せしむることが政道の本義である。それから更に進んで國民の食物や衣類が足りない時には、國民は皆な其の本性を失ふて動物的本能に走ることになり、殊に妊婦が墮胎したり、故殺したりして、其の赤子を養ふことが出来なくなる。且つ其の窮乏の甚しいものになる

と、親子兄弟離散し、老弱のものは餓えて路傍に横死し、強壯な者も他國に漂浪する、そして田畑は悉く荒蕪に歸して村里に人間が居なくなるのである。元來天神が天地を鑄造して、萬物を生育し、世界を富盛ならしめようとする所以は、取も直さず人間を撫育し繁殖せしめんが爲である。國々の資源を餘す所なく開發して得た資材で他國と貿易して有無相通するやうにすれば、其の人民を撫育し天壽を保全し子孫を愛育せしむる材料に供して餘りある筈である。故に百穀百貨を始とし、種々水陸の物を開發して、國內を豊饒にすることが君主として最も大きな任務であると云ふてゐる。

次に國民の義務についての彼の概念を見るに、國民の義務觀念は大體以上の記述によつて窺はれると思ふが、彼は總ての國民には上下に尊卑の隔てなく、皇祖皇宗の子孫として平等神聖なるべきであるとする。従つて彼によれば、皇道の宣布さるゝ世界に於ては、單に武士階級のみならず、武士を給養してゐる百姓階級も共に其の困窮と苦難から救濟されなければならぬと云ふのである。

蓋し信淵が存命した時代は徳川封建時代の末期に近い頃であり、其の社會組織としては武士は農を治め、農は武士を養ふ社會相を呈してゐたが、當時貨幣經濟制度が既に發達し、貨幣運用による町人階級の擡頭が著しく、之が爲に貨幣經濟に恵まれざる一部庶民が貧困に陥るに至り、信淵は其の慘狀を目撃して憤慨し、其の窮狀を救ふ爲に復古法即ち商業專賣法を實行せよと云ふに至つたことを見逃してはならない、其の事は改めて後章に於て再説するが、要するに以上の經國濟民の大理想を實現す

る方便としての所謂國土經緯が彼により構想されたのである。

三

彼が意圖した國土經緯の方式は如何と云ふに、最先に考へたものは帝都である、帝都は當時京都に在り、遠く一千年の昔、桓武天皇が山城盆地に皇城を造營せられて以來同處に在らせられたのであるが、信淵は日本全國の地理的、經濟的、軍事的狀勢から見て、帝都の位置としては江戸の方がよいと考へたのである、此のやうに彼が逸くも江戸遷都のことを考へてゐたことにも、彼の卓見の一端が偲ばるるのである。

帝都が一たび定まつたならば、其の次には全國の行政區劃を制定せねばならぬと考へた。即ち彼は日本全國を次の如く三府十二省に區分したのである。即ち青森省〔津輕北部、秋田、仙北、西蝦夷（省廳の所在地を青森とする）〕。仙臺省〔磐城、相馬、仙道、大崎、南部、東蝦夷（省廳の所在地を仙臺とする）〕。沼垂省〔越後、會津、米澤、最上、莊内、佐渡（省廳の所在地を沼垂とする）〕。金澤省〔越前、加賀、能登、越中（省廳の所在地を金澤とする）〕。東京府〔上野、下野、常陸、上總、下總、安房、武藏、相模（省廳の所在地を江戸とする）〕。府中省〔信濃、甲斐、伊豆、駿河、遠江（省廳の所在地を静岡とする）〕。名古屋省〔美濃、飛驒、三河、尾張、伊勢、志津（省廳の所在地を名古屋とする）〕。

膳所省〔若狹、近江、山城、大和、伊賀、丹波、丹後（省廳の所在地を膳所とする）〕。西京府〔河内、和泉、播磨、播磨、淡路、紀伊（省廳の所在地を大阪とする）〕。松江省〔但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐（省廳の所在地を松江とする）〕。萩省〔美作、備後、備前、安藝、周防長門、對馬（省廳の所在地を萩とする）〕。高知省〔阿波、讃岐、伊豫、土佐（省廳の所在地を高知とする）〕。博多省〔筑前、豊前、豊後（省廳の所在地を博多とする）〕。熊本省〔肥前、肥後、筑前、筑後、壹岐、天草、五島諸島（省廳の所在地を熊本とする）〕。大泊省〔日向、大隅、薩摩、琉球諸島（省廳の所在地を大泊とする）〕。斯く區劃した後には彼は中史各省の行政組織に就て考へたのである。

信淵が斯る行政上の大改革を考へた時代には、徳川幕府並に各藩が嚴存し、一大革命を前提としなければ到底實行されさうにも無いことを彼は企圖したのである。此處が信淵の思想の卓抜なる所でもあり、又空想家であると云はれてゐる所以でもあるが、彼の死後二十年を出でずして明治維新の到達したことを思へば、かうした考を持つてゐた彼は強ち空想家であつたとは見られない。

四

以上の如き行政區劃を設定して置いて彼は中央より地方に通ずる政治機構のことを考へた、即ち三台六府の新設がそれである、其の中の三臺とは今日の司法省（太政台）と、文部省（教化台）と、神

祇院（神事台）を合せたやうなものである。而して六府の一は農事府、二は開物府、三は製造府、四は融通府、五は陸軍府、六は水軍府であるが、此の中の三台と六府中の農事府と、開物府と、融通府とが今日より見て最意義深いものであるから、左に三台と上記三府に重點を置いて述べ、六府中の他の三府は簡略に説明することにする。

先づ第一の三台から語るが、彼は國家の精神的指導機關として教化台、神事台、太政台の三台を設け、其の役員として各台に大師、中師、小師、亞師以下上中下官を置くことを考へた。教化台は現今の官制より見れば文部省と大學校とを兼ねたやうなものであつて、教育行政機關である。全國學校の支配は悉く教化台が司り、學制の樹立、教師の任免乃至其の他の教育行政には他の機關の干涉を許さざることを以て定制とするのであつて、三台並に六府の所屬官吏は皆此の卒業生中より選抜して補任するのである。教化台を總裁する者は即ち教化大師で、日々大學校に於て造物主に代て産靈の大道を解説し、養生をして天理を會得せしむる聖なる任務を負ふのである。此の官衙は天下の人材を教育して政治の概要を辨せしむるを任務とするから國家機關中最重要のものとして考へ、皇國が古來此の官衙の制度を缺いたから英傑の士を生むこと少く、人材を供給することが出來ず、爲に偶々天才が出ても明玉の泥中に沈むやうに、惡政のために溷濁せられて其の穎智を發揮することが出來ず、野に遺賢の多いのも是が爲めであつたと云ふのである。彼はかうして明治維新後の大學教育乃至専門學校教育の前提のことを考へてゐた。次に神事台は神道を司る機關であつて、其の管轄に屬するものは全國大小の神社は勿論、神官の補任をも含むのである。此等の統制に關して、他機關の干涉を許さざること教化台の教師補任の場合と同様である。信淵は元來其の思想の根源を神道に求めてゐたので、彼の教化思想中に佛教を重んじてゐないのは當然で、佛教のことは餘り考へられてゐない。次には太政台であるが、太政台は前にも云つたやうに今日の司法並に警察機關の如きものである。彼は司法と警察の目的は、公私の生活に於て國民に道德的規範を與ふるものと考へ、之を教化の一機關としてゐる、此の目的實現の爲に彼は太政台を設けて、中央及び地方の非理を監察し、罪人の出た場合之を逮捕する警察官、囚人を收容する監獄、訴訟を聽斷する裁判所を置かんとしたのである。彼れ曰く、刑名を審にして國家の憲法を嚴肅にし、律令を明にして苟くも免るゝ者無からしめ、至誠を以て清心を求むるが故に、惡人も其の惡を隠すこと能はず、律を以て罪を定め、判例を以て律を輔くべしと、彼の期する所は斯くの如く至誠の嚴律に存したのであるが、彼が司法警察を獨立の官省とせず之を三台の内に含め、一方に教育と宗教を抱き、地方に司法警察を司らしめようとした所に深遠なる意圖が現れてゐる。切言すれば罪人に刑を課することを一種の教育と考へてゐたのである。尙彼は以上述べた中央機關としての三台に對し、地方機關として二萬石の地域に一個の小學校を設くる案を持てゐた。其の名は小學校であるけれども、實質は今日の中學校のやうなものである。そして此の小學校をして地方廳の事務

提のことを考へてゐた。次に神事台は神道を司る機關であつて、其の管轄に屬するものは全國大小の神社は勿論、神官の補任をも含むのである。此等の統制に關して、他機關の干涉を許さざること教化台の教師補任の場合と同様である。信淵は元來其の思想の根源を神道に求めてゐたので、彼の教化思想中に佛教を重んじてゐないのは當然で、佛教のことは餘り考へられてゐない。次には太政台であるが、太政台は前にも云つたやうに今日の司法並に警察機關の如きものである。彼は司法と警察の目的は、公私の生活に於て國民に道德的規範を與ふるものと考へ、之を教化の一機關としてゐる、此の目的實現の爲に彼は太政台を設けて、中央及び地方の非理を監察し、罪人の出た場合之を逮捕する警察官、囚人を收容する監獄、訴訟を聽斷する裁判所を置かんとしたのである。彼れ曰く、刑名を審にして國家の憲法を嚴肅にし、律令を明にして苟くも免るゝ者無からしめ、至誠を以て清心を求むるが故に、惡人も其の惡を隠すこと能はず、律を以て罪を定め、判例を以て律を輔くべしと、彼の期する所は斯くの如く至誠の嚴律に存したのであるが、彼が司法警察を獨立の官省とせず之を三台の内に含め、一方に教育と宗教を抱き、地方に司法警察を司らしめようとした所に深遠なる意圖が現れてゐる。切言すれば罪人に刑を課することを一種の教育と考へてゐたのである。尙彼は以上述べた中央機關としての三台に對し、地方機關として二萬石の地域に一個の小學校を設くる案を持てゐた。其の名は小學校であるけれども、實質は今日の中學校のやうなものである。そして此の小學校をして地方廳の事務

をも兼ね行はしめる、例へば租税の取り立てなども小學校で行はせようと云ふのである。

此の小學校から派生して更に廣濟館、療病館、慈育館と云ふのがあるが、何れも今日の養育院に當る。又遊兒廠や教育廠と云ふのがあるが、之は今日の幼稚園に類似してゐる。信淵が此等の教化機關を作るべしと云つた主要目的は、此等の諸機關をして饑饉の際に饑民を救ひ其の被害を少からしめようとしたのであつた。再言すれば、廣濟館とか、療病館とかによつて直接饑民を救濟し、慈育館、遊兒廠とかによつて手足まとひになる子供を收容して、農業能率を上げようとするのであつた。彼がかうした施設を力説して止まなかつたのは、彼の實地見聞による體驗から出てゐる。彼は弱年十三歳の時に父玄明窩に従ひ松前並に奥羽諸國を旅行したことがあつた。當時奥羽地方には飢饉が起り、農村の慘狀目を蔽ふべきものがあり、此の時の記憶が彼の心底に深く刻み込まれてゐた。其後諸國を遊歴するに及んで、庶民の生活難より來る墮胎故殺が甚だしく行はれてゐるのを目撃して彼の心を傷めたのである。此の慘狀を慨歎した文句は彼の著書の隨所に見られる、例へば「草木六部耕種法」の一節に上總國百姓十萬戸ある中に、妊娠女の自ら其の兒を墮胎して殺すこと毎年三四萬づつもあり、悲むべきことではないかと云つてゐる如き其の一例である、即ち知る彼が老幼保護の必要を力説してゐるのは、彼が遊歴中に見聞せる事實に端を發してゐるのである。

五

次に六府のことに觸れるが、四民に適當な職業を與へて徒食せしめないやうにする爲めには國民全體の産業能率を高め、一民一業の建前で勉勵せしめ、各々分を守りて他業に手を出すことを禁ぜねばならぬとした。此の見地に立つて、信淵は國民を其の職業によつて草民、樹民、礦民、賈民、傭民、舟民、漁民の八種に分けたが、右の如く八種に分けた庶民が實際に營む産業部門は農業、礦業、工業、商業、林業、牧畜業、交通業、漁業の八種であつて、此等産業を統制すべき行政機關の第一は本事府（又は農事府）と稱する役所を起し、農業に關する一切の事務を見せしめようとするのである。徳川時代の各藩には郡奉行又は勸農奉行が置かれて農政を司つてゐたが、之に代るべきものとして彼は中央に農事府を置くことを考へてゐたのである。信淵の經濟學は頗る廣汎に亘つてゐるけれども、農業に重點を置いてゐたから、此の農事府を相應に重要視したのである。

第二の機關は開物府であるが、之は樹民と礦民を管轄し、其の生産の發達を圖るを主任務とする。此の府には奉行一人、長吏二人、參政四人、小奉行八人及び上中下の官使數百人を置くのである。幕末に於ける我が國の經濟段階は未だ土地經濟時代に在り、礦業は未だそれ程重要視せられてゐなかつたが、然も此の種地下資源の開發に彼は深い注意を拂ふてゐたのである。

第三は製造府である。此の府は各種の製造工業を管理する官衙である。信淵は製造工業を四十七種に分類してゐるが、彼は製造府は天下の工民を統御して萬物を修理製作せしむる事を司るもので、先づ第一に帝城及び諸方の神社、三台、六府の宮殿樓閣より、諸國諸城の宮闕府庫、學校、諸官署其他王侯貴人百官諸士の邸宅、萬民の室家を造營することを始めとして、橋梁、舟車、武具、馬具、農具、雜具、玩弄の諸物に至るまで、凡そ世人日用の諸器械を製造せしむると云ふのであるから、今日で云へば大藏省管轄局の如きものを考へてゐたのである。

六

第四は融通府であるが、以上の農事府や開物府により生産された物品を如何に處分するかと云ふに、信淵は農民を始めとして一切の生産に従ふ人民は、其の生産品を私に賣買することを許さない、賣買を司る者は國家自身である。國家は國民の生産を管理すると同時に、自ら分配をも行ふ。其の中央機關が即ち融通府である。此の融通府は第一に商民を管轄して國家管理の下に商業を営ましむる處の機關である。それには先づ商人を國家の使用人とし、各町村を巡回せしめて人民の生産品を買収せしむる。例へば農民の作り出した五穀、蔬菜、藥物、眞綿、麻糸、染料、諸竹、席草、菅、烟草等の物産をば此の府の役人をして買上げさせ、之を悉く中央融通府に通知し、其の物價を適當に賣却し、其の價金

を農民に配分するのである。之が爲に村々に産物會所を建て斡旋する。融通府の役人は商人を引き出して村々を巡回し、其の品物を買取らしめて、其の代金を地方官署より支拂ひ、其の買上品をば融通府より各地方の支署に引取らしむるのである。要するに融通府の役人は常に地方の支署を巡り、農民が入用の品物を使用商人から買つたならば其の代金を支署を通じて受け取り、又農民の生産した農産物を買上げたならば、其の代金を支署を通じて支拂ふのである。國家は以上の事業を營むに當りて滿全を期する爲に、諸國諸郡の要港及び都會に平準館なるものを置くのである。此の館の任務としては一地に多い品物を少き所に運び、安價な品物を高價な所に移して有無相通じ輕重相交へて、東西南北たりと雖も各地に生ずる所の物産をして常に其の價格を平準にし、品物に過不足なからしむるのである。即ち物價の平準を期するを目的とするから、平準館と云ふ名稱を與へたのである。此の平準館勤務の官吏は毎日商人を指揮して、其の近傍の村々に市場を開き、草民、樹民、礦民、舟民、漁民等に日用品を賣らしめ、且つ各村々に生ずる物産を受け取て之を平準館に統合し、或は其處の公營市場に集めて之を賣るのである。故に信淵の意圖する理想國に於ては、商人は國家の使用人として俸給を受け、貨物の賣買に従事するのである。

又此の融通府は更に他の仕事として、國民の金融機關としての役目を帯びてゐることに注意しなければならぬ。即ち國家の立場から見て、或る事業が融資を必要とする場合には、融通府をして無利子

で十分の資金を貸付け、其の生産を助けしむる。又各地に典當館即ち公設質屋を設置して質業を官營とし、庶民をして高利の負債に苦しむことなからしむることをも考へてゐた。

斯の如く彼は商業並に金融を官營にしようとするのであるが、其の理由として次の如く説いてゐる。抑々此の府を建て人民の商業と質業とを嚴禁する所以は、凡そ貨物を交易すること、高利の金銭を借すこと、は同じく其の利潤を貪るものであるから、之を人民に許す時は必ず人民中に豪富なる者が出て来て、貧民に高利の金を貸し付け利足に利足を加へて困窮せしめ、終には貧民の産業を奪ひ取て兼併するに至るであらう。斯くなれば貧民は己が産業を富民に剝奪せられ、富民の田畑を借りて小作し、公税の外に多くの小作料を取り立てられ、豊作の年でも衣食の足らざることがあり、況や凶歳に於てをや。結局所謂富豪兼併の禍に罹つて小農の眷族を飢寒せしめ、其の兒孫を困惑させて、遂に他國に離散するもの幾萬人と云ふことを知らないやうになるであらう。豈是農民のみならんや、山民、礦民、百工、漁夫に至るまで高利の金に縛られて生涯富豪に使役せらるゝに至るであらうと云ふのである。

要するに融通府は商業交易を國家管理の下に專賣的に行はせようとする中央行政機構であつて、各地方の海港と城下町にある平準館をして貨物の有無を調査し、賣買せしめ、其の間に有無相通じ價格を調節せしめようとするのであつて、從來の商人は國の使用人となし、國から俸給を支給し、是迄の如く各自が商賣をして鞘を取ることを許さぬことにする。又此の融通府は金融機關をも兼ね資金の貸

付をもなさせようとするのであるから、融通府は今日の大蔵省と日本銀行を兼ねたやうな機關であつた。此の國家の行ふ專賣事業から益金が生れ、其の收入によつて一切の國費を賄ひ租税を輕減するところが出来、又其の益金から無利子貸付金も生れて來ると彼は考へたのである。信淵の斯る國家流通經濟論は當時既に相當發達してゐた貨幣經濟制度と、前期的資本主義制度を背景として見て始めて理解されるのである。

七

第五の機關は陸軍府である、陸軍府の任務とする所は、一方に兵器を精銳にし陸軍の將兵を支配して以て不慮を警め、來寇を防ぎ、不逞の外敵を征伐するに在る。此の陸軍府に就て彼は面白いことを考へてゐた。それは此の陸軍府をして産業行政に關する任務をも兼ねしめようとしたのである。即ち彼は日備稼ぎをして渡世する傭民即ち筋肉勞務者や、交通勞務者や、牧畜業者やを管理し、以て陸上交通及び土木建築等に對する勞働力確保の任をも負はせようとするのである。隨つて此の府には「辨專館」なるものを置いて、上述の勞働者即ち各種の傭民を支配し、車馬人夫等凡て陸上に於て貨物を運送に關する用事は、此の館に申込みば直ちに其の事を辨するのである。又土木建築等の爲めに多數の車馬人夫を要する場合も同然である。更に又此の府は牧場を諸國に設けて監督支配の任に當り、牛

馬豚羊の蕃殖をも圖る。蕃殖した牛馬のうち、國用以外のものは之を融通府の手に納め、其の代金を牧畜業者に分配するのである。獵師も亦此の府の管轄に屬し、陸軍府の命によつて數多の野獸野禽を獵せしめられ、其の肉のみならず、皮革羽毛骨角等を集め、其の收獲物を融通府に送つて代金の分配に預からしむるのである。

八

最後に第六の機關としての水軍府は陸軍府と同様、一方には海軍々人を支配して海軍戦法を究明し、海軍將士を四邊の要港及び諸島に配して海上を守り、不虞を警戒し、進んで海外進展の企圖をも司る。故に大小數多の軍船を建造して之を諸軍港に集め、非常の用に備へて置く。尙水軍府に於ても水上に渡世する漁夫及び舟乘を此の府の管理に屬せしむることを彼は考へてゐた。又此の府には水路辦事館なるものを設け、國家の船舶を管理し、水運に關する一切の事務を取り扱ふ爲に、諸港に官署を設けて所要の官吏を置き、貨物の運輸を監督して遲滯なからしむる。而して配下漁民の採獲せる魚類海草等は融通府に送つて代金を受取り分配すること、陸軍府の下の牧畜業者が陸軍府に對すると同様である點に、吾等の注意は向けらるゝのである。

尙ほ注意すべきは陸軍府に於ても、水軍府に於いても軍の作戰に必要な勞務者を他府の管轄とせ

ず、陸軍府が牧畜業者を、水軍府が水産業者を直接に管轄したことである。蓋し作戰に必要な勞務員を直接に二軍府が管理し、陸軍と密接なる牧政を陸軍が司り、河海産業たる水産を海軍に管掌せしめようとしてゐる所に、信淵の頭腦の明敏さと、緻密な綜合力が窺はれる。

而して又彼の立てたる此の水軍府の立案と、後節に説明する作戰と兵技とは密接に關係してゐる、此のやうにして彼は中央官衙としての水陸兩軍府を設け、其の指導によりて兵備を整へ、進んで海外作戰をなし、更に海陸兩軍の統帥をなさしめようとした。茲に彼の建軍思想の綜合性が見らるゝのである。世は未だ封建制度の下に在り、言論の極度に不自由な時代の下にありながら、幕府が最も嫌厭する拔本塞源的軍事論を力唱してゐる所に、彼の勇猛心が窺はれるのである。

九

以上述べた所が信淵の構想した國土計畫に於ける行政機構の輪郭であるが、其の中に於て信淵が最も力を盡した點は産業組織としての融通經濟である。寔に一國の隆替の係はる所は、其の國の財政經濟に負ふ所が極めて大であると共に、當該國の内部に於ける富の分配が正しく行はれてゐるか否かに係るのである。換言すれば國內の貧富の差が餘りに甚しければ、其の國家が内部より破綻する處がある。此の故に信淵の目指す所は一國內部に於ける富の分配を規正しつゝ、其の國家全體としての經濟

力を総合的に増強せしめようとするのであつた。此の故に彼が最も其の研究に精力を集中したのは此の國家總合力の結成であつた。

彼の在世時代に於ける日本國內の實狀を望見すれば、世は二百來の太平を謳歌され、上は幕吏諸侯より下は庶民に至る迄、只現在を安易に渡ることのみを念願して、其の將來を慮らず、柔弱の思想全國に漲り、武家の多くは都會の繁昌にのみ意を用ひて農村の疲弊を省みず、又富者を最負して貧者を酷遇し、爲に益々貧富の階級的對立を激しからしめてゐた。列藩内の斯る階級分裂は總て藩目體の衰頹を示すものであると彼は考へたのである。即ち之を其のまゝに捨置くならば、恐らくは永久に救ふべき機會なく、皇祖皇宗の聖徳も或は世に斷絶するかも知れぬ、歎すべきの至りであると言つてゐる。故に彼は國土計畫に骨組をする爲に國家機構を根本的に建直し、之を一國の明君が主宰し、以て皇國全土を鞏固にし、其の覇を全東洋に繰り擴げ、八紘爲宇の理想を大成せしめんとしたのである。

第二節 彼が考察した作戰と兵技

從來信淵傳の記者は専ら農政學者乃至社會改革論者として彼を取扱つて居り、實は私の舊二著に於

ても主として此の方面に重きを置いて説明したのであつて、彼の國防乃至兵學に就ては從來餘り紹介されて居らず、唯最近に至り時局の要請により彼の此の方面に對して注意が向けられ始めたに過ぎない。之れは彼の學問思想が、往年織田氏並に瀧本氏により家學全集として公刊されてゐるけれども、彼の兵學に關する著述が多分に割愛され、それが寫本のまゝ残つてゐて、一般人士の眼に觸れる機會の少なかつた事に依るのである。信淵の國防關係の著述としては、從來主として既刊本の「宇内混同秘策」や「存華挫狄論」其の他に集中せられてゐたのは事實であるが、是丈けでは信淵の作戰と兵技に關する智識を見ることは出来ない。織田氏は明治三十年前後に活躍した學者であり、瀧本氏は明治末年から大正にかけて學界に活動した人であつて、兩氏在世時代の日本社會は云はゞ自由主義的空氣が濃厚であり、隨つて信淵に對する考へ方にも影響し、信淵を經濟學者としては認めるが、兵學者としては冷眼視してゐた。否な彼は一部の人達から一片の侵略論者として排斥さへされてゐたことさへある。然るに今、大東亞戰爭に入つて以來、信淵は兵學者としても重きを成すに至つたのである。

偕て信淵が一面の兵學者であることは彼が家學に基いてゐるとの事は同時代の「海國兵談」の著を以て知られたる勤王家林子平が、信淵の父玄明窩の弟子であり、幕末伊豆蕪山に反射爐を築いて大砲を鑄造した江川太郎左衛門が信淵の弟子であつた事や、又彼自身か自ら執筆した兵學や國防に關する著書としては徳島藩に上つた「三銃用法論」「鐵砲窮理論」「防海策」があり、又天保四年には「兵法

一家言」の著があり、晩年の弘化四年には伊勢阿濃津藩の爲に「吞海隆基論」「防海餘論」「陸戰法秘訣」「水陸戰法秘訣」等を公にし、死去の前年嘉永二年八十二歳にして病臥中最後の著述として「存華挫狄論」を同じく阿濃津藩に上るべく書いて、生涯の幕を閉づる迄、作戰兵技に關する研究をも他の經濟學と共に續けてゐた事に思ひ至る時、彼が作戰論者、否な一面の兵器學者であつたことが窺ひ得らるであらう。仍て茲に從來比較的看却せられてゐた信淵の作戰兵技に關する所論に就いて見る。

信淵の作戰に對する態度は、我が天保十年乃至十三年に英支兩國間に起つた阿片戰爭を中心として、其の前と後との二期に區別して見ることが出来る。信淵と阿片戰爭のことに就ては著者の舊著「國家と農村」にも一言して置いたが、阿片戰爭以前に於ては、彼は専ら皇國の宇内統一を論じ、皇道世界の實現を理想とし、現に文政六年には其の意味を盛つた「宇内混同秘策」の力著がある。彼は其の頃までは當の假想敵國を西隣の清朝だけに擬してゐたが、阿片戰爭後、清朝が英國に對して慘敗の憂き目を見るや、假想敵國を清國より英國へ置きかへ、向後日清兩國は互に相提携して英を討伐し、西洋諸國の東洋侵略を防ぎつゝ、皇道光被の實現を期さねばならぬと云ふやうに變つた。

惟ふに近世の初頭、徳川氏によつて鎖國の體制が形成されると、其の頃既に東漸しつゝあつた西歐諸國の侵略に對する危懼が一應忘れられたかの觀を呈したが、之と時を同じゆして日本の最も恐るべき攻防の對象となつたものは清國であつた。かうした恐清症の裏には二つの思想が流れてゐた、一つ

は支那の學問に對する傳統的尊敬であつた。荻生徂徠の如き其の大なるものであり、今一つは支那國力の表面的強大さであつた。斯くて清國に比すれば、ロシアの南下やイギリスの東漸は、未だ當時の學者達を左程刺戟してゐなかつた。かうした考へ方は信淵によつても承け繼がれ、彼が初期の著作「防海策」にも清國に對して警戒する必要を語り、清國は其の國力強盛であつて、地理的にも日本に近から、萬一野心ある國王が清國に出て、日本兼併の志を起さば、其の憂患の大なること、ロシアの比ではないとか、又其の後に著された「宇内混同秘策」にも主として清國を伐つべき方策を述べてゐる。

二

話は再び阿片戰爭に歸るが、周知のやうに、阿片戰爭は我が天保十年に支那廣東で林則徐がイギリス商人の所藏した阿片を沒收燒棄したのに端を發して、兩國砲火の間に見え、遂に支那側の敗戦となり、其の結果天保十三年南京條約を締結して香港を割讓し、支那側の大敗北に終幕したのである。信淵は此の戰爭の進行中天保十三年の「物價餘論簽書」の中でイギリス人は忿心甚深くして飽くことのない海賊民であるから、支那との戰爭が片付けば勝利に乗じて我が國に攻め來るかも知ぬと論じて居り、又阿片戰爭終結後數年後にも出した「防海餘論」には歐羅巴人の性質は貧慾飽くことを知らず、豺狼のやうなもの、イギリスは殊更らさやうであるとて、イギリス侵略の野望を説破し、我國も

イギリスのかうした野望に備ふる爲、樞要の地には砲臺を築造して堅固たる軍艦を建造し、猛訓練を盛に行つて其の兵力を示し、以て彼國の侵略を未然に防がねばならぬとしてゐる。阿濃津藩に上つた「水戦法秘訣」にも抑々東洋人は元來仁義禮智の徳ある人民であるに反し、歐羅巴人は此の徳性更にあることなく、貧慾にして、常に他人の物を奪ふて己が有となし、他人の國を奪ふて己が領地と爲さうと欲する、即ち是れ西洋諸國一般の人情であると云ふて、西洋人が東洋人より道義的に劣れる所以を道破してゐる。「陸戦法秘訣」にも同様にイギリスは貧慾飽くなき賊國であるから、古來萬物豐饒世界第一の國と羨まれ居る日本に對して近く侵伐の念を起すこと必定であるとし、大にイギリスを警戒してゐる、そしてイギリス若し來寇するときは、其の他の國々亦悉く來つて我海邊を侵すであらうと、曾て印度帝國がイギリス、フランス等の領土を争ふて獲得せんとしたのに苦しんだと同様の事態を引き起すかも知れぬから、之れに對する防備が必要であると警告して居り、又彼が臨終迄筆を握り阿濃津藩に奉呈したと云ふ「存華挫狄論」にも、歐洲諸國民は遠く海外に航して通商の利益を得、加之、武備の弱い國を探し得て、其の國を侵略するを常とする貧慾飽くなき豺狼の心を持つものであるから、注意せねばならないと云つてゐる。それにしても、我國は東海の端に峙立して、金匱無缺の皇國であるから、如何に慾心深いイギリスでも、來襲することは容易ではいであらうが、唯貿易を行はんとして通商を目的に交渉位には來るであらう。其の時、必ずや我國軍備の弱點を窺ひ、弱いと知つ

たら盜心を起して、侵略の軍を差し向けるであらうから、之れを未然に防ぐ爲めに武備精銳を盡して士氣を鼓舞せねばならぬと、イギリスに對する國防の必要を強調してゐる。且又支那が日本の希望するやうに復讐の義兵を起しイギリスを反撃して、悉く其の侵地を恢復し、嚴しく遂ひ攘ふて、東洋にイギリスの遺類なからしめ、永く本邦の西屏たらしむる爲には、日支提携して排英作戦を實行すべきであると痛論してゐる。以上のことは私の舊著「國家と農村」の第一篇に於ても簡単に觸れて置いたが、信淵が漠然と對清國策を中心とする宇内混同論から、具體的な存華挫狄論にまで進んで來たことは當時の現實なる阿片戦争に引き摺られた結果である。別言すれば、信淵は阿片戦争以來、其の國防思想上に非常な轉換を示し、曾て敵視してゐた清朝が我國に對して何等敵對すべき實力なき事實を見せつけらるるや、前に假想敵としてゐた清國からイギリスに眼を轉じ、實際上イギリスが次第に東漸して、日本を犯す危険を身邊に感じた爲、日支相提携してイギリスに對抗せんとする觀念を抱懐するに至つたのである。茲に信淵の世界觀の移行と躍動が見える。再言すれば、彼は斯くの如く阿片戦争を契機として其の對外態度を一變し、イギリスを非常な強敵と見えるやうになり、それを東洋より一掃せんことに熱心したのである。

信淵は日本國內に對しては社會改革を叫び、外に對しては國防を論ずる學者であつたから、兵術の方面に對しても、後に述ぶるやうに進歩的意見を懷いてゐた。併し彼の國防思想全體から見る時は彼の戰技論は末消的なものゝやうに見えないでもないが、兵器と戰技を伴はない國防はあり得ないから、彼が此の兵器と戰技に力を入れて考へたのは當然であつた。換言すれば、彼が國防思想の中にも彼の世界觀と、國家觀と經濟觀と政治觀とが渾然一體をなして居り、此の輪廓の中の部分的存在として兵器論と戰技論が配されてある。従つて彼が西洋諸國の侵略を撃退するには、單に兵器戰技のみならず日本國家其のものを國防態勢に副ふやうに改造しなければならぬと云ふて居ることは、此の書の他の章下に於て屢々觸れた通りであるが、再應ながら茲で簡單に彼の國家哲學に觸れるならば、信淵の國防國家は皇道哲學から流れ出でゐる、當時東漸して東洋を窺つてゐた西洋諸國は飽く迄利益のみを求むる侵略者であるから皇國の國防は此の侵略者を未然に打倒しなければならぬ、由來皇國神道には西洋諸國のそれに優れた高邁なものが含まれてゐる、即ち皇國の軍勢は敵を反撃又は攻略するのみではない、反撃攻略は單なる手段として止むなく採るものであり、皇國の目指してゐる所は世界萬國の蒼生を安んぜしむるにある。人類は悉く皇祖天神の赤子であるから、天意を奉行して全人類を救濟するのでなければならず、此の救済に皇國が率先して其の任に當るのである。是れ謂ふ所の八紘爲宇の大理想である、此の理想を實現する爲には、我に財力と共に兵力がなければならぬが、財力は既

に前章に語つた處より明かであるから省き、兵力を如何にしてむべきかの點に就き彼の意見を見るに、當時既に封建制度は内部的矛盾を藏して國民上下の和協は困難であつたが、それにも拘らず、信淵は國防の擔任者を唯武士階級の手のみ委ねず、一般人民からも兵士を徵集する制度のことを考へてゐた。即ち彼は全國の行政區劃や軍隊配置の計畫案を敘述してゐる中に各地方の人民から幾何の兵士を募り得るか、應召人數を見積つてゐる。而して彼は國防を武士階級にのみ委ねず一般人民の中から強壯者を採用する制度のことを考へて、近代的徵兵制に接近せしめつゝあつた。但し彼は兵制樹立上武士階級を否定しようとしたものではない。寧ろ武士階級をして一般農民から徵募した兵士の指揮に當らしめようと考へたのである。兵を農より徵收する制度は戰國時代前後に於て足輕制度として活用せられ、豊臣時代に至り兵農の判然たる分離を斷行するに至り、全く見られなくなつたが、信淵は幕末の頃に於て兵農制度の再興を考へて居り、彼の維新前に各地方に起きた農兵としては、高杉晋作の奇兵隊を始め、其の他の諸藩の農兵何れも相當の性能を發揮したが、信淵自らも兵を農より起すことを深く考へてゐたのである。即ち封建的兵制から近代的徵兵制への移行が、信淵の頭腦に描かれてゐたのである。

彼は夙に蘭學者との接觸によつて、歐洲に於ける兵器の改良進歩、殊に火炮の威力の増大に就て學び、同時に兵器進歩が廣した戰術の變化に就て熟知してゐた。従つて來攻の敵軍に對しては、我國從來の刀劍弓鎗小銃等の武裝のみでは不十分であることも知つてゐた。そこで彼は數多の大砲を鑄造して要所に配置し、其の操練指導に力を入れる必要あることを強調し、以て大砲を中心とする攻防戰を力調したのである。

現に彼は其の著「三銃用法論」に今の世に方りて護國第一の利害は大砲に勝るものは無い、然れば數多の大砲を鑄造し、點放術を研究することが専用であるとの考へから大砲製造を述べてゐる。又「鐵砲究理論」にも大砲の製法を説き、大砲の發射法に就いて實驗の成果を記してゐる。此のやうに、彼は早くから大砲を實用に供するの必要を感じてゐたばかりでなく、それを實戰に應用する方法を科學的に研究したのである。而して大砲の重要性に關する彼の考へは阿片戰爭に鑑みて益々強まらざるを得なかつた。即ちイギリスが頻りに火炮を用ひて攻撃したの對し、清國は舊來の貧弱なる兵器を以て應戰したから、敗北の憂き目を見たのであるとて「防海餘論」の一節にも清國は世界の武器が強大となり、又戰法が猛烈になつたことをも知らず、又將士を統御するの軍政をなげやりしし、武備が弱かつた爲に敗れたのであると云つてゐる。殊に彼は阿片戰爭の戰略的經過を述べ、清國の敗因とイギリスの勝因とを評してゐるが、其の結論も矢張り清國が新兵器を採用せず、時代遅れになつた武器を使

用してゐた點に其の敗因を認め、巨砲の威力にイギリスの勝因を見出してゐる。斯くて信淵は日本軍が若し足輕を先手として、弓組槍組だけで戰爭するならば、我諸侯の兵も清國の軍兵のやうに過半は打殺されて土崩瓦解するであらうから、我國は急いで大小の鐵砲操練と砲術火術を勉勵しなければならぬと論じてゐる。而して信淵は嘗に陸戰のみならず、水戰即ち海軍にも注意を向けてゐる。此の事は彼の意圖した理想國家の三台六府中の政治機關として陸軍府と水軍府のあつたことによつても明かである。海戰に於ける戰技としては先づ「水戰法秘訣」に於て堅固なる軍艦を製造し且つ相當大きな砲彈の大砲を鑄造し一艘毎にそれに應ずる砲座を揃へ、平日海上を航行して、充彈發射の術を修練し、水戰の法を熟習させよとて大艦巨砲主義を唱道してゐる。既に屢々引用した彼が晩年最後の著述たる「存華挫狄論」にも、同様の趣旨が力説せられ、近來西洋諸國が極大なる砲を用ひてゐるから、戰技は一變し、我國でも、外寇の防禦には強大な火炮を鑄造しなければならぬと云ひ、更に進んで西洋諸國は廣大堅固な軍艦を作つて火戰に熟習してゐるから、之に對し我國でも水戰には軍艦の多いのがよいと主張してゐる。併し乍ら、巨大軍艦の建造は一朝にして成し遂げ難いものであるから、それが實現さる迄の間は差し當り小船に大砲をのせて敵艦近く漕ぎよせ、横腹の水際を狙つて打てば、敵艦は逃れ去ることが出来ないのであらうから、此の方法を工夫するがよいと云ひ、又空砲發射の反動を利用し敵艦に突進し、又小舟に積み載せた薪と火藥との力で敵艦を焼打ちする處の彼の所謂自走火

船を考案したりして、敵の堅固なる軍艦に對抗すべき防禦法を講じてゐる。又陸戦に於ても大砲を載せた車力を考案し、此の戦車のうしろから歩兵の精銳部隊を進撃せしむる戦技を案出した。斯の如き方法により世界の兵器の進歩が痛した戦技の變化に對應し、我國もそれに劣らぬ戦備を整へ、國防を完備せしめよと力をこめて説いてゐる。

五

注意すべきことは、信淵はかやうに軍備の近代化を主張してゐるが、他面に於て彼は我國古來の兵法の長所たる勇猛果敢敵に肉薄してゆく突撃戦法をも高く評價し、之を益々強化しなければならぬと云ふてゐることである。即ち時代に即應すべき戦技を古代戦法の中にも見出さうと彼は思慮してゐた。蓋し本邦武士の撃劍の靈妙さと、勇壯な血戦に至つては、夷國兵の企て及ぶ所でないとして、行軍砲を戦車にのせ、隊伍を作つて押し出し、勇往直進して敵の陣中に突き込み、本邦武士の得手物である槍を繰り出し、それで敲き倒し、刺し斃し、勇威を振ふて血戦する時は必ずや大勝利を得るであらうと、日本武士の生粹なる突撃戦法を高調してゐる。斯くて彼は近代的火器の整備に加ふるに、日本從來の突撃戦法の修練を等閑にしてはならない、否な銃砲火援護の下に從來の突撃戦法を強北して、團體的軍事行動に習熟させねばならぬと考へてゐたのである。

六

信淵は斯の如く國防體制を整備する手段として各般の兵術や戦技に就ての考案と意見を述べてゐるが、此のやうな意見は然らば當時何人に對して提出したのであるかと云ふに、彼は「存華挫狄論」、「吞海聲基論序」、「防海餘論」、「陸戰秘法」、「東西火攻辨」、「水陸戰法錄」、「水戰秘訣」、「自走火戰法」等の國防乃至戰技書を伊勢安濃津の藤堂家へ建白し、又「銃砲窮理論」、「三銃用法論」、「籌海新書」、「自走火船圖說」、「西洋列國史略」、「防海策」等は阿波徳島藩の蜂須賀侯へ奉呈せしものである。信淵在世當時には徳川幕府が嚴存しにゐたのであるから、各藩に於て若し信淵考案の武器や兵術が採用せられたならば、必ず徳川氏から睨まれたであらう。それかと云ふて、之を對外的に活用するには列藩割據の體制では如何ともなし難い事情の下にあつたことは信淵自らが熟知すると共に、伊勢の藤堂家並に阿波蜂須賀家の克く知る所であつた。それにも拘らず、信淵が全精力を傾けて斯る著述に専心した所に、彼に時代の轉歩を見抜く非凡なる能力あつたことを看取せざるを得ない。

七

以上述べた所によつて判るやうに、信淵が思惟した國防國家の中には多分に作戦と兵技が織り込ま

れてゐるが、併し彼は此の作戰兵技丈けを國防として取り上げてゐたのでは無い。強毅なる國防國家は必ず其の背後に富盛なる國土の生成、即ち國土計畫に基く社會經濟の改革と、其の立地的整備が伴はねばならぬとしてゐる。それ故に彼の國防國家論の全貌を知らんとせば、彼の哲學體系の軌軸たる神道國家論と、統制經濟論と、行政改革論とを併せて見る必要がある。即ち偉大なる綜合的思想家信淵の一面として兵術戰技に關する議論が點々と浸み出てゐるに止まるのであつて、彼が工夫に成る種々の兵器や戰技は彼の大理想たる皇祖天神の御神徳を以て世界を光被する爲の手段として見るべく、皇國に降りかゝる難局突破の非常用に供せんとする用意に過ぎない。切言すれば、彼が作戰兵技論は單なる當面の手段であつて、之を驅使することを最終の目的とするものではなかつたのである。

再言すれば彼は斯の如く世界を經略する方策を立てたが、然も決して攻め取ることのみを以て満足せず、日本天皇の御稜威を以て皇化を布き、我が皇祖天神の神徳の有り難さを萬邦の民草に知らしめ、一方武威を以て抑ふると共に、他方恩徳を施して心服せしむべしと云つてゐる。そして征服地が皇師の威武に靡いて治安が定まつたならば、其處に神社を建て、其の地の人民をして敬神崇祖せしめよと論じてゐるあたり、信淵が夙に平田篤胤の門下として我が皇道哲學を研究し、それから出發して八紘爲宇の精神を説いたものに外ならない。切言すれば、彼が國土を經緯して富國強兵の實を擧げ、其の實力を行使するに彼れ一流の作戰と兵技とを以てし、以て大東亞全地域の諸民族を皇國の翼下に

收め、之を指導する爲に皇祖皇宗の垂れ給ふた聖徳を以てせんとした處に、彼が懐いた憂國の眞の姿が見らるゝのである。

附記

從來信淵の國防乃至大東亞經綸論に就ては「宇内混同秘策」を始めとし、「存華挫狄論」だの、「防海策」だの、「西洋到國史略」などが引用されてゐたが、此の外に作戰兵技に關する彼の著書としては伊勢安濃津の藤堂家へ上つたものに「陸戰秘訣」、「東西火攻辯」、「水陸戰法錄」、「水戰秘訣」、「自走火船法」其の他があり、又徳島藩へ上つたものとしては「西洋例國史略」、「防海策」の外に尙「鐵砲窮理論」、「三銃用法論」、「籌海新書」、「自走火船圖說」等がある。かうした戰術書の上呈を受けた藤堂家や蜂須賀家は之を如何にして應用したであらうか、藤堂家は自ら進んで此種の新戰技を何かの目的の爲に信淵に求めたのであることであるが、蜂須賀家の意圖に就ては知られてゐない。併し此等の兵技に關する著書は彼が主著の一つたる「宇内混同秘策」や「存華挫狄の論」と相並べて見ることによつて始めて其の意義が見出され、且つ彼が思惟した皇道國家學全體中の部分としての眞相が判るのである。

第三節 彼が意圖した大東亞經綸論

信淵が意圖した大東亞經綸論は彼の「宇内混同秘策」と「存華挫狄論」によつて其の梗概が窺はれる。

信淵は平田篤胤の門下であるわけ、平田と同様に皇國本位の民族的道義の上に立ち、天御中主神、高皇產靈二神、諸冉二神其の他の神々が天地萬物の創造者なりとし、又各國の神話を比較して日本の國家起源を解説してゐる。即ち隗日多（埃及）の創造神劫尼布（イブ）は我天御中主神の誤傳、危勒祭亞國（アサ）の創造傳説は我產靈二神及諸冉二神の事の誤傳、羅瑪國の創造傳説は諸冉二神の事の誤傳、盤古氏の創造傳説は諸冉二神の事の誤傳、羅延天の生成傳説は產靈二神の事の派傳であり、此等の事柄よりして當然『大地悉皆皇國の所領』たるべしとのことが彼が主張となり、之が聽て混同秘策冒頭の『皇大御國は大地の最初に成れる國にして、世界萬國の根本なり』『全世界悉く郡縣と爲すべし、萬國の君民皆臣僕となすべし』の大文章となつて凝結したのである。彼は斯く古典の研究者であると同時に、一個熱列なる民族主義的科學者であつた。彼は飽くまで萬民に其の所を得しむる八紘爲宇の理想實現を、日本を中心として地政學的に考へてゐたのである。此の點に就て彼は『蓋し世界萬國を濟救するは、極めて廣大の事業なれば、先づ能く萬國の地理形勢を明辨し、從て天意の自然に妙合するの處置なければ產靈の法教をも得て施すべからざるなり、故に地理學も亦明にせずんばあるべからず、今夫萬國の地理を詳にして我日本全國の形勢を察するに、赤道の北三十度より起て四十五度に至り、氣候溫和、土地肥沃、萬種の物産悉く満溢させざるごとく、四邊皆大洋に臨み、海船の運送其便到なること萬國無双、地靈に人傑にして、勇決他邦に殊絶し、其形勢の勢自ら八表に堂々として、天然宇内

を鞭撻すべきの實徵全備せり、此神州の雄威を以て蠢爾たる蠻夷を征せば、世界を混同し萬國を統一せんこと何の難きことあらんや、造物主の皇大御國を寵愛し給ふこと至れと盡せり』と。

以上に於て信淵の皇道世界觀の實現の輪郭の一端が判るが、次に其の實現の手段としての計畫内容を再び述べよう。彼は皇道世界實現の手段としては世界統一を條件とした。多くの國家が對立し殊にイギリスやロシアの如く他國侵略を敢てする國家の存する以上、武力を以てする世界統一も亦止むを得ぬ條件としたのである。而して世界統一の中心をなすものは實に支那を経略することであつた。彼は後には大東亞征略にはイギリスを東洋より排斥せよと叫んだが、最初の間は先づ支那に手をつけることを考へた。即ち彼は皇國が萬國の根本であるとの自覺の下に、先づ支那經略の必要を確信し、『故に皇國より他邦を開くには先づ支那國を吞併するより肇る事なり』と云ふてゐる。そして、支那經略の第一歩は滿洲攻略であつた、『宇内混同秘策』に『凡そ他邦を経略する法は弱くして取り易き處より始るを道とす、今に當て世界萬國の中に於て皇國よりして攻取り易き土地は支那國の滿洲より取り易きはなし』とて、支那經略の前提工作として、滿洲攻略をなし、尙其の外に朝鮮や樺太の攻略を必要としたのであつた。斯くて彼の外征は曾て豐太閤の明國征略の企圖と相類するものがある。併し彼は其の頃から若干北方ロシア並に南方イギリスに對して警戒せよとすることを考へてゐないではなかつた。斯くて彼は最初の間は清國を重要假想敵國としてゐたが、それと同時に北方にも若干注意を

向けてゐたのである。即ち清國のみならず、北方のロシア、南方イギリスの勢力に對して警戒し、之を東洋より一掃して以て宇内を混同せんと考へた。此の點では豊太閤以上の企圖を抱蔵してゐた譯である。彼の對魯對英の雄圖は文化五年阿波藩の求めに應じて著した處の「籌海新書」に詳記してゐる。此の書に於ける圖北策は北夷のロシアを挫いて日本民族の北方發展を企圖したものであり、其の圖南策は東漸するイギリスを討伐して皇國の南方發展を計畫したものである。私は此の書の内容を見てゐないが、其の大體の方策は同じく阿波藩に上つた「防海策」によつて窺ふことが出来る。「防海策」に於て所謂彼が防海の第一策は對魯策であり、其の内容は先づ蝦夷地の開發を遂げ、次でカムサツカ（カムチャツカ）オホツカ（オホーツク）を攻略して北下ロシア南方の根據を屠り、此處で我が北方經路を實行し、進んで北アメリカの開拓に従事せよと云ふてゐる。國防の根基としての所謂彼が防海の第二策は對英策であり、其の内容は夙に印度セイロンを領有し、オーストラリアを探險し、南方から我國に迫つて来るイギリス勢力に對抗する爲先づ伊豆諸島を足がかりとして、船を出して小笠原島を開發し、更に進んで比島其他の島々を攻略し、此等の島嶼を圖南の足場としてジャワ、ボルネオ其他を經略して、東洋に於ける一切のイギリス勢力を一掃して、印度方面に迄進出しようとするのであつたが、併し此の頃には於ける彼の注意は寧ろ西隣の支那に向けられ、大國支那の經路に集中せられんとしつゝあつたのである。

以上の如く彼の所謂宇内混同策は實質上支那經路を中心として發展した。然るに、天保十一年乃至同十三年の阿片戦争後、信淵の支那に對する態度には著しい變化を見た。彼は阿片戦争によつてイギリスの實力の侮る可らざるを認識し、若し之を放置すれば東洋諸國は餘す所なく彼の領土化せざるを得ず、故に英國勢力の侵入を挫く爲には我國は支那を敵國とせず、寧ろ支那と提携協力して英の勢力に當らざる可らざる所以を説くに至つた。従つて彼は曾て「宇内混同秘策」に説いた支那經路論を一應修正して排英論に進み、彼が死の前年に老嫗に鞭つて論述した「存華狄狄論」には次の如く叙述してゐる、曰く「滿清も夷狄なり、英吉利亞も夷狄なり、然るに愚老が英吉利亞を挫て滿清を存せんことを欲するものは、滿清の中華を一統して仁明の君數世繼出で、天意を奉るの政を行ひけるを以て、中華の人民大に蕃息し、古の三侯に及べり、故に予其力を賞するの意あり、且又彼の滿清は今の世に於て世界の大邦たり、然れども蒙古忽比烈が如く我本邦を凌ぐの行ひなし、然るに近來依然として自ら大なりとして外攘の武事を務めず、故に英夷彼を侮り、舟師を師ひ來て侵伐し、共に戰て數々大に打破り、江南四省に血を流せり、滿清防き戰ふこと能はず、金を納れ五都會の他を割きて和を乞たること上に説くが如し、若夫れ以上にも清國益々式徴するときは、西夷貪慾飽くことなきの禍、或は東漸して本邦に至らんことを慮る故に、愚老は滿清の君臣をして心を苦しめ、思を焦し、貧を賑はし、死を弔ひ、上下勞苦を同くし、兵を訓練すること數年乃ち復讐の義兵を起し、英夷を征伐して、大に

此を打破り、悉く島地を恢復して嚴く此を逐ひ攘て、東洋に遺類なからしめ、永く本邦の西屏たらしめんことを欲す、是存華挫狄論を著すの主意なり」と。

此處迄來て信淵の所論は現實的にも理想的にも東洋經濟の頂點を摩するかの感がある。即ち曾ての「混同秘策」の理想論から現實的なる清國保護、打倒英國にまで進展してゐるのである。彼の結論を一言にして盡せば支那を援助して彼に復讐の義兵を起さしめ、英兵を擊攘して失地を回復せしめ、支那をして永く本邦の西屏たらしめる、そして結局東洋諸民族をして其の所を得しめて、永遠の平和を確保し、依て以て更に西歐諸國をも皇國の稜威下に包攝せんとするのであつた。

併し彼は世界を混同するには皇國が其の大事業を遂行する丈の實力を持たねばならぬと考へた、彼が考察した國土經緯はそれ故に宇内混同の前提である、此の意味に於て「宇内混同秘策」は彼が思想の頂點ではあるが、構想の分量から云へば全體中の一部分でしかない。斯くて彼は日本民族の強化を叫ぶと共に、他方には異民族に皇道を光被せしめて彼等を我神德に信服せしめんとする、それが彼の叫ぶ世界混同論の中心思想であつた。此の「宇内混同秘策」は併し彼が生涯の最後に書いたものではない、此の書の作られたのは文政六年で彼が五十五歳の年であつたから、年代の上から云へば、彼の經濟學の結論を逸く公けにしたものとも云へる。今日から想像されることは、彼が頭腦には既に早よくり整然たる體系が描かれて居り、其の部分々々を時に應じ、章節に分けて、披瀝したのであらう。

此の考へ方で、「宇内混同秘策」が早くも文政五年、彼が五十五歳の秋に公けにせられたとすれば不審が無い。別言すれば、彼の宇内混同（即ち世界征覇論）は彼が經濟學の結論で、彼が皇道國家哲學の最後の仕上げであるが、それが後に現實の阿片戰爭に觸れて當面の排英論に轉換したと見てよいのである。當年に於ける彼の此の兩思想が相抱合し、融流して、我が現前の大東亞共榮團建設の歴史的指導概念を成してゐると見てよいのである。

第五章 信淵と皇國農村

(「丹波巡察記」を讀みて)

はしがき

茲に特に一章を設けて信淵が實踐した皇國農村建設に關する手記を紹介する。通説總論を旨とする本書の中に短篇なりとは云へ、資料を其の儘挿入するには、理由がある。蓋し世人動もすれば信淵程の人物であるから、彼が在世當時、彼に對する第三者の批判があつてよい筈であるのに、それが乏しいのは寂しいと思ふてゐる者もあるが、かうした見方に對する反證として、茲に彼が天保十一年三月、七十二歳の春、伊達侯の推薦により丹波の綾部に赴き、藩主九鬼侯の命に従ひ村内六十ヶ村を巡回して農村事情を調査したる手記を掲げたい。從來佐藤信淵と綾部落に關しては「遊歴記事並泉源法」と「責難録」とが瀧本氏の「佐藤信淵家學全集」に收載せられてゐるに止り、信淵の考案した泉源法(即ち日懸積立講)を立案した根本の事情に就ては餘り知る處がなかつた。然るに最近に至り、鴛田

惠吉氏から偶然にも此の泉源法の據つて生れた綾部領内農村事情の調査記録たる「丹波巡察記」のことを聞き、九鬼子爵家の許容を得て收録することが出來たのは幸である。本文書に於ては先づ信淵の觀察に基く村々の土質、戸數、耕地反別、家畜數を細記し、次で其の村の人情、風俗、産業並に人口の移動状態等に就き動態的に、又靜態的に記述し、其の間に彼の哲學と、經濟政策と、治民政策とが多彩多角的に折込まれてゐて、花も實もある有益なる農村調査書である。左れば當時の綾部落主九鬼隆都侯が前にも引いたやうに「其の言や確にして遠、簡にして詳、實に弊邑萬代の寶」との折紙をつけてゐるのも道理である。大衆への普及を目的とする本書ではあるけれども、此の巡察記には天保年代に於ける綾部領内六十ヶ村の農村事情と共に信淵の思想と學殖とが至る處に交織されて、光彩を放ち、讀者に訴ふるものが少くないと信じて、此の一篇を特に採録することとする。世の有り觸れたる多くの鄉村見聞記とは其の趣を異にする思想的芳香の頗る高いもので、何人も一讀すべき文獻であることを證言する。

丹波巡察記

上卷

踏査村落(綾部郷十二ヶ村) 綾部村、坪内村、田野村、寺村、野田村、新宮村、神宮寺村、井倉村、

同新町、青野村、中村、味方村。

一

綾部郷十二村

○綾部村 土性赤壤に頗る植土を混ぜり、田方十六町一段二十八歩、畑方二十七町六段四畝餘、高四百四十七石餘、家數二百二十八軒、人別九百十五人、馬二疋、牛四疋。

○坪内村 土性綾部に同じ、田方十二町八段餘、畑方十五町四段餘、高三百二十石餘、家數百七十五軒、人別六百五十五人、牛二疋、此の二ヶ村は御陣屋下の町屋なり、故に合して此れを論ず。

當國は古來木綿を以て第一の物産として、百姓等皆な能く木綿を作ること勉強す。然れとも小百姓には貧窮人多くして干鰯、干鰯、油糟等を始めとし、高料なる肥養を用ふること能はず、唯だ山柴の許しあるを待て野山に上り芝青草を刈り採り來りて埋肥するに過ぎざるのみ。故に米麥及び木綿其なる糞培を用ざるが故に、大略は熟成すると雖ども、眞の豊熟を得ること稀れなり。唯だ幸ひに此の處の土性は植土混りなるを以て、凝固し易く、頗る作物の害を爲すを彼の青草にて解釋して土を凝ざらしむることは甚だ宜し。然れども作物を眞に豊熟せしむるには、干鰯、干鰯、油糟等の上糞肥を饒

多に用ふるに非ざれば、得べからざることは論ずるにも及ばず。愚老此の地の百姓をして上糞肥の高價なるを存分に用ひて諸作物を眞に豊熟せしめんことを欲す。然れども奈せんや、小百姓の貧なることを。故に先づ泉源法を施行して村々を賑給ことを圖れり、是れ日課積み立てを勸化する所以なり。

綾部坪の内、兩村の田數合して二十九町許り、此の田に麥を作るときは搗麥大約三百五十石を得べし、又た此田十分の二ほど木綿を作る様子なるを以て、此分五町八段を引て、残り二十三町餘の田に稻を植るときは、大約米四百六十石餘を得べし、又右兩村の畑數合して四十三町餘、其の十分の二は種々の蔬菜を作るべしと見て、此の分八町餘りを引て残り三十五町の畑に大小麥を作らば、大約搗麥四百二十石を得べし、又其畑四十三町の中に於て十分の六は木綿を作ると見て、此分二十六町許りを引て、其残り十七町有り、其の畑に作る諸物を審に暗算し、且つ其地面を踏勘するに、四町は大豆を植ゑ、大約六石を得べし、二町は黍二町、粟二町、稗各々三石許づつを得べし。其他二三町は茶及び諸菜菘種等を作るを常とす、然れば米四百六十七石、搗麥七百七十八石、大豆六石、小豆三石、稗三四石を産するは右の二村年々穀類を作出すの概なることを知る。且つ又二村高七百七十石許なれば御年貢大約三百八十石餘なるべし、三分一は銀納すると雖ども、二百五六十石も米納すべし、残り米二百十石、麥七百七十石餘は二ヶ村の食料なり、然るに二ヶ村人別千六百人なるを以て、一人日々五合扶持と積るときは一ヶ月二百四十石にして、一年には二千八百八十石の算當なり、故に年々二村の産する所に

ては足らざること一千九百石なり、此に因りて食物には黍粟稗其の他の諸菜と、茄子豇豆莢等を糶糶として穀類の不足を補ふと雖ども、第一の糶糶とする者は菜菔にて此れを食ふこと穀類五分の一に當る。然れども尙足らずして米麥を糶ること、六七百石に及ぶ様子なり。木綿を作ることは田方に六町許、畑方にて二十六町、田畑合して三十二町、此に綿を作りて豊熟するときは、一段四五十貫匁の實綿を得ると云ふ。然れば三十二町の實綿大約一萬四千四百貫匁なり、當地の習俗實綿は二百二十匁を一斤とし、一斤の實綿を繰りて七十匁の繰綿を得るを率とす、此の法を以て約するときは、一萬四千四百貫匁の實綿は六萬五千四百五十四斤餘なり、此を繰綿とするときは、四千五百八十一貫七百八十八匁と爲る、此の綿百匁を銀二匁五分づつに賣ると雖ども、價銀百十四貫五百四十三匁五分にて、二千金に至ること難し、況や近來綿作年々不熟にして、一畝の綿を生ずること僅か二貫二百匁に過ること稀なり、故に此を畝吹と稱して平例とする者あるに至れり。小百姓の凋療ること全く木綿の豊熟せざるに係ることを察せよ。將又當國の土俗に甚だ歎息すべき者あり、其仔細は木綿を作る中間に菜菔を植る即ち是れなり。六月下旬は木綿既に花を發す、桃を結びて將に其の綿を吹き出すの装を爲さんとするの候なり、然るに土用に入るに及で、土人皆な棉と棉との間に必菜菔の種子を蒔く、夫れ菜菔は其の根を肥太せしめ、葉を蕃茂するの性、他草に勝れて強き者なり、故に土地の木綿を資養ふべき精液を過半喰收て、肥太繁衍するを以て、木綿は豊熟の勢を失ひ、速に其の綿を吹き出すこと能はず、

遷延として回遑、日を送り、終に秋冷の來るに遇ふ、是れ豊作の稀なる所以にして、愚老が歎息する者なり、因りて其菜菔を播くことを嚴く止めんことを欲するに、此にも大なる難事あり、何んとなれば、彼の木綿の間に作る所の菜菔は即ち百姓等の糧とす、第一食物にて其他壘菔とするの用も亦少ならず、今ま夫れ當地にて木綿の間に菜菔を作るの大率を計るに、先づ土用中より此れを摘て蔬菜と爲し、三秋の間に小中菜菔の根菜を摘み採りて食ふこと一畝二畝に及ぶべく、十月に至て中根一畝、大根一畝を得べし、冬至の頃に悉く此を採り去て其の場を掃除す、故に麥をば九月蒔き着くるを以て、菜菔を採り去る時には麥の生長すること既に數寸に及ぶ、此等のことを合せ考ふるに、菜菔を作ることは翅に木綿の豊熟を害するのみならず、麥作の實入を減ずることも亦三分の一と心得べし、然れば棉の間に菜菔を作らんことを欲せば糞肥を存分饒多に用はずんばあるべからず。又其の間に作りたる菜菔採り去る頃にのみ得る所を一畝に大中二畝と積るときは、三十二町にて大約六千四百畝なり、又牛一駄二十貫なるを以て六千四百畝は十二萬八千貫匁なり、此を十貫匁にて銀一匁五分づつに賣るときは價銀十九貫二百匁、此の内中菜菔六萬四千貫匁は糶にするとも、大菜菔は十貫匁銀二匁づつにも賣べきを以て、金二百兩餘の產物なり。此の作物の利を勘辨するときは小百姓に助力して、干鰯、干鱈、鷄糞、油糟等高價なる肥養を存分饒多に用ひさするは廣大なる國益なり。綾部坪の内、二村年々作り出す所の綿は價銀二千兩に過ること無く、或は綿にて綿布を織り、或は繭を飼ひ、絹糸を採りて賣り

或は雜穀の用ひ餘り菘種等を賣り、或は綿間に作りたる萊服を賣り、種々の作物を賣とも其の價金千兩に過ること無し、兩口を合せ三千金に過ること無し。然るに兩村の人數食料とする穀類も足らざること上に説たるが如し、蓋し當國は御政事儉素を専務と成さるゝを以て、人民敦厚他國に絶れて美なること嘗に一等のみにあらず、甚だ淳朴なる風俗なり。然りと雖ども泰平既に二百餘年、王都の繁昌隆盛なる奢靡富麗の流弊自然に諸侯の封域までに淪溺べり。此二村は流石御陳屋の下なるを以て、人々儉素を専らとすると雖ども、新庄物部中村大島等山谷偏鄙の百姓に比するときは、頗る稚様の風あるを覚え、因りて竊かに其の家々の生計と經營の事跡を按ずるに、此の土地より出る所の物産に乏しからずと雖ども、他處より買ひ入れて用る諸物も農具を始めとして、鍋釜其の外種々の鐵物刃物漆器甕器櫃長持桶家具の類油蠟燭紙墨筆麻布絹布藥物沙糖藍靛臘脂棉掃帚烟管烟俗提物其の他海鹽海魚等其の品甚だ多くして記載すべからず。就て其貴賤貧富を平均一年分の費用を算するに、一人金二兩に下らず、且つ食料の不足を買ひ入るべきも亦米麥を合して七百石、其の外居家を修理し戸障子及び筵席を買ひ入るゝ等、年々五千兩宛の金を贏ち得るに非ざれば、此の二村四百家千六百人の生命を保全することを得べからず。然るに上に説たる如く、此二村の物産は三千金に過ること無きを以て、年々二千金づつの不足なり、然れども飢寒に迫る者も無く、飽て食ひ、暖かに衣て年月を渡る者は交易の利分を得ると、御陳屋及び御家中より下る所の潤澤を蒙るに頼てなり。若し夫御家中の諸士彼の

藝州、長州、會津、山形、豊岡、行田、松本等の家中の如く、内職に百工を興すものあらば、此二村の富實すること今に三倍すべし、愚老熟を以みるに、此二村は當國の根本なり、故に先づ此二村を富美して然後に其の他の村々に及すべし、是仁政を順達するの古法なり。愚老此二村に於て經濟の要道を精しく論辨講究する所以は、抑々此二村を治るの法は即ち御領内の村々を治るの模範にして、他村を經營するには唯だ此の法を擴充すべきのみ。故に泉源法を行ひて百姓の貧を救ひ作物を十分に豊熟せしむるの基根を立たり、且つ又別に此の二村を大に富實するの一策を工夫せり、積金利倍するの後に此の策に従事すべし、財用多からざれば其事成就すること難し、大早計を爲すこと勿れ。綾部坪の内、二村を富實する策とは極上品なる烟草を作らしめんことを欲するなり。凡そ烟草の上品は燐壤の土に應合する者にて、濕氣ある處には絶て繁榮せざる草なり、所謂燐壤と稱する土は元來埴土に天地自然の妙機にて礬石紅礫等の熱毒を生じ、其の熱毒蒸發の氣に燐炙されて粘埴の性を失ひ、埴土の質と爲り、草木を生ずること能はず、大抵剝山なる者なり、此の土に赤白黒の三色あり、赤燐壤は恒に多し、今夫れ綾部坪内安場寺村田野五ヶ村の間に赤燐壤の野も山も頗る多し、悉く此を開發するに至りては、數百町に及ぶべし。彼燐壤の野地を開發し、我が六部耕種法の第五需葉、上篇烟草を作る條に説たる如く、其耕耙を精密にし、糞肥を懇到にして能く法に従ひ、時候の寒暖を審にし、種子の善なるを撰び、蒔き着けて、苗を仕立、此を埴地に移し植ゑて其の培養に叮嚀を盡し、能く殺虫の法を

行ひ、薬生を除きて烟草を成長せしむべし、抑々此烟草と云ふ者は詳に耕種法にも説きたる如く、最初に南亞墨利加洲伯西兒國の淡巴臥斯と云ふ島に生じたる草なるを、西洋人其の烟氣の芳烈揮發にして、能く鬱滯を散らすの功能極めて盛なるを珍重し、此を諸國に弘たる物なり。其煙烟の效驗は實に著明を以て、今は全世界の人貴賤を論ぜず此の物を愛せざるは鮮し、此も亦上天の神意なるべし。然るに彼の伯西兒國は赤道下に密邇くして、第一番の氣候の熱地なり、又綾部は赤道下を北に距ること三十五度十二分、京都を西に距ること無度二十二分に當り、第十三番の氣候の地なり、故に六部耕種法に説きたる如く、氣候を變通するの法を行はずんばあるべからず、若し能く烟草を耕種するの法を行ひて上品を出すに至りては、一段の畑より金二十兩の烟草を出すべし、薩州國府の上薬の如きは即ち是れなり、然れども上品を作り出すことは多年陶練して農事に老たる者に非ざれば固より得易からず、故に何分にも心を盡して中品の烟草を作り出ださんことを圖るべし、中品烟草と雖ども能く作るときは、一段の畑にて年々十金以上の利を興すべし、上州の館林山名等の中品の烟草即ち是なり、然れば右に云へる五ヶ村に犬牙相ひ接したる赤鳩壤の廢地なる野及び平山を墾闢して、四五十町の山畑と爲し、此に中品の烟草を作らしめば、年々五六千金の産業を興すべきこと必せり、鳩壤の土は自然に熱氣ありて草木の生ずること能はざる者なり、然れども烟草は熱を好む草なるを以て、愚老が考へたる法を用て植るときは、極上品を出すことは急に成就せずと雖ども、中品以上の烟草を産すること

は難きに非ざるべし、此に就ても先づ能く耕種法を熟讀して我が祖先の出羽國雄勝郡の山中なる寒地に於て上品に近き銘葉を作り出したる次第を校へ合はすること專要なり。愚老熟々當國人民の生計と經營の事體を察するに、田畑を耕作すると雖ども、父母妻子を保んずるに足らず、商賣を持と雖も、此も亦利を得ること少きを困しみ、止むことを得ず父母妻子に暫くの間遠く離れ去りて、山城國宇治近邊に至り茶を作り、茶を製する家の長雇と爲り、粉骨細身して三四ヶ月の間働きを爲すと雖ども、故郷に歸り來るに至りては、僅か三步一兩の金を残すに過ぎざるなり、是に由りて此を按ふに、宇治は茶を作るが爲めに丹波の人を傭夫に使ひ、松本は烟草を刻しむるが爲めに越前の人を傭夫に使ひ、會津は漆器を製するが爲めに野州の人を傭夫に使ふ、所謂茶を作り烟草を刻み漆器を製する土地は共に皆な殷富にして、傭夫を出す村里は共に悉く貧窮なり、同く是人に非ず乎、何ぞ其れ會津松本宇治の人は明智にして、越前下野丹波の人の愚昧なるや、總て是れ其の國を領する主君と執柄諸臣たる者の國家を經營する政教の遠邇なるより致す所の風俗なり。同く國土に非ず乎、人に及ばざるを耻ざるときは、争でか人に及ぶことを得んや。古歌に「植ゑて見よ、花の開かざる里も無し、心からこそ身は卑しけれ」と、俗なる歌なれども、人を勉勵の意深し、同く是れ人なり、人なれば必ず天より賦したる明德あり、諸事靜に己れが心を問ふときは善惡は自ら知ること甚だ明なる者なり、己が心の明に知る所は即ち天命なり、故に己れが心の明に知る所に率ふを道と云ひ、明德を明にするとも云ふ。

諸事己れが心の明に知る所に従ひて行ふ者は即ち賢人君子なり、然れども心に善を行ふは道なることを知ると雖ども、我が慢に邪欲を除くこと能はず、其の明德を自ら晦しめて道を脩ること能はざるを名けて貪慾の愚人と云ふ。世祿の大臣等には、間ある者なり、領主能く其群臣を御し、我が慢を除き去りて國家を經緯する道理を工夫し、其の政教に心を盡さば、何れの國か隆盛に至らざるもの有らんや、國家を充實し萬民を救濟するの要旨此の一條に盡くせるのみ。

二

○田野村 土性赤壤に墟土を混じ、或は埴土を混たる處あり、田方十七町三段六畝餘、畑方四町五二段、田畝餘高三百十石餘、此の中無地高二十八石あり、家數四十五軒、人別二百餘人、牛二十九疋あり。當村は兩山の間に在て中に谷川の流あり、兩岸に草木茂り、桑漆楮等を生じ、稷も少しく見ゆ、且つ三方皆な山なるを以て、茶麻等を植るの閑地少からず、故に馬桔茅及び薪を出すべく、繭楮漆液麻茶等細少の利あり。木綿を作るは田畑共に四分の一なるを以て、合して五町餘なるべし、綿と兼服の利は綾部坪の内の例を以て推さば、囊中の物を算ふるが如くならん。此の村作物を豊熟する法は全く綾部に同じ、且つ諸作を上品にして多く出さんことを欲せず、宜く六部耕種法を讀むべし。又此村の埴壤の赤剝野をば後年村の饒かなるを待て、綾部等と力を併せ開いて烟草を作るべし。

○寺村 土性田野に同じ、田方二町九段七畝餘、畑方四町五段一畝餘、高九十四石許り、無地高二十石、家數二十五軒、人別百八十人、牛十四疋あり。當村の産物大略田野村に似たり。故に農政も亦全く同じ、木綿は四町許も作る。此の村にも亦剝の埴壤地あり、極上烟草を作るべし、此の村は田野村に連り、本山茅野山等頗る多く、東山の谷に諸村入り會ひの田畑あり、此は穀類を作るとも其の利瑣細なり。御家中内職を始ること有らば楊田と爲し、行李を造らしむべし、又其の傍植松近邊の野山谷岸等は赤壤に墟土を混じたるにて土性悪しからず、桑楮稷に宜く、烟草麻等を作るべし、又曆寺の近邊は楮を作るに殊に宜し。

○野田村 土性赭壤に墟土と小石を混す、瘠地多し、田方四町七段餘、畑方三町四段六畝餘、高百二十石餘、頗る荒地あり、家數二十八軒、人別百四十餘人、牛十八疋あり。

當村は山と大川の間に狭くして長し、而して其山は綾部郷中入會の肥草刈場なり、故に薪も足ざるを以て、他領の和木村より山札十八枚を貰ひ、村中の薪及び肥草を採る、山札一枚に年々米六升づつを出す、十八枚にて米一石八升を遺すこと定例なり。此村は種々の物を作ると雖ども、綿と繭の外に賣り出すべきもの無し、桑も數百本に過ず、木綿を作るも三四町に過ることなし。

○新宮村 土性坪の内と寺村を混たる如き土なり、田方五町九段四畝餘、畑方五町七段八畝餘、高百六十八石餘、家數三十八軒、人別百五十四人、牛一疋あり、無地高十九石餘と云ふ。

當村は東北に大川を帯び、西南は御陣屋の深林岡岳森々として頗る湫隘^{しうがい}なる處なり。故に南風の吹き貫くこと能はず、且つ秋の彼岸以後は太陽の遍照を受けること少きを以て、米麥及び木綿等を作ると雖ども、豊熟すること稀なり。因て黍、稷、粟、稗、大豆、麻、櫻を作るべし。然れども此も亦十分には熟せざるべし、此の地に植て最も利の興るべき物は茶に過たるは無し、假令水田と雖ども其水を没して能く濕氣を除き去るときは、極上茶を産す、六部耕種法に就て工夫すべし、抑々此村は陰地なれども上免多く且つ田畑の飛地數多有りて農を勤るに不便なり。竹藪を力にするの外に餘勢あること無く、他村に出で耕作する者多し、營生易からざる村なり、然れども百姓能く勉強すると見えたり。

○神宮寺村 土性赤埴に土壠を混す、田方三町三段四畝、畑方五町二段四畝餘、高八十四石餘、家數二十三軒、人別九十三人、牛四疋あり。

當村は山附なるを以て薪と草肥に不自由なく、田には先づ麥を作り且つ稻と木綿を植ゑ、菜菔をも蒔き、畑には先づ麥小麥を作り、後に木綿を植ゑ、或は大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、甘薯、麻、烟草其他蔬菜等を作り蠶兒^{かいご}をも飼ふ、其中木綿を作ること田畑合して四町餘に至り、其綿繭^{わたかいこ}及び大豆小豆甘薯等を賣りて費用遣ふ。然れば渡世に困るまじき村なり。然るに此の村の小百姓に貧なる者の多きは全く是れ田畑を他村の豪家^{ごうか}に買ひ取られて在るが故なり、若し夫れ國に豪家あるときは領主二人あるに同じ、百姓等先づ國君に年貢を上納し、又豪家にも收納す、僅かばかりの作得を二人の領主

に二重に年貢を納む、貧窮せざることを得ん乎。百姓既に貧窮するときは耕作に精細を盡し、肥養を饒多^{じょうた}に用ふるに能はず、故に作物の豊熟する事愈々稀にして、貧窮の上に復貧窮を疊て、其妻の胚胎^{たいばい}を或は墮胎して自ら己が兒を陰殺するもの多し、人誰か己が兒を愛せざるもの有んや、然れども斯の極に至る者は領主二人の年貢を納るに窮すると、父母を安養するの衣食に困むが爲のみ。書に云く惟天惠^{しん}民惟辟^{しん}奉^{しん}天と、一境の土地に君として其政に心を盡すことを勤めず、百姓をして兩税に困窮し、其父母妻子をして愁苦に堪ざらしむ、天意を奉ると謂ふべけん乎。殊更此の村は南を山岳を以て塞ぎ、且つ土性も宜しからざるが故に、糞肥を厚く用ひざれば、綿も吹くこと能はず、諸作物も豊熟すること難し、宜く小百姓を惠て其の力を助くべし。又近來諸大名の大臣其の領内に豪富なる大農鉅^{じゆ}商^{しやう}の無きを耻とする者あり、是れ政教を明にして境内を實するの道を知らざるに由て、急に財用の才覺に手窘時は、此に金錢を借らんことを欲するなり、國の憲君として心を執る事斯の如くなるは、卑劣の至りと云ふべし。

三

○井ノ倉村 土性南方は黎赭色の埴土に壠土を混じ、北方は少しく沙を混たり、田方二十二町七段六畝餘、畑方十五町五段七畝餘、高四百四十石餘家、數六十五軒、人別二百六十七人、牛三十疋、〇〇

家數十二軒、人別は年々庄屋手前に記し置て、其の持高五石一斗八升永代増減すること制禁の定法なり、且つ諸役高掛りは此に除く。

當村は山野無く、冬春は田畑皆大麥小麥を作り、夏は田方十二町餘に稻を植ゑ、畑方十町餘には大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、麻、烟草其の他種々の蔬菜、瓜、茄子等を作り、木棉は田畑合して十六町餘に作り、菜菔此に従ふ、桑も亦頗る有りて蠶兒を養ひ、二期に三十貫匁以上の繭を得べし、此を百匁にて銀二匁五分に賣る時は、都合其の價銀七百五十匁なり、其の他は綾部坪内二村の法を以て諸作物を會計し、其の價を知べし、棉も豊熟する時は十六町の繰子凡そ二千二百四十貫匁を得べし、此を百匁にて銀二匁五分に賣れば、價銀五十六貫匁なり、然れども不熟して畝吹と爲るに至りては、其の半以上を減すべし、故に村々の小百姓に助力して耕耙に精細を盡し、糞肥を饒多に用て作物を豊熟せしむるを要とす、百姓既に富實するを待て、早く豪家の質地を賣ひ返さしむべし、是れ井田に下さる仁政なり。

○井ノ倉新町 土性井ノ倉に同じ、田方一町一段二畝餘、畑方三町三畝餘、高五十石、家數二十二軒、人別百四人、牛十一疋有り。

當村も井ノ倉に同じ、山野の無きを以て薪草肥は郷中入會の野山に行て此を採る。又笹カ谷と云ふ處に出百姓二軒あり、田野村よりも一軒出で耕作す、些し許の見付田、見付畑あり、此村も亦木棉を

作り、蠶兒を飼ひ、諸種の作物總て井ノ倉に異なること無し。木棉は三町餘も作る、此の村は故有て高掛りの諸役免許なり。

○青野村 土性井ノ倉の如くにして沙を混する處あり、田方十七町八段四畝餘、畑方三十町三段八畝餘、高五百八十七石七斗餘、此の内十五石無地高ありと云ふ、家數六十餘軒、人別二百六十八人、牛十五疋あり。

當村も平地にて井ノ倉と同じく山野あること無きを以て、薪及び草肥等を採るに皆郷内の入會の野山に行て採り來る。故に人と牛と暇の費ること少なからず。然れども此村には御持の竹藪有て、村の益たる事少からず、且つ綾部井堰と稱する溝油此の村より起て大島村までに及び、絶て旱魃の患あること無く、其の溝油と大川とに介れる所の間地を俗に島と稱す、此の島中は見付田畑等少しは有るにや。然れども皆是流作場なれば算るに足らず。唯此の島地には桑木頗る多きを以て、此の村を始として新町村井ノ倉岡村延村大島村及び綾部坪の内等諸村に至るまで、蠶兒を飼ひて潤澤を被り、御國恩を受ること厚からずと爲す。又此村も亦諸作物を耕種すること井ノ倉に異なること無し、但し木棉は大約三十町餘作るを以て菜菔も亦此に従ふ。繭も五六十貫匁を得べし、然れば頗る盛なる産物なるを以て、大に富べきの村なり、奈んともすること無きは田畑大半豪家に併吞せられて、耕作を勤ると雖ども衣食すること易からざるを皆察して、百姓等往々他國に出で、傭夫を働く者多く、村内に作人足ざるを

常とす。故に當村の田畑は絶たる膏沃の土性なるを以て、耕耘を精くし糞肥を厚くして、作物を上品に豊熟して、物産意外に多く出べきこと必せり。然れども百姓困窮して農事に心を用ること能はず、菅に作物を不熟せしむるのみならず、剩へ先祖以來の家業を廢て他國に出で傭夫と爲ることは定めて深き仔細あるべき事なり。因て其の仔細を密かに察し、百姓をして迷ふこと無からしむるは、國政の急務なり、故に人君民を養ふの至要は憲官をして此仔細を明察せしむるに在り、今は此青野村の田畑は村内に作人足らずして、他村の百姓入會ひ來て作るもの多し。

○中村 土性青野の如くにして少しく劣れり、田方二町一畝餘、畑方二町二畝餘、高五十二石餘、家數二十軒、人別七十八人、牛三疋あり。

當村も山野あること無く、生計を爲すに種々の物を作ること青野村に異なること無し、然れども小村なるを以て木綿を以て木綿を作るもの二町に過ぎるのみ。

四

○味方村 土性赤壤多く、山附は埴土と壘土を混じ、大川の畔は沙を混する處あり。田方二十町二段六畝餘、畑方二十町六畝餘、高六百三十石餘、此の内九十七石九斗餘の無地高あり、家數九十七軒、人別四百三十餘人、牛四十二疋、別に〇〇二十七軒、人別は庄屋方に記す、持高十八石一斗二升永代増

減することを禁するの定法にて、高掛りの諸役を除くこと例なり。

當村は北に山岳連り東南は大川流れ、山に傍て百姓居住し、山岳の東南の隅より東面までに至り、村の東邊は大川を隔て野田村に對し、西邊は大川を界として青野村に對す、村の南鷲谷と云ふ谷川を限り、山家領の西原村に界し、東は錫杖嶽の峰を限り、北は鴻見口と云ふ坂を限り、亦山家領の下村に界すと云ふ。抑々當村は土地肥沃に、日向宜く、氣候良和に、南風能く吹扇て、形勢爽暢に、諸作物の豊熟すべく、且つ薪及び草肥ともに過半は村内より出づべくして、他村より採り來ることは井ノ倉青野等よりは少なかるべきを以て、農業を勤むるには甚だ便宜なる里なり。故に土人も皆能く耕耘に心を用ること見えて、田畑形様近隣諸村に比するときは、頗る目立て條理正しく美觀なり。其中に於ても武右衛門と云へる百姓の作りたる田畑は別に一等秀て見え、定めて農事に老練したる者にて、耕耘に精細を盡し糞肥を饒多に用て懇誠を究たるなるべし。秋に至りて豊熟すべきことは論ずるにも及ばず、嗚呼綾部御領内の百姓をして悉く此の武右衛門が如くならしめば、御領内の作物皆上品に豊熟して、國內の豊饒を致すべきこと只今の十倍のみに非るなり。予が泉源法を能く修め行ひて、村々少く饒なること得ば、此の者を擧用て宜く農事の師役を命すべし、公劉が幽を治めたる時の田峻なる者は即ち是れなり。當村に斯の如き良農の在る上は、凶年飢饉と雖も飢寒に死する者は無かるべし、且當村は種々有用の品物作らざるは無し、木綿も三十町餘を作り、繭も五十貫匁以上を飼ひ得べ

し、綾部郷中に於て第一の上村なり。

右綾部郷十二村愚老が巡廻して觀察する所の紀要なり。抑々綾部は四邊に海無くして山谷の間に建てたる國なるを以て、利益を興すべきの産業甚だしく、今に方て境内を富實すべきの物産は木棉を作り出すべきの外は算るに足るもの鮮し。往々は次第に開發すべしと雖ども、今は先づ第一に木棉を豊熟せしむるの農政に従事せんばあるべからず。蓋し綾部郷十二村は高三千三百七十石餘、田方百二十六町二段、畑方百三十五町二段六畝、田畑合して二百六十一町三段六畝の内百四十町に木棉を作るを見て、此れを今まで俗に一畝十斤と積る畝吹にて計算するときは、百四十町の棉は百四十萬斤にて此を繰綿にすれば九千八百貫匁と爲る、此の繰綿一貫匁を銀二十五匁に賣るときは、其價銀二百四十五貫匁にて、其の金四千兩餘に過ぎるなり。然るを愚老が論ずる如く、耕種に精細を盡し糞肥を饒多に用て豊熟せしむるときは、大和伊賀河内藝州等と同く、一畝五貫匁以上の極品なる綿を吹せるものならば、百四十町より出る綿大約七萬貫匁にて、此を公儀御法の如く、三分一の繰綿と積るときは、其繰子二萬三千三百三十三貫三百匁餘ありて、此れを百匁にて銀二匁五分に賣るときは其の價銀五十八貫三百三十三匁二分五厘なり。然れば此の金九千七百兩餘と爲て、從來の不熟よりは五千七百兩多し。故に愚老が泉源法を能く積み立て、村々を潤し、味方村の武右衛門等が如き農事に老練し、且つ濃厚にして慈心深き者を撰びて師役と爲し、耕種培養に懇誠を盡さしめば、綾部郷十二村の木棉而已

にても、年々五千金の利益あり、況や七郷の村々に於てをや。二三十年の間には御領分漸々充實して、無双の富盛と爲るべき事絶て疑の無き處なり。

中 卷

踏査村落 山裏郷十五ヶ村（大内村、宮村、生野村、正後寺村、上野村、荻原村、蘆淵村、草山村、寺尾村、岩崎村、池田村、三俣村、細見村、千束村大原村。）

川合六ヶ村（臺頭村、上川合村、岬村、下川合村、加用村、大身村）
口郡四ヶ村（中臺村、新町村、質志村、三宮村）

山裏郷十四村

○大内山 土性山手は赤埴に壩土を混じ、舊來の地は少しく腐壩錯の赫壤なり。田方三十七町許、畑方十二町三段六畝半、家數百七十五軒、人別六百十三人、牛九十疋あり、村高新田を合せ六百石五斗餘。

當村は山廣く野多し、御林も醫王、由炭山、遊船山の三處有りて頗る廣く深し。故に宮村、岩崎村

より頼みに付沼田ノ尾と云ふ處より丸尾の道を隈りに入會に致し遣す由なり。其の他薪木を伐り出だし、毎日福智山城下に牛駕行て此を賣る事年々四百金以上に及ぶ。且つ材木をも出す事少なからず、又此の村にては年々牛の買ひ替えに就て、其の利分一疋に金二步づつの益ありと云ふ。又桑の木あるを以て、繭を得るも百貫匁に下らず、米麥大豆小豆諸菜烟草等を作るも村用に餘る程あり。木棉を作る事二十町餘に及び、萊蕪も亦此に従ふ。然れば實綿六千貫匁は得べきを以て、繰り子にして二千貫匁あるべし。此を一貫匁にて銀二十五匁に賣るときは五十貫匁の價銀と爲る。此に繭の價銀二貫五百匁を加ふれば、五十二貫五百匁の銀にて、八百兩程の金高なり。其の他薪木材木の價と、牛の利分金及び隣村山手米等を合せれば、年々此の村の潤澤ある事千四五百金に近し、富むべきの村なる哉。然れども尙ほ貧乏百姓の少からざるものは、豪家の爲めに其潤澤を吸ひ收らるゝが故のみ。

○宮村 土性大概大内村に同じ。田方十四町三段三畝二十七町步、畑方九町二段六畝半、高三百四十石八斗五升、内三斗四升二合、無地高あり、家數六十七軒、人別二百九十三人、牛十四疋、年々買替るに金二步程づつの利益ありと云ふ。

當村は山少しと雖ども、薪木肥草大内村の入會山にて採るを以て事足れり。冬は田畑共に大抵大小麥と蠶豆豌豆をも植ゑ、茶も少しく作る。夏は大小豆、麻其の他諸の作物蔬菜烟草等を作り、稻は十町許に植ゑ、木棉も亦田畑十町餘に作る。萊之に従ふ。繭も八九十貫匁を得べし、此村は綾部郷味方

村と同く、田畑耕作の仕方頗る精細を致すと見得て、稻は勿論木棉を作りたる畑の清麗なる事、絶て他村の及ぶ所に非らず、其の綿を吹く事大和河内に劣らざるべし、唯だ惜むべきの事には、綿を吹く時候大和河内よりは二十日許りも後るべし、是れ其の間に萊蕪を作るが爲なり、宜く干鰯油糟等を木棉の二葉なる時早く饒多に投肥し置くべし。斯の如くする時は萊蕪にさまで壓されざるものなり。

○正後寺村 赤性赭壤或は黄壤の處あり、田方二町九段七畝步、畑方一町七畝、餘高九十四石二斗、此の内に無地高二十九石五斗一升二合、家數十六軒、人別四十七人、牛十疋。

當村は山有りて薪木を賣り出す、冬は田畑麥を作り、夏は稻を作る事一町半許り、木棉も田畑一町半餘、大豆小豆麻烟草其の他種々菜類皆少し宛作る。繭を得る事三四貫匁に及ぶ。食物は少しく足らざるに因て、買ひ入るる事を常とす。當村の産物價金にて村内の人を衣食するに年々足らざる事有り、小百姓貧者多し、濟救の工夫すべし。

○岩崎村 土性淡黎赭壤土に腐墟を混ぜり、田方十四町三段九畝步、畑方一町七段七畝、高二百十四石三斗許り、此の内二十石五斗九升一合は新田なり、家數二十八軒、人別百十七人、牛十四疋あり、此の牛を年々買替るに金二步程づつの利得ありと云ふ。

當村は山より薪木を伐り出し、且つ燒炭を出して頗る潤澤を爲し、冬は田畑に大小麥蠶豆豌豆等を植ゑる事他村と同く、夏は田の半分以上に稻を植ゑ、畑には大豆小豆其の他諸の蔬菜を始め、瓜、茄子

烟草、麻等を作るも他村に異なる事無く、木棉も田畑八町ほど作り、繭を得るも六七貫匁に下らず、故に年々賣り出す物は餘程の米麥繭は勿論、木棉を専らに出すを業とす。

○池田村 土性海道筋は岩崎村に同じ、川向の山近處は緒壤に少しく墳墟を混す。田方十二町四段餘畑方五町四段四畝餘、高二百四十石許り、此の内に五石一斗七合新田なりと云ふ。家數五十六軒、人別二百二十一、牛二十六疋、此の村も年々牛を買ひ替るに銀三四十匁程宛の利益ある事定例の如し。

當村は山林少なけれども東隣なる三俣村の山を買ひ受て、日々薪木を牛に駕し、福智山城下に持ち行きて賣るを渡世とする者頗る多し。又蠶兒を多く飼ふと雖ども、土地に桑少きが故に其の利の半は桑買ふ錢と爲るを以て、益を得る事少し。然れども二季に得る所の繭八九貫匁に下らず、其の他諸作物を耕種する事他の諸村に異なる事無し、木棉は大抵七八町も作ると見え、全躰此村は正中に川有り田畑は大抵川向ふに在り、時々水出で往來する事能はざる事あり、此の川を安井川と名く。故に百姓等日々此の川を渡り向ふ池田に行て耕作す。向ふ池田にも家六軒あり、其の内二軒は陰陽師なり。抑當村は食物足らずして頗る買ひ定めて月日を渡る、且つ耕作するも不自由ならず、安からざる村と謂ふべし、此の村と正後寺村等は積立金の多くなりたる上にて、何れとも見立る事後の奉行の心次第なり。

○三俣村 土性海道近邊は池田村に同じ、且つ其の片碎たるを混じ、山谷の間は墟土の混たる赤壤なり、田方三十二町五段二畝餘、畑方十町二段四畝許り、高五百八十七石六斗七升、此の内三十一石八斗九升五合無地高、家數百五十一軒、人別六百十二人、牛八十六疋あり。此の村も年々牛を買ひ替るに銀三四十匁づつの利得あるの由なり。

當村は山林頗る多く、野山は殊に廣し、故に日々薪木を福智山城下に賣り出す事價銀二百匁に下らず、其餘の山を延村岩崎村池田村及び他領の前田村戸田土村に入會ひにしたる山手米七石程と云ふ。冬は田畑に大麥小麥蠶豆豌豆菘子芥子等を植ゑ、夏は田に稻を植ゑ、畑には大豆小豆瓜茄子其の他種々の諸菜烟草麻茶楮漆等を作り、木棉を作るも、二十町以上蠶兒を養ひて繭を得る事二百貫匁に及ぶべし。且つ又近來野山を新に焼き畑して菜菔を作り、太根を撰びて福智山等に賣り出す事大約四十駄、一駄銀五匁づつに賣ると雖ども、二十貫匁の銀を得べし、愚老熟々按に、此の村食物と薪木は餘りの多きのみならず、他處に賣り出す所の産物代金を暗算するに、年々二千五百兩以上に當る、然れども此の村の富實する事能はずして、却て貧人の多き所以の仔細を鈎據せずんばあるべからず。當村の如く年年大金を取り入れて村内に益々貧なる人の多き仔細は、總て是れ平生博奕を樂しとするの

致す所のみ、若し夫れ斯の如く物産豊かに、金銀の入る事多き村にして博奕の流行する事無からしめば、御領内第一の富村なるべし、争か貧乏するの理あらん乎。元來此の山裏郷は此の村のみに限らず、大内、宮村、池田、岸崎、荻原、寺尾の邊何れも皆油断すべからざる風俗あり。其の中に於ても、生野村の旅籠屋茶屋等には窩賭とも思ふ、家多し。此村近邊には他領の者かは知らざればも、必ず宿姦ありて時々良民までを唱誘て淵源洞に陥れ入る、事なるべし、可不察哉。此の三俣村には頗る廣き御林あり、丑裏村の界より瀧谷の口まで下行八町餘り、同じ林界より尾通り瀧口山嶽まで九町四十間、同林界立行二町十間、丑裏弓部堺尾三町、弓部谷堺尾四町十四間、池谷瀧谷堺尾五町四十間、綾ノ谷ノ嶽より川合山堺まで四町十間、瀧谷ノ口より石積が多和まで其の行十町餘、石積か多和より山ノ嶽まで一町半程、彼れ是御林の坪數百二三十町もあるべし、村に御預りの御林廣ければ、種々村の利益ある事少なからざるものなり。上に説たる如く此村極て廣し、因て此に燒畑の法を行ひ、春は麻を盛に作らしめば麻數千駄を得べし、早秋其の跡に萊蕪を蒔しめば、此も亦數萬駄を得べし、此を用て食料の精と爲さば、御領内の民食料に不足無かるべし。御當地の木棉の間に萊蕪を作るは以ての外なる惡法なり、何んとなれば、木棉と云ふ者は諸作物の中に於て頗る軟く、太陽の光暉を假り大地の資養に頼りて、危々に生長す、故に土用至る時は炎熱の時候に遇ひ始めて其の生氣を壯んにし、將に花を發き實を結びて天命の本性を達せんとす、然るに斯る大切なる時に當り、土人私慾を以て萊蕪種子を

其根邊に蒔て蕃衍せ、大地の木棉を資け養ふ精液を喰ひとらしめて、其の元氣を挫き、其勢力を奪はしむ、夫れ萊蕪は生氣猛盛にして、莖葉も根も速に張大滋蔓するものなり、故に天地の養滋を忽に吸ひ寄て自在に繁榮す、是を以て棉木は肥大と欲すれども、資養の精液を減さじと肥る事難く、棉實を吹き出さん事を欲するとも、奮發の氣力ある事無く、自然に伊賀、大和、河内等諸國より時候の愆滯すること十四五日、或は二十日以上に及び、桃も亦小さく棉尾も短し、其の下品と爲る論を待すして知べし、斯の如く遅引の間、涼風至り寒露下りて終に凋瘁不可爲に至る、夫れ木綿は御領内第一の物産なり、而も其の農政此の如し、愚老が當國の疝氣を頭痛に病んで浩歎する所以なり。

國家の奉行たる者、予を考せりとのみ思ふ事勿れ。

○生野村 土性緒壤に少しく腐墮を混す、田方は無し、畑方屋敷共三町七段餘、高三十七石八斗三升餘、家數四十一軒、人別百五十二人、牛十一疋、當村は驛場に非ざれども本陣及び旅宿屋七軒あり、其の他商人多し、農を業とする者も有りて種々作物を耕種し、蠶兒を養ひ、木棉をも作りて賣と雖も、小村なるを以て推察すべし。

○上野村 土性緒壤山附は墾土を混す、田方八町二段三畝餘、畑新四町五段五畝餘、高百二十一石五斗四合、家數二十六軒、人別百六人、牛二十三疋あり、此の邊諸村總て年々牛を買替ふるに銀三四十匁づゝの利益ある事常なり、當村は田畑作物三俣村に同じ、木棉を作る事三俣等諸村の例よりは少な

し。然れども三四町は作ると見ゆ、蠶兒は頗る養ふ、繭四五十貫匁を得べし。茶も二十駄ほど賣り出す、下品にて一駄の價銀五六十匁に過る事無し、此の村は山中に追々新畑を墾發し、種々の作物を植て此を賣り出すを渡世とす、因りて其の山野を益々開發し、或は焼畑の法を行ひて春は麻を夥しく作らせ、早秋より蒺藜を蒔しめて數萬駄の蒺藜を作り出し、以て御領内の食料を餘裕あらしむべし、當に此村のみならず、大内三侯等の山中にも此の法を行ふべし。此等の事は遊歴の愚老が論を待にも及ばず、豫て郡奉行御代官の事務とすべき職分たり。唯其の水帳と算盤のみを握り、御領内の盛衰を心に懸けざるは何ぞ其れ素餐（素餐）の甚しき乎。又此の村の北向の山谷には黃連を植ゑしむべし、黃連も懇到（懇到）に意を用て作るに至りては一箇の盛産なり。當村には九心坊山及び笹ヶ尾と云ふ兩處の御林あり、二處合せて一萬五千八百歩、大約五町程の地なり。又大藏山と云ふ古城跡あり、往古大村右京進と云ふ者或は山吹將監高信と云ふ者居れりと云ふ。兩家の事共に詳ならず。此古城跡も除地ならず、開發を命じ土地に宜き産物を作らしむべし。

三

○萩原村 土性上野村に同じ、田方十三町五段九畝二十一步、畑方七町九段九歩、高百九十七石三斗二升五合、家數五十一軒、人別二百九人、牛四十二疋有り、牛買ひ替の利得村に同じ。

當村は山少しと雖ども他村の山を買ひ請て此を他方へ賣り出す事少なからず、土人半は此を業とする由なり、木棉を作るは三四町に過ず、繭は七八十貫匁賣り出し、茶も三四十駄を賣り、下品にして一駄の價銀五十匁許づつなり、此村食物足らずして年々買入れて食ふ者十二三四と見ゆ。御林あり登り尾山縦八十間、奥行百六間、横五十六間、下横四十間あり、岩谷山縦百間、奥行六十間、上横百二十間、下横百三十間、此の兩處を合せ五町程の地なり。

○蘆淵村 土性黎緒壤、山野は赤壤に埴土を混ぜり、田方五町四段六畝餘、畑方二十七町三段四畝半、高二百六十五石一斗六升八合、家數百二軒、人別四百十五人、牛六十五疋あり、年々此を買ひ替るの利益は上に同じ。

當村は食物不足にて買ひ入れて食ひ、木綿も足らずして買て衣ると雖も、山林甚だ深く、炭を焼き薪木を採りて賣り出す事日々五十駄に下らず。又大豆小豆を賣るも、各四五十石に及び、蠶兒を飼て繭を得る事二百貫匁に及び、茶も三十駄許り、但し下品なり。麻稜皮等も少し宛賣り、且つ又蒟蒻玉も六七十駄づつ出す、此を會計する時は少なからざる産物なり。故に國君は必ず山川の神祇を祭るの古禮あり、實に國家の寶なるを以てなり。故に此の村は食物も足らざる寒村なれども、山附なるを以て斯の如く産物饒かなり。

○草山村 土性赤埴壤、少しく腐壤を混す、山の崩くる岸下は埴土多し、田方十六町一段八畝程、畑

方十四町二段三畝餘、高二百二十三石八斗六升三合、家數六十二軒、人別二百六十二人、牛四十二疋、年々買ひ替への利分上に同じ。

當村は山間の谷田なるを以て、秋の彼岸の頃より太陽の光暉に當る事少くして作物豊熟し難き事多し、殊に水田には其の水の乾すして兩毛作りする事能はざる處あり、故に山林の深きを幸に炭を焼き薪木を伐て賣出す事日々三十駄許り、一月に八九百駄、一年には一萬駄に及ぶべし、繭をも七八十貫匁を賣り、茶も三十駄も出し、椶皮蒟蒻玉等十餘駄許りを賣り出すべし、然れども尙貧人の多き様子なり、田畑を他村に買ひ取られたるもあるにや、愚老此の村を富す一策あり、即ち北向の山谷に黃連人蔘を作らしむべし、此の村に此れを作らする時は大に繁生する事必せり。

○寺尾村 土性赤埴壤、山野の土も大抵同じ、田方十四町四段二畝程、畑方九町七段一畝餘、高二百四十七石餘、人家六十二軒、人別二百八十三人、牛四十疋、此の買ひ替への利分は上に同じ。

當村食物少しく足らざれども、山林頗る深きを以て、薪木炭を出す事草野村よりも一割以上多し、蠶繭を出すも草野村に劣らず、茶も亦大抵同じ、又大豆小豆を賣り出す事各々三十石以上づつなり。

且つ此村年寄役吉郎兵衛と云ふもの世話して一昨年村内の山田と云ふ處に桑の木苗一萬本植ゑ付たりと云へり、手柄なる事なり、四五年を経るの後は、此の村無双の養蠶場と爲るべし。此村に入島山薪橋林と云ふ兩處の御林あり、然れども二處を合せ六七百歩に過ぎず、抑々此の村の土は能く黃連に

合應せり、盛んに此を作らしめば、夥しく蕨術繁榮し、後には廣大なる物産と爲る、且つ人浸も亦此の地に合へり、宜く植ゑしむべし。

○細見村 土性埴壤、田方十五町四段餘、畑方十九町八段餘、高三百四石二斗四升六合、家數百一十一軒、人別四百五十五人、牛四十二疋あり。

當村は天明四辰年村替仰付けられ御上り地と爲れり。其の時は本高二百八十三石五斗六升に新田十九石六斗八升六合と別て記せり、然るに寛政十二申年御替戻と爲りたる砌り、本高に結て御代官小堀氏より御引渡となれり。其の時には家數百三十二軒、人別五百三十四人ありき。其の後凶作及び疫癘等ありて村内漸く衰微に及び、戸口減少して今の人別となれり。且つ當村の蒟蒻玉は昔し名高き物産なりしが、百姓困窮して其の種子を買ひ入る事も叶はず、蒟蒻を作る者の無きに至れり。其の他薪木炭等を賣り出だして渡世を營み、農事を勤ると雖ども、田畑過半他村の有と爲り、村内には惡田のみなるを以て食物の給らざるに窘もの、頗る多き様子なり。然れば斯の如き貧村は愚老が勸化の目一錢を積立る事も得べからず。因て熟々按ずるに、君侯若し此村の困窮を濟救し、昔の如く安堵なる村に恢復し給はん事を欲給はば、此の村古新田高十九石六斗八升六合の御年貢十年の間御倉に上納せしめて、山裏郷の大庄屋に御預けなされ、年々其の御年貢を積立て利倍せしめば、十一年目には元利二三百金と爲るべし、此を元金として貸付るときは、年々三十兩を利足金に得べし、年々此の利足三十

兩を此の村に合力せば、庄屋さへ嚴密勲厚なれば、三十年の間には此村必ず富贍すべし、愚老此の村の庄屋を見るに、直にして温厚なる人物なり、然れども老且つ懦人なり、此等の事を任し難し。宜しく、硬なる後見あるべし、但し此の策を郡奉行等御勝手方の憲官をりやくこれを聞かば、愚老今般當國に來て未だ寸功も有らざるに、最早御取箇を減したりと云はん、御一按あるべし。又上の正後寺村も此村に同じ。

○千束村 土性赤壤に埴頗る混せり。同村東方の野は赤埴に、堀土錯れり、其他は磧せきん磧多し、田方六町八段六畝十八歩、畑方十一町二段程、高百七十八石九斗五升餘、家數五十軒、人別百九十二人、牛十五疋あり。

當村は肥草薪木は寺尾村の山に入り會ひて刈採る事古例なるを以て、是の事には不自由なし。米は買ひ入れて食ふ、畑多き故に大豆小豆を賣り出す事五六石づつに及ぶ。繭も百五六十貫匁を得べし、其の他茶烟草麻漆等も少しく出す。

右山裏郷の十四村田方百九十八町五段二畝十二歩、畑方百三十八町五段二十四歩、高三千六百五十三石四斗八合、家數九百五十八軒、人別三千九百七十三人、牛五百二十一疋あり、抑々此の郷は安井川其の中央を西に流れ、水掛りも自在にて、田畑多く、山嶽林數極て廣し、山谷の間なる村里なりと雖ども、太陽の光暉ひかり能く映り、作物豐熟し、人民大に蕃息すべきの地なり、今より以後勤めて予が泉

源法を修め、政教を嚴明にし、博賭を制禁して、農事に精細を盡さば、後々大に富盛すべし。信淵老たり其の成功を觀る事能はず。

四

川合ノ郷七村

○臺頭村 土性山附は赭壤、谷地は赤埴なり、田方十一町一段五畝十五歩、畑方十四町七段五畝十二歩、高三百八石四斗、此の内六十一石無地高あり、家數七十二軒、人別三百一人牛三十三疋。

當村は田畑に冬夏諸作を植る事他の諸村に異なる事無し、木棉も作り、蠶も飼て、年々此れを賣り出す、然れども繰綿及び繭を得る事各々六十貫匁に過る事無し、楮椶皮も少しく出し、茅を賣る事頗る多し、殊に薪木を牛に駕つて此を綾部の町に賣り出す事毎日二十駄に下らず、何れの國も山民の業は大抵斯の如き者なり、然れども此の村及び大原上下の川合村等の村々山廣く谷深を以て、大に此を富まさん事を欲する時は、種々の良法あり。第一は實漆を植べく、第二は燒畑の法を行ひて大に麻を作るべし。第三は麻の跡に菜菔を夥しく作るべし。第四に楮を夥しく作るべし、五百駄や千駄にては物産に成らずして却つて手間損となるものなり。第五に黃連を植べく。第六に御種人參を作るべし、其他尙ほ多けれども、此土地には不便利なり。凡そ物産を興すには廣大に生ずるに非ざれば、無用の事

なり、諺に長袖能舞、多錢能商と、是盤固動かざるの至言にて、物産を興すも此に同じ、是故に愚老物産を興して其國を富盛せんと欲する時は、必ず先づ泉源法を行ふ、所謂泉源法は國家を隆盛するの基礎なるを以てなり。若し夫れ此の法を敬ひ奉らざる國は、澆季の世は窮乏を免るべからず、可_レ不_レ察哉、可_レ不_レ察哉。

○大原村 土性臺頭村に同じ、田方十町八段十五歩、畑方二十四町一段八畝半、高三百十石一斗、家數百十七軒、人別五百十九人、牛七十六疋あり。當村の百姓は其の業全く臺頭村に同くして、金錢を取り入るゝ事は常に臺頭村の三倍に及ぶ事有り。然れども人氣の甚だ悪しき村にて博奕盛んに行はれ、他國の騙局も恒に入り込居りて、近隣諸邑の良民を鈎距し、挑撥して金錢を失はしむ。惡むべきの風俗なり。此等の處置は刑官の手にて此を禁する事難きに非ず、唯だ此の近邊村々に説たる如く、實漆を植るに甚だ應合する土地なるを以て、泉源法を行ひて後年の計りを爲さんと欲すれども、村の人心賭氣のみ強く、眼前に人の錢を唯だ取りにせん事を心掛居が故に、假令錢はありと雖ども、近隣の貧窮なる加用村の如くには積み立つる事能はざるべし、來月上旬諸鄉村々の積立帳上覽に入らば、竊に此を試み給て、當村の大原若し貧村の加用より少きが如きは、大原村庄屋の奸人たる事を御察し給ふべし。人々天命の賦與する本性なるもの有りて、明德を明にすると、暗くするとは絶て隠すべからざるものなり。安樂島に命じ、教化を以て其の誤りを救はせ給ふべし、是れ仁事の最たる者なり。

○上川合村 土性緒壤に墾土を混じ、且つ埴土の錯るも多し。田方十二町三段七畝餘、畑方二十九町二段九畝半、高三百二十二石五斗五升五合、家數九十軒、人別四百三十五人、牛四十疋あり。

當村は田畑共に冬は大麥小麥蠶豆豌豆等を作り、夏は田に稻を植ゑ、畑に木棉大豆小豆其の他種々の菜類麻烟草蒟蒻茶楮櫻漆等作り、蠶兒をも飼ふて此を賣り出すを常とす、大豆を出す事は頗る多し百石以上に及ぶ事有り、且つ茅をも刈り出し、薪木を駕出する事は毎日二三十駄に下らず、此を村の百姓生計の産業とす、抑々川合郷の村々は山岳林藪極て多く、御林も臺頭村に四箇所、大原四箇所、上川合二箇所、岬村二箇所、下川合二箇所、都合十四箇所あり、然れども御林は總山林の百分の一にも當る事能はず、川合郷山野斯の如く廣し、愚老常々人に語て曰く、四方一里の國土は方六尺なるもの四百六十六萬五千六百坪あり、其の一坪に一年銀一分づつの物産を興す時は、年々金七千七百六十兩づつの國益なり、然れば諸侯の生れながらに一境の國土に主たる福祿大なる哉、此を以て上天の國君を寵遇し給ふ事極て厚き事を知べし。然るに近來有土の君として財用の給ざるに窘屈て、罪も無き家臣の俸祿等を減じ、或は財用方の憲官等豪富の町人百姓に金錢を借用して、國用を辨する者あり、何んぞ夫れ誤ことの甚だしきや。推察するに從來の流弊にて騎虎の勢ひに爲りたるか、或は數々意外の天災等に遇たるかにて、不得已の故あるべし。其の故なるの國土に於ては、上下心を一致して山水の利に従ひ、土地を經營するに如く事無し、地方掛りの官人は殊更勉強すべし、又其の故の無き國

なりと雖も、忽にすべきの事に非らずと知るべし。此の川合郷村々の如きは今に國稚を以て、此を經營する時は國益甚だ多し、上の臺頭村の條に説きたるを以て、校へ合はすべし。

○岬村 土性赭埴に墾土を混す、地獄谷の邊は墾多く、墾土を爲せり、長宮と鷺谷も亦此れに同じ、田方七町五段六畝、畑方十町七段二畝二十七步、高百五十六石五斗九升、家數五十二軒、人別二百四十六人、牛二十七疋。

當村の産業大抵上川合に同じ、烟草繭楮榎も賣り出し、茅は千駄に及び、薪木は五千駄に餘れり、蒟蒻玉も百駄に下らず。

五

○下川合村 土性淡赤埴少しく墾土混りて壤を爲す所多し。田方十三町九段五畝十二步、畑方十五町六段四畝二十七步、高三百六十八石二升五合、家數八十七軒、人別四百二十二、牛五十九疋有り。當村百姓の産業上川合岬村等に異なる事無し、山野林藪甚だ廣きを以て、茅を刈出す事其の數岬村に三倍し、薪木を賣るも岬に倍す、烟草を出すも百駄に及ぶ。村中を大原川流れ、川岸には竹林茂り桑の木も多し、故に蠶兒を養ひて繭を賣る事七十貫匁に餘る事多し。蒟蒻を作る事少からず。此の村内に百合田原と云ふ所あり、其の野の土性は赤埴に少しく墾土錯て壤の質を爲し、地深く土肥て諸作

物に宜し、故に土人此の野を開發して蒟蒻を作り、數多の球を得て賣り出す、又川の東に梅ヶ原と云ふ枝村あり、此の所の野地土性も亦赤埴に腐墾を混じ、諸作物に宜し、土人漸々此れを開發す。且つ此の村は山谷深く上に説たる物産を興すべき地なり、後々は大に富むべき村なり、今も既に内福なる様子に見ゆ、泉源法を厚く積ましむると雖ども可なり。然れども庄屋は富人にて吝嗇者と思はる、總て富豪なる吝嗇人ある時は、近隣小百姓の種々患害を爲す者なり可不察哉。

○加用村 土性淡赭埴、少しく墾土を混す、田方六町三段八畝步、畑方二町九段六畝十八步、高百四十五石五升、家數四十三軒、人別百八十二人、牛二十三疋あり。

當村は農事を勤る事他村に異なる事無く、米、麥、大豆、小豆、麻、茶、烟草、木棉、繭等を少しく出すと雖ども、小村の事にて、其の得る所は些細なり、且つ此村は大原下川合等の如く土地の延も無く、利益を得べきの事少し、貧せざる事難き村なり、然れども今の庄屋金藏なるもの能く小百姓を勉勵して耕作を出精させるが故に、近來蒟蒻玉を能く作りて此を賣り出す事、年に三百駄に及ぶと云ふ。

○大身村 土性黄埴に墾壤を錯て、田方十三町五段二十四步、畑方二十町一段二十四步、高二百七十二石二斗三升九合、家數百四十八軒、人別七百四十八人、牛百六疋。

當村は田畑共に冬は大麥、小麥、豌豆、蠶豆等を作り、夏は田に稻を植ゑ、畑には蒟蒻木棉其の他

大豆麻烟草茶及び種々の蔬菜を作る。楮棧漆等も少々賣る、繭は年々一二百貫匁を出す。蒟蒻玉は毎年千二百駄を賣出す。昨夏の年は蒟蒻の直段高り、一駄にて銀百匁づつに爲れりと云ふ、且つ又此の村には石灰を焼き出すもの三株ありて、毎年三百金餘の灰を賣り出すを定額とす。然れば此の村は御領内に於て金銀の溜る事第一なるべし。

右川合郷七村田方六十四町九段六畝許り、畑方百二町三畝二十七步、高千九百四十五石八斗六升三合、家數六百十二軒、人別二千八百五十三人、牛三百六十四疋有り。抑々此川合郷は總て皆山谷の間に在て、冬は雪の積る事頗る深しと雖ども、暖氣早く草生厚くして耕農を勤めて物産を興すには上々の土地なり、殊に國土甚だ稚し、宜く開發を専らとすべし。人民も亦極て淳朴なり、愛矜すべき哉。然るに其の中に大原の如き汚穢なる俗の村あり、淳朴の民を汚穢に導びく時は殊更染漬し易く、既に悪俗に浸淫しこに至ては、容易に良復する事難し、先づ彼の大原の姦人を早く教化隨喜せしむるに非ざれば、惡を醸事止むべからず。事の様子に因ては寛のみにては届ざる事有り、猛も亦良政なる哉。

六

口郡四村

○中臺村 土性淡赭壤、田方四町九段七畝十一歩、畑方五町三段九畝九步、高八十六石八斗三合、家

數十三軒、人別五十一人牛七疋あり。

○新町村 土性中臺村に同じ、田方七段二十四歩、畑方七町八段四畝八步、高四十六石四斗八升七合、家數十一軒、人別三十九人牛二疋あり。

右二村は他領相給地所混雜して、明に辨する事能はず、故に物産の員數も審ならず。

○質志村 土性淡赭壤、谷地は赤埴に墾を混す、田方七町十歩、畑方九町九段二畝十三歩、高百十三石三斗六升、家數四十六軒、人別二百八人、牛四十疋あり。

當村は田畑共に冬は大麥小麥豌豆蠶豆等を作り、夏は田に植ゑ、畑には大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、麻、烟草、楮、漆、茶等を作って少しく此を賣出し。其の他種々菜類瓜茄子等を作り、木棉も六町餘も作り、蠶兒を飼ひ繭を得る事も七八貫に下らずと云ふ。

○三ノ宮村 土性明神前黄壤、奥谷の邊赤埴に腐墾を混ぜり、田方十三町九段九畝四歩、畑方六町二段二畝歩、高二百三十九石九斗四升六合、家數三十四軒、人別百五十七人、牛二十三疋有り。

當村は土地肥沃に百姓能く農事を勤るを以て、種々産物の員數質志村に伯仲す、且つ近年茶を作る事上手に爲りて、此村にて製する茶は牛一駄、銀五十匁以上なり、年々十二三駄を出す、木棉も六七町作り、繭も八十貫以上を得べし。

此村に古城跡あり、昔享祿天文の頃、山内某此に居れり、今其の子孫山内三郎兵衛代々の當村の庄

屋たり、武鑑に土州侯の始祖は丹州三ノ宮城主山内孫次郎と記せり。然れも予藩翰譜を按に、土州侯始祖始めて信長に仕へられたる時の貧窶なりしを見れば、三郎兵衛が庶流なるかと思はる。何にもせよ、山内が家は貴人の出たる家にて目出度と云ふべし、今三郎兵衛も母に事へて孝あり、且つ能く義に勇む事篤く、名家の裔にて一人物なり。

右口郡四村、田方二十六町六段八畝餘、畑方二十九町三段八畝、高四百五十三石八斗三升餘、家數百三軒、人別四百五十五人、牛二十七疋あり。此郷土地小なりと雖ども、救民積金の多くなり、上は三郎兵衛に命じて他領百姓に貸し付て利倍せしむるに宜し。泉源法の積金も既に大金と爲るに及んでは、御領内には貸し付くべき處なし、三官は貸し付役所を立るには最も樞要の地なりと知べし。

下 卷

踏査村落 中筋八ヶ村(安場村、岡村、延村、大島村、高津村、観音寺村、戸田村、中村) (附

日尾村、常願寺村)

川向小畑四ヶ村(新庄村、物部村、鍛冶屋村、小西村)

川向栗村九ヶ村(石原村、小貝村、長砂村、三宅村、福埴村、今田村、大畠村、館村、東栗村)

一

中筋郷八ヶ村、附 日ノ尾二村

○安場村 土性山附は赤壇、常願寺下邊は赭色壤に腐墾土を混ぜり、田方十七町七段三畝、畑方四町七段九畝餘、高二百七十二石餘、家數六十七軒、人別三百十八人、牛四十五疋あり。

當村は野山多けれども、近隣四ヶ村の入會の草刈場なり、田畑共冬は麥を作り、夏は田八九町に稻を植へ、田畑八九町に木棉と菜菔を作る。少しく蠶兒を飼ひ、頗る烟草を作る、此村は赤腐壤にて、草木を生ぜざる剝地多し、法を行ひて此に烟草を植る時は、薩摩國府に伯仲すべき極上品を産すべし、此の事は綾部村の條下に詳しく説たり、校へ合すべし。土人の烟草を作る仕方甚だ幽蕪なれども、流石土地に腐壤の氣味あるを以て、他村の畑地に作りたる烟草に比する時は、其香氣の芳烈しき事翹に一等ぐらひに非ざるを以て、安場烟草と稱して此を重んず。此等の事を觀て愚老が腐壤は烟草の極品を生ずと説たるの妙理ある事を察すべし、上卷の綾部村、寺村、田野村の條下に論じたる如く、村内積立銀の既に倍足したる上にて、財用の費を惜まずして、耕種法に説たるに従ひ、彼の腐壤地を墾開し、法の如く糞肥と培養を懇到にして、烟草を作らしめば、薩摩の國府、肥前の島原に次ぎたる銘葉を出すべし、然れば一段の地より十金以上の物産なるを以て、十町以上も開發して作らば、年々千金以上

の潤澤なり、若し能く斯の如くならば、此の村の大に富盛すべき事論を得ざるなり。從來此の村に於て作物を賣り出し、價銀を得べきものは米を第一とす。然れども田方十七町七段餘、皆悉く稻を植ると雖も、米を得る事三百石に過ぐべからず、其の内八十石も御年貢に上納すべければ残り百五十石なり。村内飯料に五十石も貯へ置くべきを以て、賣り米百石に過ぎざる算當とす。然れば百兩金に過ぎるべし、棉は八町も作れば山附の村故に二貫五百匁吹と見て、二千貫匁の實綿を得べく、此を繰り子とす。其の時は六百六十六貫六百匁と爲る、此を百匁にて銀二匁五分に賣る時は五貫三百三十二匁餘の銀と爲る、即八十四兩ほどの金なり。又烟草は此村の今作る者の如きは、一段二兩金に上るべからざれば、是を三四町作ると雖ども六七十金に過る事無し、其の他柿奈子等を出し、或は螢までを捉て賣る者あれども、其の利を得る事幾許ぞや。然れば當村の物産を總轄するに、年々二百四五十金に過ぎざるべし、故に小百姓衣食するに足らざるにや、他人に傭夫を働く者頗る多し、是を以て國政を奉行する者は、先づ能く密かに其領内諸村毎に出す物産の大數を知り、又其村々人別の多少に因りて所産の作物にて衣食するに足ざるか、足るか、餘りあるかを控擗するを第一の要務とすべし。此を知らずして、役を勤るを土偶人と名く、警むべき哉。又此村には交易を業として年々千金以上の品物を取り扱ふもの二人ありと云ふ、善なる事は善なり、然れども愚老唯々恐らくは、後に豪富と爲て近隣小百姓の産業を吞併せん事を噫。

○岡村 土性緒壤にして腐墾を混す、田方十八町四畝、畑方三町五段餘、高三百六石五升、此の内十七石六斗五升七合無地高あり、家數三十五軒、人判百四十三人牛十五頭あり。

當村は山野少く薪を買ひ入ざれば足る事無し、且つ又村内の田畑半以上他村の物と爲て他村人多く入り來て耕作す、故に男子は大半他國に出て傭夫者と爲りて働き、女子は蠶兒を飼ひ、糸を紡績ぎ、或は木綿を織て世を渡る、村内の百姓田畑を耕作するもの甚だ稀なり、故に麥を始めとして、食料の穀類等買ひ入れざれば食ふべきもの無し、可悲の至りなり。斯の如き村は愚老が勸化をも積立る事能はざるべし、此を濟救せん事を圖るには制外の御仁政を施し行ふに非ざれば不可爲なり。

○延村 土性緒壤、田方三十二町四畝餘、畑方九町四段一畝、高五百六十八石餘、此の内無地高五石七斗五升あり、家數九十三軒、人別三百八十一人、牛五十四疋馬一疋あり。

當村も山野少し、田畑冬大麥小麥を作り、夏は田二十町ほど稻を植ゑ、畑には黍、稷、粟、稗、烟草、麻其の他種々蔬菜類を作る。木棉をば田畑十六町許りに植ゆ、萊菔これに従ふ。蠶兒も三四十貫匁を得べし、此の村は棉と繭を賣り出し、且鹽油等の交易を爲し、或は材木及び□□等の間屋あり、下々は他國持を専らとす。

○大島村 土性赤墳に墾土を混す、田方二十三町七段五畝、畑方八町四段七畝、高四百七十八石五斗餘、家數八十九軒、人判三百四十餘人、牛三十三疋、此の村にも無地高二十三石四斗八升九合有りと

云ふ。

當村は頗る山岳有り、然れども野山は大抵他村草刈場なり。田畑冬は麥を作り、夏は田に稻を植る、畑には大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、麻、烟草、瓜、茄子、其他種々蔬菜を作る。木綿を田畑十五町程も作り、繭も五十貫匁ほど得べし。此の村も田畑頗る他村に賣り渡たるあり。故に百姓等宇治茶製或は他國に出て傭夫を働くもの多し。食料と薪木は賣り出す程には無けれども、村内にて用る物は買ひ入るに及ばず、綿鹽油等を交易する商人あり。綿打を業とするもの十七八人、糸採者七八人、川魚を獵する者も少しくあり、専ら鱒鮭を獵し、鮎これに次ぐ。當村は丹後の國由良港まで通船これあり、米穀及び諸産物を積下す。享保十二年丁未の年、當村着船の儀公儀より御改めこれ有り、先規に率ひ、大島村船着庄屋支配たるべく、假令川向船着くとも、大島村相對の上大島村庄屋の指圖これ無き船は着けさす間敷く、但し先格の通り、船荷何物を論ぜず、一駄より藏數銀二分づつ取べきの段、仰せ付られてあり。當村船着の河を俗には大川と呼ぶと雖ども、本名を和知川と云ふ、山家の領内より流れ來りて當處に至り、西流して福智山領を経て、終に丹後國由良港に至りて北海に注ぐ。故に由良より登り、舟は天田井堰の堰下まで上る、因て中古以來此村の庄屋に船問屋役を命じ、米穀を始め諸品物を吟味したる上にて運送せしむ。然れば此の大島村は御領内に於ては津港の如き者にて一箇の要地なり、後年御國産多く出て、北海廻の始るに至つては別して大切の場處なるべし、又此天田井堰は寛

永年中當村の月ヶ瀬と申す處に初て築き立けるに、天保三年の大水及び其後度々の大水にて田畑追々に崩け壞れて、次第に堰を川下に構へて今の處とは成れりと云ふ。此の堰も度々公訴の興りたる處にて、先年予が仔細ありて京都町奉行三ッ橋飛騨守殿に陪し、京都に滯留中も訴へ出たる覚えあり。

二

○高津村 土性赤埴墳、山畑は頗る壇土を混ず、田方五十七町一段八畝、畑方十三町八段餘、高千七十六石三斗六升、此の内百四石三斗九升五合無地高、家數百九十三軒、人別七百九十三人、牛八十一疋あり。

當村は御林四箇所、御帳付の櫛も有りと雖ども、山岳林藪廣きを以て、唐竹及び薪木諸材木を賣り出し、漆の木も有りて、漆液を搯せ、椶皮楮皮等をも賣る。且冬は田畑に大麥小麥菘種、芥子、蠶豆、豌豆及び諸菜を作る事、大島延村に異なる事無く、夏は田に稻を植る事三十餘町、其餘田と畑とを合して木綿を作る事亦三十餘町、菜菔此に従ふ。其殘十町許りの畑に大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、玉蜀黍、豇豆、黑豆、鵲豆、眉兒豆、裙帶豆、青芋、諸瓜、茄子其他種々の蔬菜麻烟草等を作る。又蠶兒を養ひて二季を合せ三百貫匁程の繭を取り、綿も繰子を得る事二千五百貫匁に下らざるべし、然れば此村より年々出す所の産物を暗算するに其數頗る多し。蓋し此村に二百家八百人、毎年の費用

大約金千四五百兩も無ければ衣食して世を渡るに足らず、愚老熟々土人耕作する様子を觀るに、骨を折らざるには非ざれども、未だ其の要を知らざるを以て、肥養も青草を刈り採り來りて用るに過ずして、干鰯、干鰯、油槽等の上糞直を施て用る事無し。上糞の用て良驗ある事を知るものありと雖ども此を買ひ得る事は容易ならざるを以て、力の及ばざる事あり。此に因りて年々豐熟を採る事稀なり、是の故に當村は綿、繭、米、大麥、小麥、大豆、小豆、菘種、薪木、材木、竹、楮、椴、烟草、麻等に賣り出す品物頗る多しと雖ども、其の價金或は村内の人民を衣食せしむるに足らざる事あり、是を以て富實に至る事を得ずして、山村田畑少く、他村に買ひ取られ在る趣なり。

○觀音寺村 土性大抵高津村に同じ、田方三町九畝餘、畑方一町八段一畝餘、高七十六石四斗七升餘、此の内十一石二斗一升七合無地高、家數十三軒、人別五十人、牛五疋あり。

當村は山野なく、薪本草肥皆入會の野山より此を採る。諸作物高津に同く、食物は食ひ餘りて少く賣り出す、木綿を賣るも大過年々繰子二百貫匁に近く、繭は二十貫程なり、然れども小百姓冬春は他國に出て、傭を働者少なからず。

○戸田村 土性沙付多し、田方七町十六歩、畑方十四町八段四畝、高二百七十石八斗餘、家數四十五軒、人別百八十一人、牛十三疋あり。

當村は山野無く、入會の山より薪草を採り用ふ、且つ水難も早損も有るべき地なり、殊に他領相ひ

給の入り組たる村にて、百姓家も田畑も切々に混雜し、此を審かにする事容易ならざるを以て、愚老も明に辨する事能はず。然れども食物には不足の無き様子にて、木綿繭等を頗る賣り出し、川漁を渡世とする者も有りて、生計の出來る趣に見ゆれども、他國働する者も少なからざる由なれば、衣食するには足らざる事を察すべし。

右中筋郷七村に田方百五十九町二段二十八歩、畑方五十六町六段四畝十二歩、高三千四十八石八斗三升八合、家數五百三十五軒、人別二千二百六人、馬一疋、牛二百四十四疋有り、而して其の地より出す所の物産員數は綾部坪内の例を以て此を推算せば、其大約を得るに論なきなり。抑々中筋郷は土地膏腴なる良田畑なり、然れども南方には悉く山嶽を控たる村里なるが故に、秋彼岸の頃より太陽の光燄を受ける事少くして、作物を十分に成就せしむる事難し。殊に作物の中に於て稻と棉とは別して炎暑に熬炙らるゝに非ざれば、豐熟する事能はざる者なり。故に干鰯、干鰯、油槽等高價なる上肥養を用ひ、早く豐熟せしむるの法を行ふに利あり。晚熟を作る者は大損ある事必せり、然るに當地には甚だ悪俗習ありて、小百姓共一統總て地親より田地を借りて作るに、麥をば自分の取り物と豫て心得居るが故に、此に懇到を盡して作り、麥秋に至りて既に能く熟すると雖ども、尙其の實を多く充しめん事を欲して、此を刈り採る事能はず、六月迄も刈ざる者あり、此等の穢き心掛よりして自然に時候の延纏るに至る。其の後稻を植る草を耘ると雖も、必しも其豐凶に心を用る事無し、何となれば、稻は

最早地主に納る年貢にて己が物にもあらず、且つ又豊作なれば存分に地主に取られ、凶作なるには少許にても事濟みて年々見取り御規定なるを以て、秋作の豊年と凶荒とは小百姓の心頭には隣家の翁の病めるが如し。木棉を作るも亦此に同じ、畝吹にさへ出来る時は地主に年貢を納るに足れるを以て、是にて麥を取たると、今又萊蕪を作り取りにするは全く丸贏なりと自得して、常には駄賃取に出で或は傭夫等に働いて年月を渡るのみ。此の悪習俗の流行するを以て、年々御領内の損毛少なからざる事なり、新田新畑等を開發するよりは早く此の汚俗を一新することが御國益なり、幸ひ御國には平和、小川、山崎等勝れたる奉行衆多し、此俗習改革するの策を會議せしめ、御覽せよ。

○日ノ尾村 土性黎壤、土に埴を混じ、或は野腐埴も錯れりと云ふ。田方六町三段一畝二十一步、畑方十二町五段三畝歩、高百八十石五斗八升、此内四十五石四斗五升七合無地高あり、家數三十四軒、人別百七十三人、牛二十五疋あり。

○常願寺村 土性日ノ尾村に同じ、田方九町四段五畝三步、畑方二十六町一段二畝二十七步、高三百二十四石三斗、此内に六十一石八斗六升一合無地高あり、家數四十二軒、人別二百十二人、牛十九疋あり。

右二箇村は愚老が巡回して觀察せざる所なり。然れども其の土地物産等を審に知りたる人ありて演説せり、故に其の概略を筆記して中筋郷諸村の後に附せり、抑々此の二村共に冬は田畑に麥を作り、

且つ蠶豆豌豆及び小麥等をも作り、夏は田に稻を植エ、畑には木棉及び大豆、小豆、黍、稷、粟、稗、麻、烟草等を作るも、中筋諸村に異なる事無く、蠶兒をも亦飼ふと云ふ。然れども土地の宜しからざるにや、綿を得る事は中筋邊に及ばず、又繭を得る事は中筋より宜しき様に思はるゝと云へり。

三

川向小畑の郷五村

○新庄村 土性赤埴に壩土を混ぜり、田方三十三町五段四畝二十四步、畑方十町六段三畝九步、高五百五十五石六斗三升一合、家數百二軒、人別四百六十人、牛四十二疋。

當村は御林二處あれども、薪木は買ひ入れざれば村内用るに足らず、冬は田畑共に麥、豌豆、菘、種等を作り、夏は田に稻を植ゑ、畑には木棉大半以上作り、麻、烟草、大豆、小豆其の他瓜、茄子、種々菜類を植ゑ、蠶兒をも飼ふ、年々米を賣り出す事七八百圓より千圓以上に及ぶ事有り。其の繭、綿、綿布等を織て賣るも亦少からず。唯田畑に草肥の外に絶て上肥糞を用る事無きを以て、作物の豊熟する事稀にて、米も實入り疎く、綿も吹く事少く、且つ其の品も劣れり。

○物部村 土性新庄に同じ、田方十七町三畝八步、畑方五町一段步、高二百八十石六斗八升六合、家數五十七軒、人別二百二十七人、牛十二疋有り。

當村は御當家とも四給入り交りたる處にて、其の田畑の耕作場を審にする事を得ず。棉も十町以上を作りて此を他邦に出し、且つ又鷺兒も養ひ、秋は大小豆、大根或は粟等も賣り出し、近來四給入會ひの野山を開發し、相談の上にて桃、林檎等を作り、頗る利潤を得ると云ふ。種樹に功者なる者ありと見えたり。小商人の多き村なり。

○中村 土性赤墳多し、黄墳壤の處も有り、又東邊の野山に赤墳壤の地多く、北山には赤墳壤にて割たる山多し、田方四十六町五段六畝二十七步、畑方十九町二段三畝二十一步、高千四百三十五石一斗六升、此内五百七十一石五斗三升五合無地高あり、家數百五十八軒、人別七百三十三人、牛七十八疋あり。

當村は山廣く谷多し、御林も五箇處あり。冬は田畑に麥を作る事六十餘町に及ぶ、一段二石づつと積るとも千二百以上の麥を得べし。夏は四十町餘の田に稻を植ゑ、此も亦一段に二石と積ると雖ども八百石の糙米を得べし、木棉を作るも田畑二十町に下らず、一段に繰子を得る事十貫匁づつと積るも二千貫匁の繰綿なり。其他大豆、小豆、藟、楮の類を賣り、殊に薪木を賣るもの頗る多し、然れども此村には困窮人多く田畑も他村に賣り渡したる處ありて、鍛冶屋村新庄村等より出作するもの多し、此村の土地を予が住居する鹿手袋村の百姓に作らしめば、年々千兩以上の金を餘すべし、斯る肥沃の土地なれども、此村の百姓は甚だ懶惰なる者多く、他村の如く農事に骨折もの少し、故に田畑耕肥の形

様に至るまで、一等拙く見ゆ、貧乏する所以なり。此等の禍は畢竟村役人の就誤より發する事にして、嚴しく教化を加へずんばあるべからず。詩云曾孫來止以其婦子饁彼南畝田峻至喜壤其左右嘗其旨否不易長畝終善且有曾孫不怒農夫克敏と、古公劉の圃を治る時に、數多の田峻ありて、勤めて農事を勵ましめ、且又君侯も時々自ら田所に臨みて其の勉強する者を慰せしめ、以て百姓等此を歡びて皆勞苦を忘れて農事に出精す、故に未能く治り繁りて田畝に成長し、年々豐熟せざる事無し、所謂曾孫不怒農夫克敏とは、百姓等君侯の自ら至りて慰勞し給ふを歡び、樂みて農事に勇進するの情態を詠じたるなり。今の世にも相馬侯の老臣池田八右衛門、草野軍右衛門、其の君侯在國の年には大抵一月に二十日程づつは君侯を田野に出し、百姓の農事を勵むものを慰勞せしむる事懇到至誠を盡す、故に相馬侯の領分中百姓大に勤む、彼の池田草野兩大夫は信に赤心報國の忠臣と稱すべき者なり。此の中村及び新庄村大島村等には赤墳壤の山も野も多く、極上品の烟草を作るに極て宜き地味なり。上巻綾部坪ノ内二村の條を校へ合はせて、追々此を作らしむべし。烟草は「草木六部耕種法」に説たるに就て従事する時は、中品以上を出すと雖ども、一段より十金以上の物産なり、今夫れ此村近邊の壤地は數十町あるを以て、漸々此を開發する時は、後には廣大なる國益となるべし。

○鍛冶屋村 土性黄墳壤に壤土を混へたり。田方二十三町七段四畝十八步、畑方十五町二段三步、高七百二十一石三斗六升、此の内二百三十一石九斗二升五合無地高なり、家數九十二軒、人別三百九十九

二人、牛四十一疋あり。

當村は御林三箇所あり、薪木は村内の用を達するに足れり、冬は田畑共に麥を作り、夏は田二十町程に稻を植ゑ、木棉を田畑十五町程作り、其の他の畑には大豆、小豆、烟草、麻、楮其の他種々蔬菜を作り、蠶兒も養ふ、綿を賣り出す事繰子千五百貫匁に及び、繭は三四十貫匁に及ぶ、其の他大豆小豆烟草楮等も少しく賣る。然れども少しく他國に働ものあり、赤燐運に烟草を作るの業興らば、絶て他國に働者無かるべし、又此の近村も北向の日陰なる谷間には、黄連と御種人蔘を植しむべし。

○小西村 土性鍛冶屋村に同じ、田方二十六町四段八畝十八歩、畑方十町五段九歩、高六百四石五斗八升、此内七石六斗八合無地高、家數八十一軒、人別三百六十七人、牛三十二疋あり。

當村にも御林三箇所あり百姓持の山も亦少なからず、百姓の業とする所は全く鍛冶屋村に異なる事無く、且つ其の木棉繭等諸産物の員數も亦大約相伯仲す、然れども村柄を相比るに至りては、鍛冶屋より貧人多し、此の邊の諸村土地の増薄に非ざれども、百姓に困窮者の多き所以を察するに、耕耜の勤めざるにあらざれども、培養に唯々芝草肥のみを用ひ、干鰯、干鱈、油糟等高價なる上肥を絶て用る事無きが故に、米麥は論するにも及ばず、別して當國第一の物産たる木棉も十分に綿を吹く事無く、年々諸作物豊熟せざるの不足を疊積れるものゝみ。故に愚老此の禍を濟救はん事を欲して泉源法を勸進せり、若し泉源法を怠る時は、貧苦を脱るべきの期なし、勗哉勗哉。是れ天命を惟れ新にするの大道

循なり。

右川向郷五村、田方百四十七町四段八畝五歩、畑方六十町五段四畝十二歩、高三千五百九十七石四斗一升七合、家數四百八十九軒、人別二千二百七十八人、牛二百六疋あり。抑々小畑郷四村は其の地丹後國に界し、御領内の北境にして山谷の間なれども、此亦衍沃の地なり、心を盡し法を用ひて此を墾闢するに至りては、種々の産物を出すべし、中村の燐壤に極上品の烟草を作らば、薩摩の國府、肥前の島原には及ばずと雖ども、上州館林等より上薬を生ずる事、何の難き事かあらん乎、可勤哉。

四

川向栗村郷九村

○石原村 土性淡黎赭壤土に墳壟を混す。田方五町三段四畝十二歩、畑方九段三畝十八歩、高九十二石三斗二升七合。

○小貝村 土性石原村に同じ、田方十四町四畝七歩、畑方八町四段六畝十八歩、高三百七十九石八斗八升九合、此の内八十四石八斗五升五合は無地高なり。

右二箇村にて家數六十四軒、人別三百人、馬一疋、牛三十三疋あり。

當村は田畑共冬大麥小麥、蠶豆豌豆等を作り、夏は田十二町程に稻を植ゑ、畑八町程に大豆小豆諸

茶類及び麻烟草茶等を作り、木棉をば田畑を合せ十町許りに作り、萊菔も此に従ふ。繭も二三十貫匁以上を取り、且つ又婦人は綿布を織て小錢を取るもの亦少からず。然るに小百姓衣食するに足らずして、年々宇治にて茶を製し、或は遠國に出て日雇等を働き、父母に遠かり、妻子に離れて貧を困むもの甚だ多し、豪家に田畑を買ひ取られたる村は哀なる者なりける。

○長砂村 土性壩堰川邊は砂付の混たる所多し、田方五町二段五畝六歩、畑方二町三段九歩、高十七石八斗三升七合、内十石六斗一升六合、無地高あり。

○三宅村 土性上に同じ、田方五町二段十二歩、畑方七町八段四畝三歩、高百四十八石七升三合、此内七石六斗七升七合無地高。

○福垣村 土性上に同じ、田方三町九段六畝三歩、畑方四町九畝六歩、高百十三石四斗四升五合、内四石四斗二升五合無地高。

右三箇村家數五十六軒、人別二百三十七人、馬二疋、牛十七疋あり。

當三箇村も上の二箇村と同く山野少く、草肥と薪木は不自由なりと雖ども、冬は田畑に麥を作り、夏は田十二三町に稻を植るを以て米ばかりも五百匁以上を採るべく、木棉も十五町も作る事故に、繰子を得るも千貫匁に下る事無く、大豆小豆藪等も少しづつは賣る。然れば其の産物を賣り出す代金四百兩以上なるべし。右三箇村の人数二百三十七人、此の産物にて渡世するに足るべきに非ずや。然れ

ども年を送る事能はずして、冬春の間は小百姓の在宅するもの少し、大抵他國に出で傭夫を働ざれば生活する事の叶はざるものは御年貢の外に復年貢を取る、が故なり、是れを以て國に豪家ある時は國君の仁政を墮落する者なる事察すべし、古し夏殷周の世は助法と徹法とを以て田畑を治め、經界を正くして百姓に偏勝の患ひなく、公平無私の政なりしものなり。其後暴君汚吏連出で、先聖の經界を毀敗し、井田の法も崩壊して、終に復すべからざるに至れり。是より以來農政衰微して國家を處置するの制度も断弛し、土地を經緯するの律令を擺撥するに至れり、於是乎豪富なる者は田畑を始として、山澤林藪を悉く買ひ取り、數百家の産業を兼併し、其の勢ひ有土の君に均しく、世に此を素封と稱す、司馬遷が云く安邑千樹、棗、燕秦千樹、蜀漢江陵千樹、淮北千樹、荻陳夏千樹、漆齊魯千樹、桑、渭川千樹、竹、千畝、梔茜、千畝薑韭、此其人皆與千戶侯等とは即ち是れなり。豪家の産業を兼併するの制度には正經の没を以て、世上の貧富片落に爲て、孝弟謹肅にして、飢寒に困むもの有り、薄行貧撈にして豊福を樂むもの有り、故に國君仁惠を施すと雖も、富人の爲めにのみなりて貧民までには行届ざる事多し、假令行ひ届く事有るも、饑荒の年に穀類を賜ふの類に過ぎるのみ、誠實の仁政と云ふべき者にあらず、誠實の仁政と云ふは孟夫子の説れたる如く、民をして恒産あらしむるを云ふ、今夫れ仁心仁聞ありと雖も、民をして恒産あらしむるに非ざれば、徒善にして惟辟奉天の事業にあらず、君侯其れ養發し給へよ。愚老が泉源法は貧民に恒産を授與するの政なり、今の世に

當て百姓皆恒産ある土地は日本總國の中に唯日向國、祇肥侯の領地のみなるべし。此は先年愚父が曾祖父元庵翁西海遊歴の時に、曾て祇肥侯に謁し、田畑山林を百姓の持にする事勿れ、一人に産業一つの外兼併せしむる事勿れ等の議を獻りし事有りと聞く、御同席の事なれば尋て見給へ。井田の法は周の末、戰國の間に悉く崩壊して、豪家は數百家の産を吞併する事と爲れり、漢興りて文帝頗る民を愛するの主なりと雖ども、産業兼併の制禁は無かりしなり、然れば東漢三國六朝時代此を制する事能はざるも亦宜ならず哉。唐の太宗は絶世の傑主、且つ當時在朝の英才偉器魏徵杜如晦房元齡孫伏加等十八學士濟々として此を補佐せり、故に貞觀政治の見るべき有り、然るに豪農産業を兼併するの禍を禁止せざるは他也。是れ百姓をして其の土地を離散せしむるの禍根なり、唐の徳盛んなりと雖ども古代の徳政に如かざる事を知る。然れば豪富の兼併を禁止するは易爲からざるものなる事察するに足れり、茲に其の仔細を論ぜんに先年他に賣り渡したる田畑及び山澤林藪諸産業を再び其の舊に復ん事を圖るには、必ず其の賣渡したる時の價金を出だして、此を買ひ戻すに非ざれば、理に於て不可爲の事なり。故に大唐全盛の富と雖ども、天下の兼併地を買ひ戻して、百姓一統に分配して此を授與する事能はず、一國の兼併地を買戻して一國の民に分配する時は、井田の法に異なりと雖ども、其の義全く井田に同じ。使百姓一仰事ニ父母ニ俯保ニ妻子ニ養ニ生喪ニ死而無怨の業此より善なるは有る事無し。誰か仁政にあらずと謂ん哉。是れに由て此を觀る時は、日州祇肥侯の領地は夏殷周三代以還未曾有の美

政國なりと知るべし。

五

○今田村 土性壟壤に少しく墳を混す。田方八町六段五畝二十一步、畑方二町九段一畝七步半、高百六十八石六斗八升三合、家數二十七軒、人別百二十二人、牛十疋あり。

當村は薪木を他村に賣り出す、其の外農事を出精し、種々作物皆相應に成熟し、大豆、小豆、小麥綿、繭を出す、且つ又牛賣買の商人及び鹽賣の商人等あり。

○大畠村 土性今田村に同じ、又赤埆壤の野有り、田方十八町三段二畝二十二步、畑方五町五段三畝十五步、高三百七十四石六斗三升七合、此内五十四石六斗三升七合、此内五十四石三斗七升三合無地高、家數四十五軒、人別百八十六人、牛十二疋。

當村は冬田畑共に大小麥、蠶豆豌豆等を作り、夏は田十五町程に稻を作り、木棉は田畑六町程作り、其の他大豆小豆及び種々の菜類を植ゆ。蠶兒も養ふ、秋は頗る米と綿を賣る、繭も出し、婦人は綿布を織る事少からず。大豆小豆等も賣る。又此村には御林も三箇所あれども、薪木を賣り出す事數千駄に及ぶ、能く出精して錢を贏村なり。然れども地主に年貢を納るに足らずして、小百姓大半國を去て傭夫を働き、冬より春の間は悉く他國に客作れ、些計の貨銀を得て歸る、己が家にて年を迎る者はあ

る事稀れなり、可_レ矜哉。此の村も燐壤の野山を開墾して極上品の烟草を作らば、廣大の利益を起し、又北向の山谷には黄連を作らしむべし。

○館村 土性鹽埴燐壤も亦有り、田方二十四町八段八畝二十四歩、畑方十二町二十四歩、高四百四十三石八斗五升五合、此内十七石一斗八合無地高なり、家數七十三軒、人別三百十七人、牛三十一疋あり。當村も大畠村の如く冬は田畑ともに大麥小麦豌豆蠶豆等を作り、凡そ三十五六町の麥大約七八百石を得べく、夏は二十三町の田に稻を植るを以て、米も亦五六百石を得べし、木綿も田畑十町餘に作るが故に、繰綿七八百貫匁程も有るべし、然れば年々米麥綿其の他繭大豆小豆等を賣り出す、價金頗る大なり、且つ此の村には御林六箇所ありて少しく薪木を買ひ入ると雖ども、困窮すべきの理はある事無し、然るに此村の小百姓己が家にて新春をも祝ふ事能はず、遠國に行て日雇等を働き冬春の間は他國に浮浪して宿に在る者の少き事大畠村に異なる事無きを觀れば、世上は片落しに爲て、富める者愈々富み、貧き者愈々貧なり、孔仲尼曰周有_二大賚_一善人惟富と、善人の富めるは百姓の害を作事無し、不善人の富むに至りては必ず小百姓を糜爛するに至る、惟れ天恵_レ民小民の困窮するを觀給ば、天心は如何なるべき、滔々たる者は天下皆是なり、今其れ天下の片落なるを奈何せんや。君侯資性仁厚にして、能く百姓を矜み給ふ事深み、庶幾は母寧_レ御領内の貧民を救ひて天心を康んぜよ、勤めて泉源法を修めしむるは即ち惟辟奉_レ天の階梯なるべし。又此の村の北山と云ふ所に、燐壤の地あり、追々に

此の野を開拓して極品の烟草を作らしむべし。

○東栗村 土性塗泥混_レ濁の埴埴なり、田方八十八町九段六畝八歩、畑方二十二町二段五畝十二歩餘、高千六百五十八石八斗八升五合、此の内百十三石六斗三升三合は無地高、家數二百三十八軒、人別九百八十八人、馬十六疋、牛九十八疋あり、別に〇〇二十四軒、持高八石八合五匁、永代増減する事を禁ず。當村は御林二箇所ありて、別に山野ある事無く、牛馬の飼料及び草肥も薪木諸材木皆他村より買入て用ふ。畑地と云ふも大抵屋敷畝歩なり。冬は田畑百町餘に大麥を作り、其の残り畠に小麦、蠶豆、豌豆、菘蕪菁等を作り、夏は田六十町餘に稻を植る、其の他田畑四十町程に木綿を作り、其の餘の畠に大豆、小豆、黍、稷、麻、烟草其他種々の蔬菜を作る。故に大麥大約二千石餘、米千三四百石、繰綿三四千貫匁を得べし、元來此の村は百姓皆な能く農業を出精するを以て、田畑耕作の仕方までも他村に絶して、其の形様美麗に見え、御領内第一の盛村なり。然れども糞肥を用る事草肥を埋るに過ぎるを以て、諸作物豐熟の大利を得る事能はざるは惜い哉。此の村と館村の奥に廣大なる野山あり、三村入會の野にて自由に成らざる處の由なり。然りと雖ども栗野より多金を出して相談に及ばば、何様にも成るべし、此の野山を多分栗村の有として、此に櫟木_レ字落樹等を植る立てば、數年の間に薪木大に満ち足るべし、地獄の沙汰も金次第とは眞に然言なり、積み金の利倍して廣大なるに及で、靜に之に従事らば、容易く出来る事必定なり。

右栗村郷九町、田方百七十四段六畝二十五步、畑方六十六町六段二十五步餘、高三千四百九十八石四斗三升二合、家數五百三軒、人別二千五百五十人、馬十九疋牛二百一疋あり、此の郷は米を生ずる事大約三千五六百石に下らず、麥を得る事は五千石以上に及ぶべし。御年貢を上納する事も三分一は銀納にし、且つ其の二千百人の食料は麥を専らとし、菜菔及び「オネマ」の葉、干菜菔葉、草木の葉、其他種々の菜類、瓜、茄子、豇豆、莢豆、芋類等を糶として食するが故に、食ひ餘る所の米穀甚だ多し、其の外黍、稷、粟、稗、大豆、小豆、菘子、芥子、麻、烟草、楮の皮、椴皮等の如き賣り出すべきものの夥しきを以て、其の價を會計する時は、其の數頗る大なり。且つ又繭を得るもの少からざるが故に、是駭然たる一箇の豐壤なり。小畑郷五村亦此れに次ぐ、故に此の川向の二郷は實に富國の厩倉なれば、綾部に亞たる大切の支縣なり、心を盡して富實せずんばあるべからず。

天保十一年庚子年七月

椿園 佐藤 元海

信 淵 花押

藏觀察秘記文

上敬昊天之心、下愛萬民之身、先生之學、可謂先王堯舜之遺法也。夫有仁心仁聞、民不蒙其澤不行先王之道也、當世儒者口稱其事、心不知其法、可謂徒善、不以足爲政、徒法莫

以自行也。先生幸來游此地、故請得被巡察弊邑、而有筆記、名曰觀察秘記。其言確而遠、簡而詳、實弊邑爲萬代之寶。且先生作此書、使予及國一益吏教諭吏勉勵、然如其功、未成見者、或有不察此書之眞、而妄誹末失者。是以不敢許他見、製一帳、以藏篋中云爾。

天保十一年八月九日

藤原隆 都謹識

讀後の感

一

彼が農村調査の方法は先づ各郷毎に地域をきめ、其の郷内の村落を一々巡りて土性、戸數、田畑石高、家畜數を調べ、進んで其の村の人情、風俗、産業狀態を精査して各村の事業を明かにしたる上で對策を考へ、最後に全郷一體を對象として再び其の全郷の爲に改善策を立つると云ふ方法を探つてゐて、彼の高唱する國土經緯の地域的設計書としての特色を最もよく現してゐる。

即ち見る、信淵は綾部領内六十ヶ村を村又村と巡歴し、其の足を入れざる村の日尾村と常願寺とに就ては入村せざる故、實情を明にせずとはつきり斷つてゐるが、(下卷、中筋七ヶ村) 其の他の綾部領

内の農村は全部を自ら行脚してゐるのである。

彼が考へた農村改良の方法としては最初に綾部陣屋附近なる坪の内二ヶ村を模範村としたい希望の下に、此の二ヶ村の改良に格段の力を注ぎ、此の二ヶ村の示範によりて他の村々を改善すべしと力説せるは、今日の皇國農村建設順序と符合するものがある。

農業と工業との矛盾に就ては極めて剴切なる見解を披瀝し、各地方に其の實例を求めて一々指摘してゐる。即ち信濃の松本には煙草刻みの手工業が行はれ、其の職人は越前地方の農村から來て居り、又岩代の會津地方には漆製造業が起り、其の職人は下野の農村から來て居るが、今、綾部領の農民は隣國山城の宇治茶製造の爲に出稼をして居る。そして會津に出稼する野州の農家と、信州に出稼する越前の農家が共に貧乏の極に置かれて在るやうに、宇治に出稼する丹波の農民も困窮してゐると説破してゐるあたり（上巻、坪の内村）、問屋工業制度が漸く農村を疲弊せしむるに至つた事實を突き止めて、彼が鋭き觀察眼の一面を窺はしむる。

農村經濟建て直しの爲には、薪炭、肥料、飼料等の採集地としての林野に着眼して、其の功用を力説し、且つ一村内に特立する豪家あるは非なりとし、かうした普通農家と懸け離れたる富戸の存するは、一領内に二人の領主あると同様であつて、農家は此の領主と一國の領主とに夫々自家産物を割いて上納せねばならないとて、土地所有に地主制度の伴ふ弊害を指摘してゐるのは、彼が皇道經濟學の

根本から流れ出てゐる（上巻、神宮寺村）。更に又彼は善良なる農民が土地所有の集中を行つた場合には指して大なる弊害を醸さないが、不善の徒が廣大の土地を所有すれば、忽ち其の隸下の農民を虐遇し、搾取を事とすることになるから、警戒しなければならぬと云つてゐる（下巻、館村）。

二

彼が眼に映じたる綾部領一部の農民は習俗概ね善良ならず、現に山方の村民は薪炭の賣出しによる多少の益金を得れば、それを使つて博奕に耽り、正業を輕んずるの風があるとして、其の弊習を難詰して、惡風の矯正を叫んで居る（中巻、山裏郷）。彼は農村を改良するには孔聖の教に随つて村民を教化することは勿論だが、かうした教化を實踐するには村々に優秀なる指導人物がなければならぬ。幸に味方村には武右衛門なる人物がある、此の者は農業技術と云ひ、其の人格と云ひ、當に一村の模範とするに足るから、此等を田畠（農村巡迴教師）に任命して指導の任を負はしむるがよいと云つてゐる（上巻、味方村）。之は信淵の經濟學乃至農政學に通ずる物心一如の片鱗である。蓋し彼が思想は廣大にして融通無碍、我國土を經緯するにも、世界を混同するにも、身を以て我が皇祖皇宗の聖徳を垂範する指導者が必要であると考へたと同様に、一郷一村を改善するにも、率先躬行の指導者を必要とすると思惟し、又碌々農村調査もせず政治を施すを土偶人と云ふとて其の杜撰を警めてゐる。

彼は一國を治むる君侯が徒らに餞貨を漁り、領内に富豪なきを歎いたり、農政を行ふに當りても、水帳と算盤を手にするのみで人民の勞苦を察せず、日常の生活に思遣りがなければ農村の振興は期待し得るものではないと説破してゐるが(中巻、上野村)、之も彼の政治哲學の創業論から來てゐるのである。併し農村の建て直しには何處までも農民の自奮自立を要望し、四角四面の神道哲學を振り翳す信淵も偶にはぐつと碎けて『植えて見よ、花の咲かざる里もなし、心からこそ身は卑しけれ』との軟かさを示し(上巻、綾部坪の内二ヶ村)、柔和の思想、人をして接し易からしむるものがある。

三

斯の如く多方面より農村を観察しつゝ、其の意見を述ぶるに當りては、常に其の捧持する哲學に準據しつゝも、農業技術の改良に關しては「草木六種耕種法」を引用し、農民教育を論ずるには「田畧年中行事」を引き、且つ又立地的には其の作物種類を村々の土性に應じて定めざるべからずと説き、又土質によりては煙草の栽培を大に奨励してゐるのは、其の頃都鄙を通じて喫煙の風漸く盛となり、之を栽培する農家の利益の少なからざることを看取つたからであらう。尙彼は其の頃、住居を武藏足立郡の鹿手袋村に定めてゐたので、綾部領巡察の際、物部村農村との比較に於て、鹿手袋村の事情に言及してゐるが、之は彼が江戸府外に謹慎を命ぜられてゐても諸侯招聘による旅行は自由であつた事を

想はしむるものである(下巻、物部村)。

以上は極めて概略ながら、農政學者信淵の眼に映じた綾部領内六十ヶ村の農事調査の一面であるが讀者既に信淵の名著「天柱記」、「鎔造化育論」、「農政本論」、「田畧年中行事」等により彼が思想の一斑に觸れてゐるならば、此の「丹波巡察記」にも亦點々として彼の哲學理念の閃めいてゐるのを見出すであらう。即ち此の渺たる一巡察記の中にも彼が視界の博大さが窺ひ得られ、流石に當代日本農政學の大家たりし事を如實に憶はしめずんば息まないものがある。此の觀點よりして、此の「丹波巡察記」は一小篇ではあるけれども、彼の手記に成る建白書としては頗る特徴あるものと云へる。

四

併し彼が綾部侯の招請に應じて丹波農村を巡行したる天保十一年三月には、彼の年齒既に七十二歳を數へ、其の健康の漸く衰へつゝあつたことを覺つてゐたやうである。其の事は山裏郷十四村の改良意見の末尾に「此の郷は安井川其の中央を流れ、水掛りも自在にて、田畑多く、山嶽林藪極めて廣し、山谷の間なる村里なりと雖、太陽の光輝能く映り、作物豐熟し、人民大に蕃息すべきの地なり、今より以後、勤めて予が泉源法を修め、政教を嚴肅にし、博奕を制禁して、農事に精細を盡さば後に大に富盛すべし、信淵老たり、其の成功を觀ること能はず」との嗟嘆の聲を洩してゐるのである。讀み去

り讀み來つて、そゞろに哀愁を催さしむるものがある。七十二歳の高齡を以て村又村と六十餘ヶ部落を巡察して、其の天然、其の人事、其の經濟狀態を一々精査して得たる事象は百様百態、問題又山積し、それを早急に改良すべき必要を痛感しながら、其の天命の盡くる日の漸く近きを知りたる彼は、既に其の老先の短きを感じてゐたのである。明和六年に羽後の一寒村に生れてより此の方七十有二年、其の間あらゆる生活上の困苦や、世間の白眼視に堪えつゝ、今天保十一年三月、請はれて丹波農村を巡視しつゝある彼の身中には漸く疲勞を覺えたのであらう。彼が力作「宇内混同秘策」の剛壯雄健なる筆致に接したる讀者は此の「丹波巡察記」の中巻山裏郷の條末に至りて遽かに哀感の迫るを禁じ得ないであらう。それも其の筈、彼が「宇内混同秘策」を著したのは文政六年五十五歳の時であつたが、爾來十有六年を経て、今は七十二歳の春である。併し彼が天壽は尙續き、嘉永三年正月八十二歳を以て江戸に於て永眠する日まで、尙十年の餘壽が與へられた。

x x x x x

昭和十八年三月十七日、武藏野の一角に住める後進の一學徒、小野武夫、遠く一百有餘年前の天保の昔、一簞一笠の姿もて、丹波僻村の路傍に佇んで、農村建設の思索に耽る白髮瘦身の一老翁、信淵先生が風貌を憶ひ見つゝ、襟を正して筆を執る。

第六章 信淵の時代に於ける社會經濟事情

第一節 武士階級の頽廢

偉人の出現は其の時代に負ふ所が多い。信淵の場合に於ても亦同様であつて、信淵在世當時の社會經濟事情の前に彼を据えて觀ないと、彼の全貌がはつきりしないから、茲に彼の在世時代に於ける社會經濟事情を掻い摘まんで述べる。

其の第一は徳川時代中期以後に於ける武士階級の變質の狀況である。徳川時代の半ば以後になると、幕府を初め各藩の家士は泰平に馴れて戦鬪員たる實質を失ひ、社會秩序を保持する實力は家中士から離れて、與力同心の如き、今日で云へば警防團や巡查のやうなもの、方に移つて行つた。詰り武士階級は文弱に流れて、茶の湯をやつたり、生花をやつたり、歌、俳諧をやつたりして、社會の上層部には居るが、結局一聯の貴族群と化してしまつたのである。此の點が信淵の眼に強く反映し、彼をして之を不生産的遊民と叫ばしめむるに至つたのである。

次には武士階級が身分的分裂を致したことで、其のことは日本社會史上に劃線を引いた著しい變化